

令和3年

消 防 防 災 年 報

広 島 県

消防防災年報の利用に当たって

1 調査期日

令和3年4月1日現在である。ただし、各表に表示されているものについては、その表示による。

2 調査対象

市町（14市9町）及び消防本部（13消防本部）

3 留意事項

- (1) 図・表の作成に当たっては、総務省消防庁が行う各種調査の記載要領に準拠することとした。
- (2) 各表における市町、消防組合の掲載順は、原則として地方公共団体コード順による。

目 次

第1 消防体制の現況

1 消防組織	I - 1
2 消防の常備化	I - 5
3 消防の広域応援体制	I - 7
4 消防施設	I - 7
5 消防費	I -11
(消防体制の現況 統計資料)	
第1 - 1 表 消防力総括票	I -14
第1 - 2 表 消防本部一覧	I -15
第1 - 3 表 消防の現況	I -16
第1 - 4 表 階級別消防吏員数	I -17
第1 - 5 表 勤務体制別消防職員数	I -18
第1 - 6 表 在職年数別消防吏員数	I -19
第1 - 7 表 階級別消防団員数	I -20
第1 - 8 表 在職年数別消防団員数	I -21
第1 - 9 表 消防ポンプ自動車等現有数 (消防本部・署所)	I -22
第1 - 10 表 消防ポンプ自動車等現有数 (消防団)	I -24
第1 - 11 表 消防水利の現況	I -25
第1 - 12 表 化学消火薬剤備蓄状況	I -27

第2 救急体制・救助体制

1 救急業務の実施体制	II - 1
2 救急業務の実施状況	II - 1
3 プレホスピタル・ケアの充実とメディカルコントロール体制の整備	II - 9
4 ヘリコプター救急搬送	II -10
5 高速自動車国道等における救急業務実施体制	II -12
6 救急医療体制	II -15
7 救助活動の実施体制	II -15
8 救助活動の実施状況	II -16
(救急体制・救助体制 統計資料)	
第2 - 1 表 救急業務の実施体制	II -19
第2 - 2 表 救急隊及び救急隊員数	II -21
第2 - 3 表 経営主体別医療機関数	II -22
第2 - 4 表 事故種別救急出動件数	II -23
第2 - 5 表 事故種別救急搬送人員	II -24
第2 - 6 表 医療機関等に搬送された傷病者数	II -25

第2-7表	年齢区分別搬送人員	II-26
第2-8表	現場到着所要時間別出動件数	II-27
第2-9表	収容所要時間別搬送人員	II-28
第2-10表	医師の現場出動件数	II-29
第2-11表	事故種別不搬送件数	II-30
第2-12表	救助隊数及び救助隊員数	II-31
第2-13表	救助隊が搭乗する車両	II-32
第2-14表	事故種別救助出動件数	II-33
第2-15表	事故種別救助活動件数	II-34
第2-16表	事故種別救助人員の状況	II-35
第2-17表	火災時における救助活動の状況	II-36
第2-18表	事故種別救助出動人員	II-37
第2-19表	事故種別救助活動人員	II-38
第2-20表	事故種別救助出動車両等台数	II-39
第2-21表	事故種別救助活動車両等台数	II-40
第2-22表	救助活動のための主な救助器具の保有状況	II-41

第3 消防職団員の活動と処遇

1	活動状況	III- 1
	(消防職団員の活動と処遇 統計資料)	
第3-1表	消防機関の出動回数(消防本部・署所)	III- 3
第3-2表	消防機関の出動延人員(消防本部・署所)	III- 4
第3-3表	消防機関の出動回数(消防団)	III- 5
第3-4表	消防機関の出動延人員(消防団)	III- 6
第3-5表	非常勤消防団員の報酬及び出動手当等	III- 7

第4 防災対策

1	防災行政	IV- 1
2	情報通信体制	IV- 2
3	自主防災組織の状況	IV- 4
4	災害危険箇所等の状況	IV- 4
5	防災ヘリコプターの運航	IV- 5
6	防災拠点の整備	IV- 6
7	災害ボランティアの活用	IV- 8
	(防災対策 統計資料)	
第4-1表	防災会議の状況	IV- 9
第4-2表	地域防災計画の状況	IV-10
第4-3表	情報連絡体制, 防災訓練の状況	IV-11
第4-4表	防災無線通信施設の状況	IV-12

第4－5表	自主防災組織の状況	IV-13
第4－6表	災害危険箇所等の状況	IV-14

第5 予防行政の現況

1	火災予防思想の普及	V- 1
2	民間防火組織	V- 2
3	防火対象物	V- 3
4	消防設備士	V- 4
(予防行政の現況 統計資料)		
第5－1表	婦人防火クラブの現況	V- 5
第5－2表	少年消防クラブの現況	V- 7
第5－3表	幼年消防クラブの現況	V- 8
第5－4表	防火対象物数	V- 9
第5－5表	防火管理者の選任状況	V-11
第5－6表	消防用設備等の設置状況	V-12
第5－7表	消防設備士試験実施状況	V-13
第5－8表	消防設備士免状交付状況	V-13
第5－9表	消防設備士講習受講状況	V-13

第6 危険物規制

1	危険物の規制	VI- 1
2	危険物施設	VI- 1
3	危険物事業所	VI- 3
4	立入検査	VI- 3
5	危険物施設等における事故	VI- 3
6	危険物取扱者試験及び危険物取扱者免状	VI- 4
7	危険物取扱者保安講習	VI- 4

(危険物規制 統計資料)

第6-1表	危険物施設数（完成検査済証交付施設）	VI- 5
第6-2表	消防本部別危険物施設数（完成検査済証交付施設）	VI- 6
第6-3表	指定数量別・類別危険物施設数（完成検査済証交付施設）	VI- 7
第6-4表	容量・類別屋外タンク貯蔵所数（完成検査済証交付施設）	VI- 8
第6-5表	危険物施設に対する立入検査状況並びに危険物施設及び無許可施設 に対する措置命令件数	VI- 8
第6-6表	形態別危険物規制対象数（完成検査済証交付施設）その1	VI- 9
第6-7表	形態別危険物規制対象数（完成検査済証交付施設）その2	VI- 9
第6-8表	容量別旧法タンクの新基準適合数（完成検査済証交付施設）	VI- 9
第6-9表	容量及び形態別の地下貯蔵タンク等の数（完成検査済証交付施設）	VI-10
第6-10表	施設別の地下貯蔵タンク等の数（完成検査済証交付施設）	VI-10
第6-11表	容量及び形式別の移動タンク貯蔵所数（完成検査済証交付施設）	VI-11
第6-12表	給油危険物別の給油取扱所数（完成検査済証交付施設）	VI-11
第6-13表	危険物事業所数	VI-11
第6-14表	製造所等の許可，完成検査及び廃止届等の数	VI-12
第6-15表	圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに少量危険物の状況	VI-12
第6-16表	危険物施設等の事故発生件数の推移（施設別）	VI-13
第6-17表	危険物施設等の事故発生件数の推移（事故種別）	VI-13
第6-18表	危険物取扱者試験実施状況	VI-14
第6-19表	危険物取扱者免状交付状況	VI-14
第6-20表	危険物取扱者保安講習受講状況	VI-14

第7 保安行政

1	火薬類・猟銃保安	VII- 2
2	高圧ガス保安	VII- 6

第8 教育訓練

1	広島県消防学校の沿革	VIII- 1
2	組織及び職員数	VIII- 1
3	施設の概要	VIII- 1
4	教育訓練の概要	VIII- 2
5	教育訓練の実施状況	VIII- 3

第9 火災概況

	火災概況の見かた	IX- 1
1	火災概況	IX- 4
2	出火件数	IX- 4
3	出火原因	IX- 5

4	死者・負傷者	IX- 6
5	平成 29 年中の火災の特色	IX- 8
6	過年度特記火災事例 (火災概況 統計資料)	IX- 8
第 9 - 1 表	火災総括表	IX-10
第 9 - 2 表	出火原因別火災件数の推移	IX-11
第 9 - 3 表	市町別火災発生状況	IX-12
第 9 - 4 表	火災件数・損害額の推移	IX-13
第 9 - 5 表	火災による死者・負傷者の推移	IX-14

第 10 石油コンビナート等防災区域

1	位置図	X- 1
2	県の防災対策	X- 1
3	事業所の防災対策	X- 2
4	広島県の特別防災区域の概要	X- 2
5	石油コンビナート等事故件数	X- 3
6	最近の事故の状況	X- 3

参考資料

広島県危機管理監の組織	資- 1
消防機関の名称及び所在地	資- 2

第 1 消防体制の現況

第 1 消防体制の現況

1 消防組織

(1) 消防機関と人員

令和3年4月1日現在における市町の消防機関と人員の現況は、第1表のとおりである。

第1表 市町の消防組織数の現況

区 分		令和2年 (4月1日)	令和3年 (4月1日)	対前年比	
				増減数	増減率
消防本部・署所	消防本部	13	13	0	0.0%
	消 防 署	37	39	2	5.4%
	出 張 所	79	77	▲2	▲2.5%
	消防職員	3,678	3,678	0	0.0%
	消防吏員	3,660	3,661	1	0.0%
消防団	消 防 団	30	30	0	0.0%
	分 団	546	535	▲11	▲2.0%
	消防団員	21,199	20,732	▲467	▲2.2%

近年の推移は、第2表及び第1図、第2図のとおりである。(ともに毎年4月1日時点)

消防吏員は、昨年度に比べ1名増加した。6年続けて増加しており、過去最多の人数となっている。

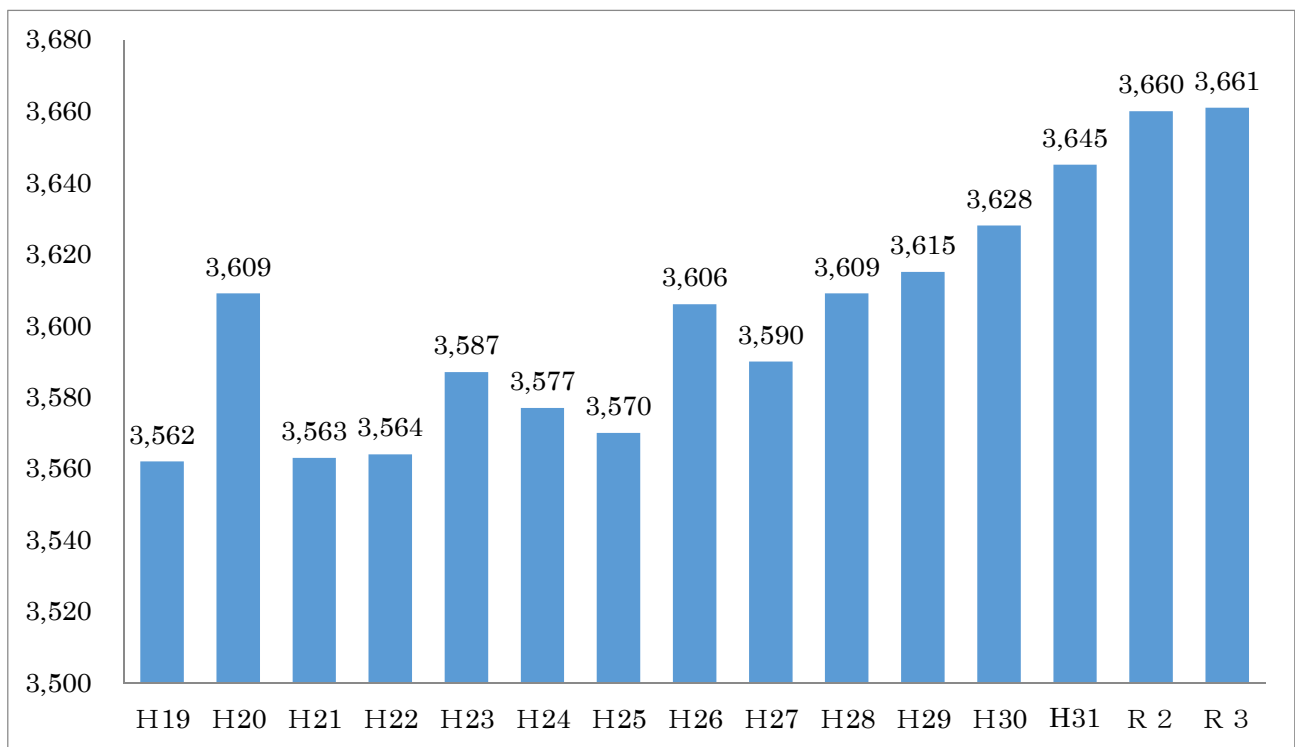
一方、消防団員は全国的な傾向と同じく、過去15年間で約8.4%の減少となっている。

第2表 市町の消防組織数の推移

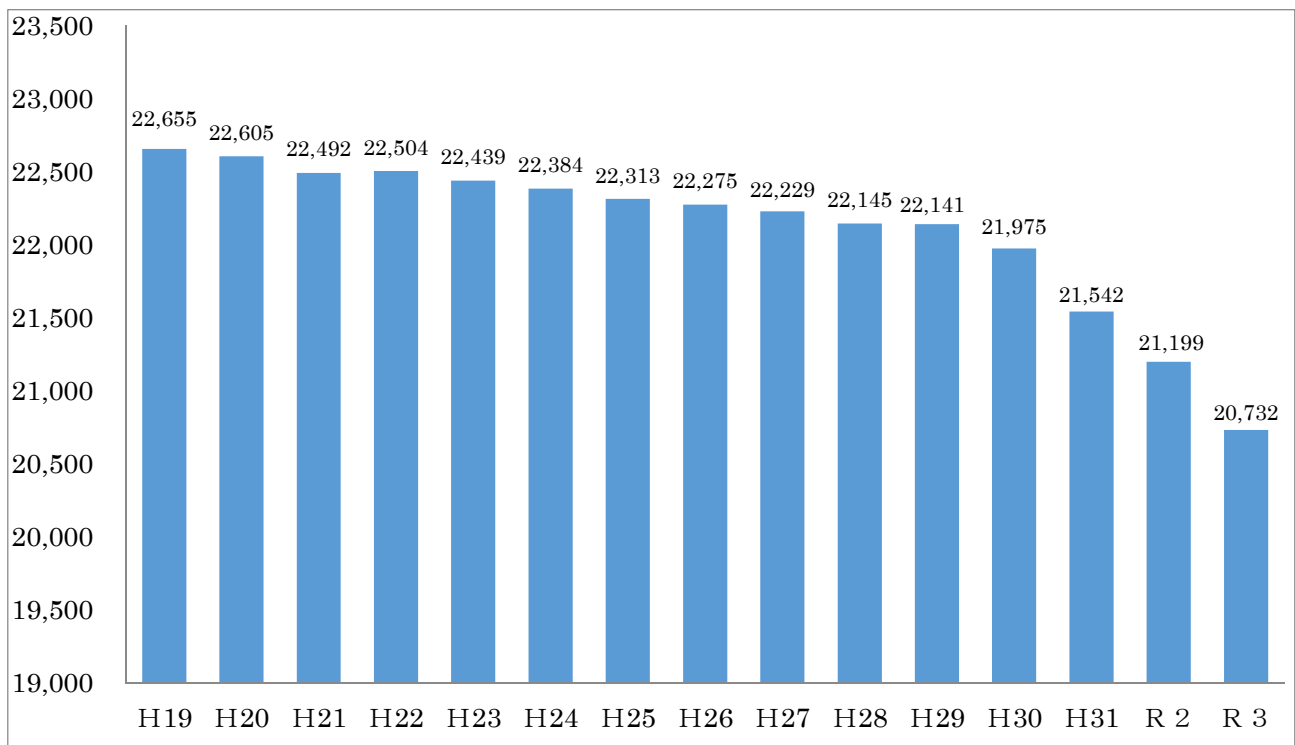
(毎年4月1日)

区 分	10年	15年	20年	25年	29年	30年	31年	R2年	R3年
消防本部	20	19	14	13	13	13	13	13	13
消 防 署	39	39	40	37	37	37	38	37	39
出 張 所	76	75	75	75	77	78	77	79	77
消 防 団	93	86	30	30	30	30	30	30	30
分 団	700	661	628	548	547	547	546	546	535

第1図 消防吏員数の推移 (毎年4月1日)



第2図 消防団員数の推移 (毎年4月1日)



(2) 消防本部・署

ア 市町の消防事務を統括する消防本部は、令和3年4月1日現在、県内に13本部あり、消防署は39署設置されている。13消防本部のうち、市町単独で消防本部を設置しているものが11あり、残りの2消防本部は地方自治法の規定に基づく地方公共団体の組合により設置している。

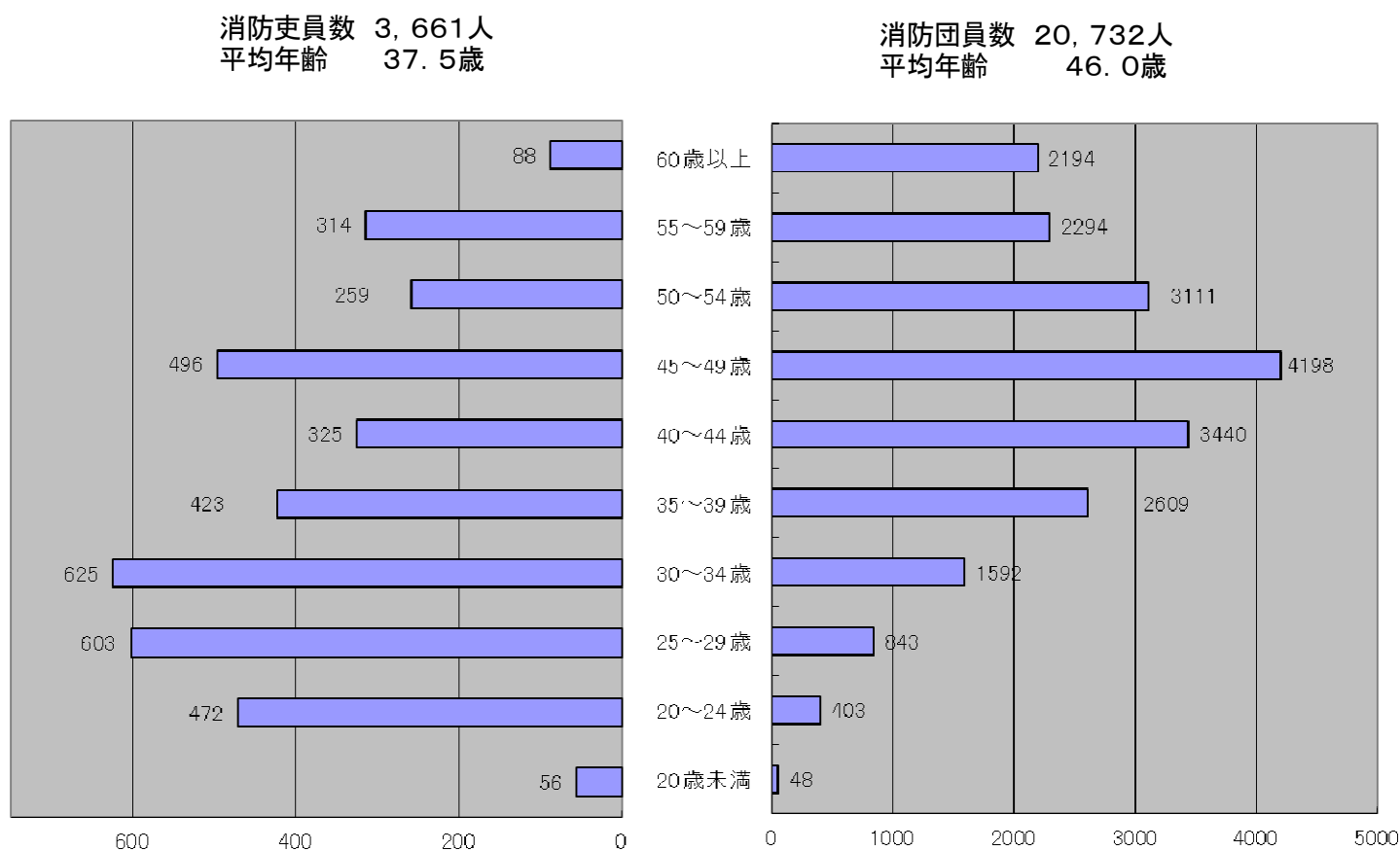
イ 消防吏員

消防職員のうち、階級を有し、制服を着用して消防活動等の消防事務に従事する消防吏員の数は、令和3年4月1日現在で3,661人となり、昨年に比べて1人の増加となった。

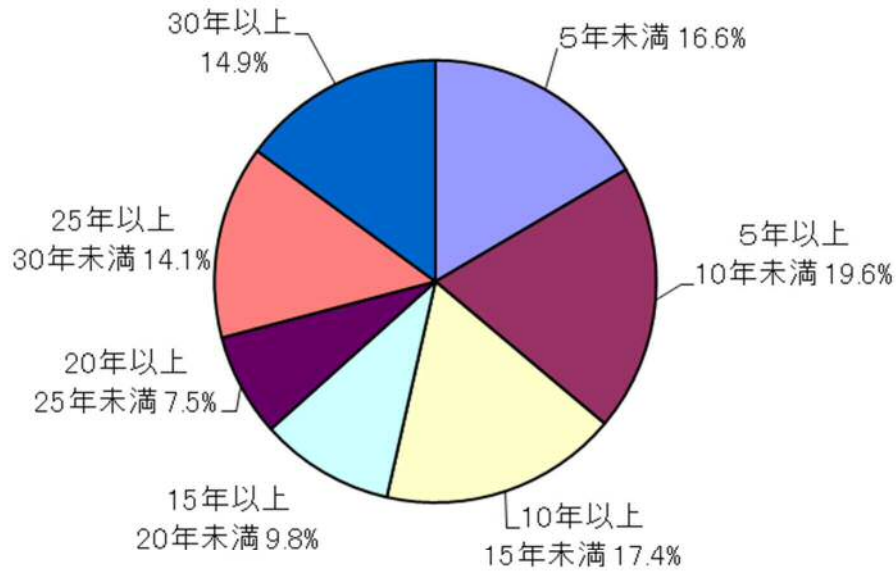
年齢構成は第3図のとおりである。50歳以上が全体の約2割となっており、あと数年は大量退職とそれに伴う大量採用が続く見込みである。また、在職年数別においても、25年以上の在職者が全体の約3割を占めている（第4図）。

なお、平均年齢は年々上昇が続いていたが、大量退職期を迎え新規採用者が増加していることから平成20年から低下傾向となっており、37.5歳となっている（第6図）。

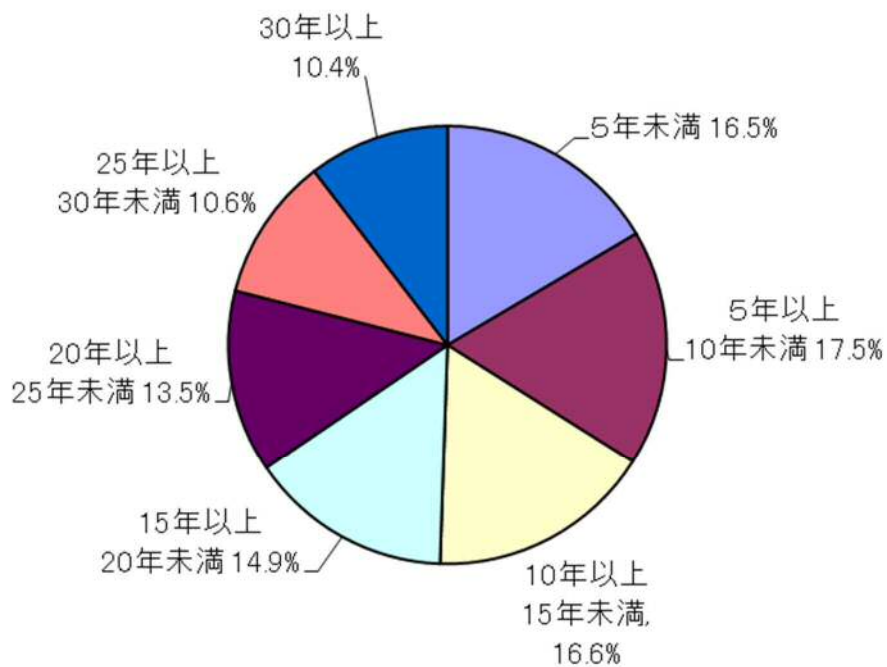
第3図 消防吏員・消防団員の年齢構成（令和3年4月1日現在）



第4図 消防吏員の在職年数別構成(令和3年4月1日現在)



第5図 消防団員の在職年数別構成(令和3年4月1日現在)



(3) 消防団

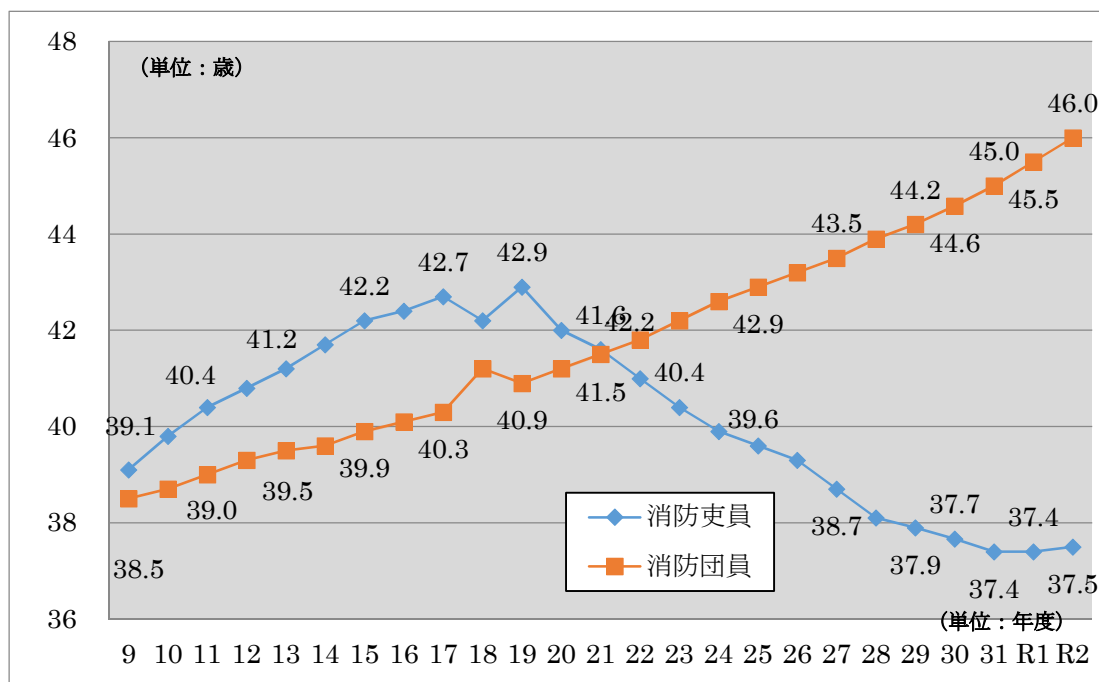
ア 県内の消防団は、令和3年4月1日現在で30消防団（535分団）が編成されており，広島市が各区に消防団を置く多団制をとっているが，他の市町では，1市町1団制をとっている。

イ 消防団員

県内の消防団員数は、第2図のとおり年々減少傾向にあり、令和3年4月1日現在においては、20,732人で前年より467人減少している。年齢構成別消防団員数は、第3図のとおりであり、在職年数別消防団員数は、第5図のとおりで在職10年未満の団員が全体の約35%を占めている。

また、平均年齢の推移は、第6図のとおりで、46.0歳となっており、上昇傾向にある。

第6図 消防吏員・消防団員の平均年齢の推移(各年度4月1日時点)



2 消防の常備化

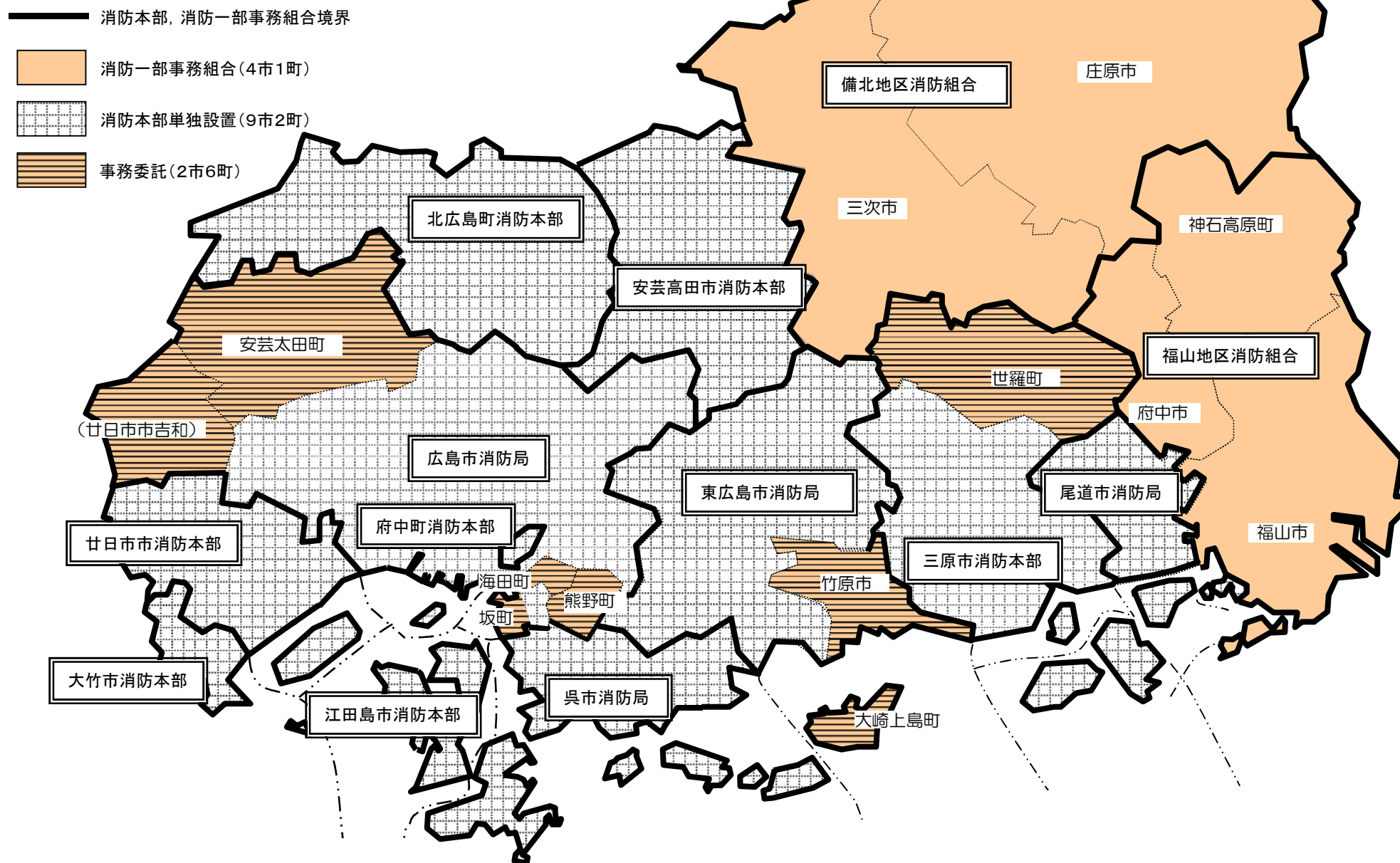
「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」の指定を受け、消防本部及び消防署を設置している市町（一部事務組合及び事務委託によるものを含む。）は、23市町であり、常備化率は市町数で100%に達している。令和3年4月1日現在の状況は第3表及び第7図のとおりである。

第3表 常備化の状況

区 分		市	町	計
市 町 数		14	9	23
内 訳	単 独	9	2	11
	一部事務組合	4	1	5
	事務委託	2	6	8

☆内訳の合計が市町数と相違しているのは、廿日市市が、単独で消防本部を設置しつつ、市内の一部地域(吉和地区)について事務委託を行っていることにより二重に計上されているためである。

第7図 消防現況図（令和3年4月1日現在）



3 消防の広域応援体制

消防においても市町が単独で処理するよりも効率的であるとして、共同組織等又は相互に応援する広域消防体制の整備が進められている。その方法として、地方自治法の規定に基づく一部事務組合又は事務委託によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定によるものがある。

令和3年4月1日現在における県内市町による一部事務組合数、事務委託数は、第3表のとおりである。一方、消防相互応援協定については、昭和62年10月1日、大規模災害に備え、今までの応援協定を廃止（県外団体との協定を除く。）し、県内どの団体からも応援可能な広域消防相互応援協定として「広島県内広域消防相互応援協定」（平成29年6月1日改正）が締結された。この協定の特徴は次のとおりである。

- (1) 県内の市町及び消防組合が一本化した協定書により締結する。
- (2) 協定の実施区域は、県内全域とする。
- (3) 対象とする災害は、協定市町等の応援を必要とするすべての災害とする。
- (4) 応援要請がない場合であっても、必要があると認めた場合は、応援することができる。
- (5) 応援に要する経費は、現地調達物資を除き、原則として応援側が負担する。

また、高速道路における消防の特殊性から、県内のインターチェンジ所在団体により、平成5年10月26日付けで「広島県内高速道路消防相互応援協定」が締結されている。

広島市が平成2年5月16日から運航させている消防ヘリコプターについては、県内全市町村が平成2年3月7日付けで「広島県内航空消防応援協定」を締結している。また、広島県が平成8年7月11日から運行させている防災ヘリコプターについては、広島県、県内全市町村及び県内全消防組合が「広島県防災ヘリコプター応援協定」を締結している。

4 消防施設

市町の消防施設は、国が示す「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を基準として、計画的に整備が進められている。

(1) 消防機械

消防機関における消防機械の保有数の推移は、第4表のとおりである。消防団においては、小型動力ポンプ等の整備により機動力の確保が図られている。

(2) 消防水利

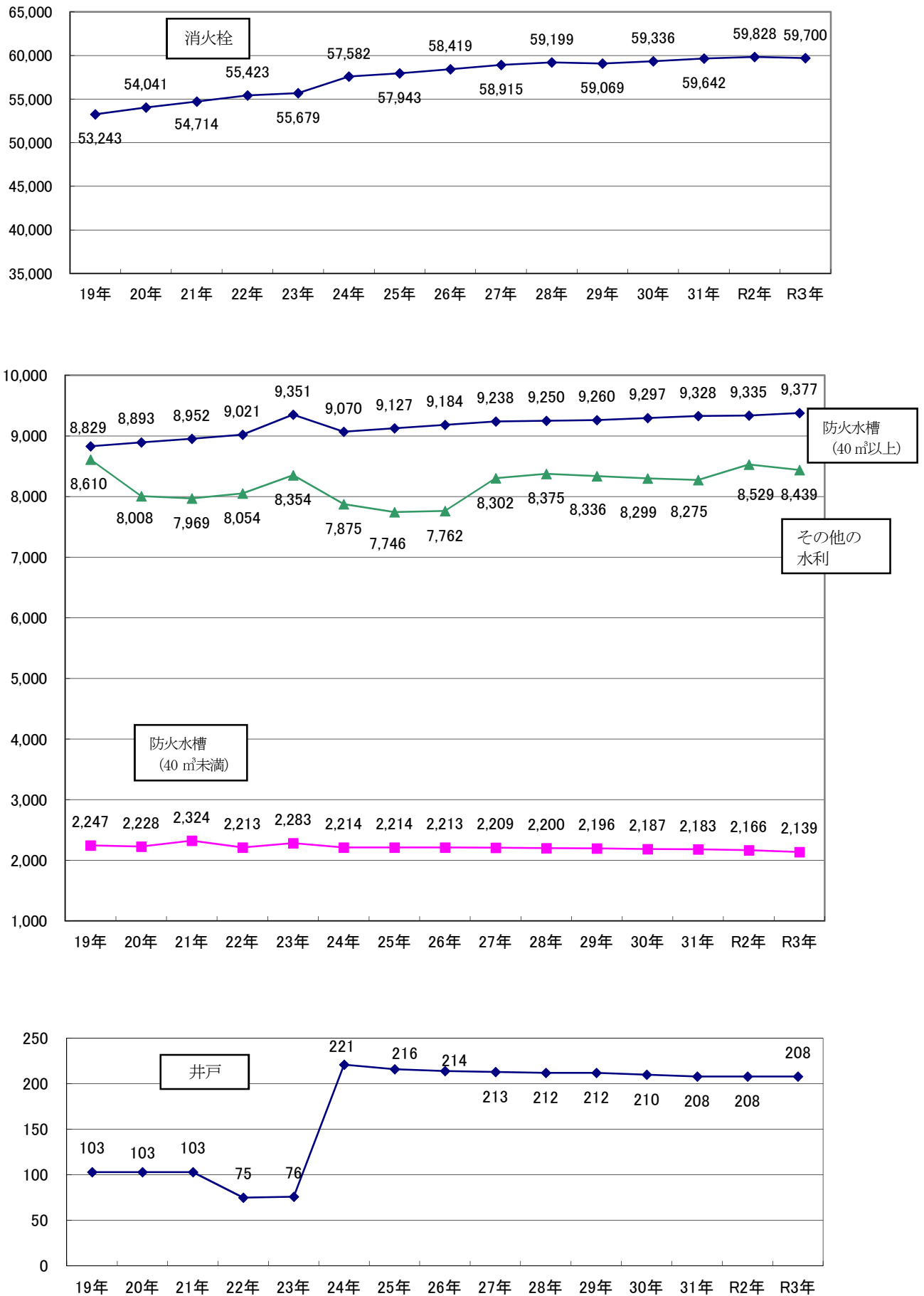
消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械と共に不可欠なものである。消防水利には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と、河川、池、湖、沼、海等の自然水利があり、人工水利と自然水利の適正な組合せを考慮することが必要である。その保有数の推移は、第8図のとおりである。

第4表 消防機械の保有数の推移

(毎年4月1日)

区 分		24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	R2年	R3年
消防本部・署所	消防ポンプ自動車	136	133	131	131	135	137	142	140	145	145
	水槽付消防ポンプ自動車	75	75	77	77	79	71	65	64	65	65
	救助工作車	30	32	32	31	31	31	30	30	29	29
	小型動力ポンプ	118	92	93	95	90	90	89	82	84	83
	小型動力ポンプ付積載車(うち数)	34	34	32	32	31	30	30	30	31	31
	はしご付消防ポンプ自動車(屈折含む)	32	31	32	34	29	29	29	29	29	29
	化学消防自動車	21	21	21	21	20	19	18	18	18	18
	救急自動車	163	162	162	162	162	163	164	164	169	170
	消防艇	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他の消防自動車	213	173	172	217	212	182	181	171	182	182
消防団	消防ポンプ自動車	188	188	187	188	184	181	180	176	175	172
	水槽付消防ポンプ自動車	-	-	1	1	1	2	2	2	2	2
	小型動力ポンプ	1, 898	1, 924	1, 764	1, 726	1, 726	1, 699	1, 692	1,679	1,637	1,460
	小型動力ポンプ付積載車(うち数)	1, 227	1, 225	1, 226	1, 230	1, 231	1, 232	1, 229	1,230	1,227	1,225
	その他の消防自動車	50	48	46	49	49	43	46	56	46	52
合 計	消防ポンプ自動車	324	321	318	319	319	318	322	316	320	317
	水槽付消防ポンプ自動車	75	75	78	78	80	73	67	66	67	67
	救助工作車	30	32	32	31	31	31	30	30	29	29
	小型動力ポンプ	2, 016	2, 016	1, 857	1, 821	1, 816	1, 789	1, 781	1,761	1,721	1,543
	小型動力ポンプ付積載車(うち数)	1, 261	1, 259	1, 258	1, 262	1, 262	1, 262	1, 259	1,260	1,258	1,256
	はしご付消防ポンプ自動車(屈折含む)	32	31	32	34	29	29	29	29	29	29
	化学消防自動車	21	21	21	21	20	19	18	18	18	18
	救急自動車	163	162	162	162	162	163	164	164	169	170
	消防艇	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他の消防自動車	263	221	218	267	261	225	228	227	228	234

第8図 消防水利(人工水利)の保有数の推移



(3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。

消防通信施設には、火災報知専用電話（119 番）、火災報知機、消防電話、消防無線電話等があり、4 月 1 日現在の状況は、第 5 表のとおりである。

第5表 消防通信施設等の状況

(毎年4月1日)

区 分		26年	27年	28年	29年	30年	31年	R2年	R3年
消防救急業務用無線局	基地局及び固定局	158	156	113	119	119	126	126	122
	移動局	2, 010	1, 984	2, 791	2, 375	2, 389	2,922	2,947	2913
消防機関にある電話 (回線)	火災報知専用電話 (119)	227	236	205	195	194	186	183	191
	消防電話 (消防機関相互専用)	76	60	45	45	55	55	67	67
	一般加入電話	715	785	666	706	775	783	793	791
救急指令装置		20	3	3	4	5	4	6	6

(4) 化学消火薬剤

近年、産業経済の発展と生活様式の多様化に伴い、各種の危険物施設及び危険物品が増加しており、これらの危険物火災に対処するため化学消火薬剤の備蓄が図られている。4 月 1 日現在の市町の備蓄状況は、第 6 表のとおりである。

第6表 化学消火剤の備蓄状況

(毎年4月1日)単位:k1

区 分	たん白系	合成界面 活性剤	水成膜泡 消火薬剤	水溶性液体 用泡消火剤
27 年	47.46	24.20	12.46	11.67
28 年	58.22	23.17	11.89	1.84
29 年	48.50	26.27	8.98	12.57
30 年	45.34	23.72	6.42	12.38
31 年	40.50	21.99	5.87	9.71
R2 年	28.54	22.79	14.77	9.87
R3 年	28.34	24.36	14.50	7.81

5 消防費

(1) 消防費の決算状況

令和2年度の市町の消防費歳出決算額は480億6,458万円であり、普通会計歳出決算額に占める割合は2.2%となっている。これを前年度と比較すると、消防費歳出決算額は、11億2,269万円(2.3%)減少している。

一部事務組合を含めると、消防費歳出決算額は552億5,916円となっており、前年度に比べ12億2,709万円(2.2%)減少している。また、1世帯当たりの消防費は41,553円、県民1人当たりでは19,648円となっている。前年度と比較すると、1世帯当たりでは1,097円の減少、1人当たりでは334円の減少となっている。1人当たりの消防費が最も低い市町は、福山市で11,673円、ついで府中町(11,700円)、海田町(12,758円)の順となっており、最も高い市町は安芸太田町(102,813円)で府中町の約9倍となっている。

消防費決算額の対前年度比較は、第7表のとおりである。

第7表 消防費の決算状況

区 分	単位	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	(B)-(A)
普通会計歳出決算額 (1)	千円	1,434,454,768	1,754,546,480	320,091,712
消防費決算額歳出決算額 (市町分)	千円	49,187,275	48,064,581	▲1122694
消防費決算額歳出決算額 (一部事務組合含む) (2)	千円	56,486,249	55,259,163	▲1,227,086
消防費決算額の財源内訳のうち 一般財源等	千円	42,989,964	42,288,676	▲701,288
1世帯当たりの消防費 $\frac{(2)}{\text{世帯数}}$	円	42,650	41,553	▲1,097
県民1人当たり消防費 $\frac{(2)}{\text{人 口}}$	円	19,982	19,648	▲334
(2) / (1)	%	3.9	3.1	▲0.8

* (2)の消防費決算額歳出決算額(一部事務組合含む)には、各市町から各消防組合への補助金及び負担金も含まれている。

(2) 経費の性質別内訳

消防費歳出決算額の性質別内訳は、人件費が290億1,791万円と最も多く、消防費の約50%を占めている。その他には、普通建設事業費(103億8,492万円)、

物件費(41億5,154万円)などがある。前年度と比較すると、人件費は約2.0%の減少、普通建設事業費は約5.3%の減少となっている。令和2年度消防費の性質別歳出決算額の対前年度比較は、第8表のとおりである。

第8表 消防費の性質別歳出決算状況

(単位：千円，％)

区 分	令和元年度	令和2年度	対前年度比較	
	金 額 (A)	金 額 (B)	増 減 B－A (C)	増減率 C/A×100
人 件 費	29,617,151	29,017,908	599,243	2.0%
物 件 費	4,353,118	4,151,537	201,581	4.6%
普通建設事業費	10,968,929	10,384,916	584,013	5.3%
補助事業費	1,901,899	1,269,269	632,630	33.3%
単独事業費	8,962,774	8,858,653	104,121	1.2%
その他	104,256	256,994	▲152,738	▲146.5%
補 助 費 等	11,257,892	11,019,038	238,854	2.1%
そ の 他	289,159	685,764	▲396,605	▲137.2%
計	56,486,249	55,259,163	1,227,086	2.2%

(3) 消防費の財源

ア 財源構成

消防費の財源としては、一般財源と特定財源とがある。一般財源は、地方税、地方交付税及び地方譲与税等などで422億8,868万円、特定財源は、国庫支出金、地方債、県支出金で94億2,471万円、その他の財源は、35億4,577万円である。また、地方交付税における消防費の基準財政需要額は358億89,894万円となり、前年に比べて2億7,881万円（0.8％）増加した。消防費決算額の財源内訳は、第9表のとおりである。

第9表 消防費決算額の財源内訳

(単位：千円，％)

区 分	令和元年度	令和2年度	対前年度比較	
	金 額 (A)	金 額 (B)	増 減 B－A (C)	増減率 C/A×100
一般財源等	42,989,964	42,288,676	701,288	1.6%
特定財源等	10,173,104	9,424,713	748,391	7.4%
国庫支出金	1,007,973	698,239	309,734	30.7%
県支出金	88,607	115,475	▲26,868	▲30.3%
地方債	9,076,524	8,610,999	465,525	5.1%
その他財源	3,323,181	3,545,774	▲222,593	▲6.7%
計	56,486,249	55,259,163	1,227,086	2.2%

ウ 補助金

消防防災施設等整備に対する補助金の推移は第 10 表のとおりである。

第 10 表 消防防災施設等整備費補助事業（国庫）の推移

(単位：千円)

区分	ポンプ車	小型ポンプ付 積載車	耐震性貯水槽 (40m ³ 級)	その他	計
17 年度	17,467	—	18,390	99,981	135,838
18 年度	40,795	—	3,288	107,870	151,953
19 年度	16,336	—	85,293	109,287	210,916
20 年度	5,852	—	84,393	297,534	387,779
21 年度	6,832	—	106,567	91,408	204,807
22 年度	—	—	77,156	171,782	248,938
23 年度	7,197	—	28,062	463,716	498,975
24 年度	—	—	51,202	863,287	914,489
25 年度	20,360	—	72,200	127,846	220,406
26 年度	10,261	—	58,717	143,389	212,367
27 年度	28,414	—	5,386	70,158	103,958
28 年度	90,918	—	43,088	145,807	279,813
29 年度	20,719	—	37,702	14,549	72,970
30 年度	22,579	—	49,395	29,098	101,072
R 元年度	57,197	—	21,944	80,505	159,646
R2 年度	61,951	—	19,201	6,881	88,033

第1-1表 消防力総括票

区 分		単位	令和2年 4月1日現在 (A)	令和3年 4月1日現在 (B)	(B) - (A)
1 消防職員・ 署所 団 数	(1) 消防本部数	本部	13	13	0
	消防署数	署	37	39	2
	出張所数	所	79	77	△ 2
	消防職員数(実員)	人	3,678	3,678	0
	消防職員数(条例定員)	〃	3,624	3,624	0
	消防吏員数(実員)	〃	3,660	3,661	1
	その他の職員数(実員)	〃	18	17	△ 1
	(2) 消防団数	団	30	30	0
	分団数	分団	546	535	△ 11
	消防団員数(条例定数)	人	23,388	23,263	△ 125
2 消 防 費 決 算 額	〃(実員)	〃	21,199	20,732	△ 467
	消防費決算額(ア)	千円	56,486,249	55,259,163	△ 1,227,086
	普通会計歳出決算額(イ)	〃	1,434,454,768	1,754,546,480	320,091,712
3 消 防 機 械	(ア) / (イ) × 100	%	3.9	3.1	△ 0.8
	(1) 消防ポンプ自動車	台	145	145	0
	消防水槽付消防ポンプ自動車	〃	65	65	0
	小型動力ポンプ	〃	84	83	△ 1
	はしご付消防自動車(屈折はしご付含む)	〃	29	29	0
	救助工作車	〃	29	29	0
	化学消防車	〃	18	18	0
	救急自動車	〃	169	170	1
	消防艇	隻	3	3	0
	小型動力ポンプ付積載車	台	31	31	0
4 消 防 水 利	その他の消防自動車等	〃	182	182	0
	ヘリコプター	機	1	1	0
	(2) 消防ポンプ自動車	台	175	172	△ 3
	消防水槽付消防ポンプ自動車	〃	2	2	0
	小型動力ポンプ	〃	1,637	1,460	△ 177
	小型動力ポンプ付積載車	〃	1,227	1,225	△ 2
	その他の消防自動車等	〃	46	52	6
5 火 災 通 信 施 設	消防栓	基	59,828	59,700	△ 128
	防火水槽 { 40立方メートル以上	〃	9,335	9,377	42
	20～40立方メートル未満	〃	2,166	2,139	△ 27
	井戸	個	208	208	0
	その他	箇所	8,529	8,439	△ 90
6 消 防 機 関 に あ る も の	消防用無線局 { 基地局及び固定局	局	126	122	△ 4
	移動局	〃	2,947	2,913	△ 34
	火災報知器 { 受信機	基	0	0	0
	発信機	〃	0	0	0
	消防機関に { 火災報知専用電話	回線	183	191	8
	あるもの { 消防電話	〃	67	67	0
	{ 加入電話	〃	793	791	△ 2

消防費決算額の欄は、(A)欄:令和元年度決算状況、(B)欄:令和2年度決算状況をそれぞれ示す。

第1－2表 消防本部一覧

区 分	消防本部 設置年月日	管内面積(km ²)	管内人口(人)	組合構成市町又は委託町
広島市消防局	昭和23. 3. 7	1,457.34	1,268,502	海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 廿日市市吉和地区
呉市消防局	昭和23. 3. 7	352.83	217,690	
三原市消防本部	昭和23. 3. 7	749.65	107,734	世羅町
尾道市消防局	平成18. 1. 10	285.11	134,320	
大竹市消防本部	昭和25. 3. 25	78.66	26,616	
東広島市消防局	平成17. 2. 7	796.50	221,244	竹原市, 大崎上島町
廿日市市消防本部	昭和32. 4. 1	348.97	116,426	(吉和地区を除く)
安芸高田市消防本部	平成16. 3. 1	537.71	28,044	
江田島市消防本部	昭和48. 4. 1	100.72	22,356	
府中町消防本部	昭和42. 4. 1	10.41	52,101	
北広島町消防本部	平成17. 2. 1	646.20	18,244	
備北地区消防組合 消防本部	昭和45. 10. 1	2,024.67	85,442	三次市, 庄原市
福山地区消防組合 消防局	平成2. 4. 1	1,095.87	513,758	福山市, 府中市, 神石高原町

※ 面積は、国土地理院調査R2.10.1現在。人口は、住民基本台帳R3.1.1現在。

第1－3表 消防の現況

区 分 団 体 名	消防本部・署所			消 防 団			面 積 (km ²)	人 口	世帯数	普 通 会 計 歳 出 決 算 額 (R2年度) (A) (千円)	消 防 費 (R2年度) (B) (千円)	消防費に係る 基準財政需要額 (R2年度) (C) (千円)	一般財源等 (R2年度) (D) (千円)	B/A (%)	C/B (%)	D/B (%)
	消 防 署 数	出 張 所 数	職 員 数	消 防 団 数	分 団 数	団 員 数										
広島市	8	32	1,344	8	84	2,401	906.69	1,194,817	573,378	778,023,633	16,662,489	13,380,579	11,454,378	2.1	80.3	68.7
呉市	2	12	385	1	36	1,690	352.83	217,690	108,643	124,709,770	3,729,750	2,774,851	3,454,064	3.0	74.4	92.6
竹原市	—	—	—	1	6	371	118.23	24,543	12,206	15,550,549	548,407	419,053	467,300	3.5	76.4	85.2
三原市	3	4	169	1	31	1,277	471.51	92,009	43,646	63,939,128	1,818,062	1,312,642	1,237,921	2.8	72.2	68.1
尾道市	3	4	206	1	45	1,572	285.11	134,320	64,576	77,342,996	3,261,642	1,773,133	2,307,599	4.2	54.4	70.7
福山市	—	—	—	1	60	2,798	518.14	466,863	212,258	224,254,822	5,449,663	5,145,173	5,280,313	2.4	94.4	96.9
府中市	—	—	—	1	13	754	195.75	38,204	17,328	26,798,678	679,285	607,073	613,212	2.5	89.4	90.3
三次市	—	—	—	1	39	1,474	778.18	51,234	23,466	44,901,249	1,350,903	957,771	1,152,163	3.0	70.9	85.3
庄原市	—	—	—	1	24	1,581	1,246.49	34,208	15,389	35,432,888	1,109,647	783,704	931,308	3.1	70.6	83.9
大竹市	1	—	47	1	12	311	78.66	26,616	12,877	20,053,504	544,060	476,805	438,643	2.7	87.6	80.6
東広島市	3	6	299	1	37	1,433	635.16	189,369	87,669	107,339,059	3,781,045	2,267,312	2,177,471	3.5	60.0	57.6
廿日市市	4	1	192	1	24	592	494.49	117,045	52,693	67,648,606	2,595,807	1,548,337	1,877,166	3.8	59.6	72.3
安芸高田市	1	—	59	1	37	799	537.71	28,044	13,543	22,993,800	623,560	676,020	538,366	2.7	108.4	86.3
江田島市	1	1	67	1	17	485	100.72	22,356	12,254	17,272,933	594,399	561,313	566,977	3.4	94.4	95.4
府中町	1	—	58	1	3	64	10.41	52,101	23,144	22,377,697	609,596	693,747	515,859	2.7	113.8	84.6
海田町	—	—	—	1	3	90	13.79	30,343	13,730	14,705,918	387,128	449,023	347,826	2.6	116.0	89.8
熊野町	—	—	—	1	10	154	33.76	23,711	10,573	12,953,055	1,272,390	369,109	367,699	9.8	29.0	28.9
坂町	—	—	—	1	8	206	15.69	12,978	5,795	8,785,783	339,733	229,459	174,269	3.9	67.5	51.3
安芸太田町	—	—	—	1	11	398	341.89	6,034	3,128	8,738,594	620,374	194,416	260,208	7.1	31.3	41.9
北広島町	1	3	61	1	14	689	646.20	18,244	8,559	18,067,615	643,154	448,373	573,755	3.6	69.7	89.2
大崎上島町	—	—	—	1	9	319	43.11	7,332	4,246	8,107,881	485,688	205,268	276,433	6.0	42.3	56.9
世羅町	—	—	—	1	5	646	278.14	15,725	6,857	13,110,201	549,789	365,404	442,514	4.2	66.5	80.5
神石高原町	—	—	—	1	7	628	381.98	8,691	3,904	13,165,678	408,010	260,376	378,941	3.1	63.8	92.9
備北地区消防組合	3	7	214	—	—	—	—	—	—	1,889,659	1,375,870	—	1,375,770	72.8	—	100.0
福山地区消防組合	8	7	577	—	—	—	—	—	—	6,382,784	5,818,712	—	5,078,521	91.2	—	87.3
市町計	28	63	2,887	30	535	20,732	8,484.64	2,812,477	1,329,862	1,746,274,037	48,064,581	35,898,941	35,834,385	2.8	74.7	74.6
組合計	11	14	791	—	—	—	—	—	—	8,272,443	7,194,582	—	6,454,291	87.0	—	89.7
県計	39	77	3,678	30	535	20,732	8,484.64	2,812,477	1,329,862	1,754,546,480	55,259,163	35,898,941	42,288,676	3.1	65.0	76.5

※ 令和3年度消防防災・震災対策現況調査より。

(消防本部の職員数及び消防団の団員数はR3.4.1現在。人口及び世帯数は、住民基本台帳R3.1.1現在。面積は、国土地理院調査R2.10.1現在。)

(普通会計歳出決算額、消防費、消防費に係る基準財政需要額及び一般財源等は、令和元年度地方財政状況調査より)

第1-4表 階級別消防吏員数

(令和3年4月1日現在 単位:人)

区 分 消防本部名	小 計		消防 総監	消防 司監	消防 正監	消防 監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防 士	平均 年齢
		うち 女性											
県 計	3,661	114	—	1	10	29	118	447	856	1,212	151	837	37.5
うち女性	114	114	—	—	—	—	2	14	14	37	4	43	
広島市	1,343	58	—	1	5	7	55	240	343	382	1	309	35.5
呉市	379	10	—	—	1	4	24	40	79	116	14	101	39.6
三原市	168	2	—	—	—	1	4	5	29	75	16	38	39.9
尾道市	205	7	—	—	1	2	5	25	60	71	10	31	39.2
大竹市	47	—	—	—	—	—	1	4	22	10	6	4	38.0
東広島市	296	8	—	—	1	5	10	21	71	116	12	60	38.0
廿日市市	191	7	—	—	—	1	2	11	30	69	25	53	42.0
安芸高田市	59	4	—	—	—	—	1	5	14	17	—	22	34.8
江田島市	67	3	—	—	—	—	1	11	19	13	4	19	38.2
府中町	58	2	—	—	—	—	1	4	18	21	2	12	38.9
北広島町	59	—	—	—	—	—	1	6	14	19	2	17	37.5
備北地区 消防組合	213	2	—	—	1	1	3	18	50	70	19	51	36.5
福山地区 消防組合	576	11	—	—	1	8	10	57	107	233	40	120	37.9

第 1－5 表 勤務体制別消防職員数

(令和3年4月1日現在 単位:人)

区 分 消防本部名	消 防 職 員 の 内 訳										
	計	消 防 吏 員 数								その他の 職員	
		毎日 勤務者	うち 女性	2 部 制	うち 女性	3 部 制	うち 女性	派 遣 等	うち 女性		
県 計	3,678	645	58	2,868	49	51	－	97	7	17	7
広島市	1,344	244	31	1,019	24	36	－	44	3	1	1
呉市	385	53	5	323	5	－	－	3	－	6	－
三原市	169	23	－	145	2	－	－	－	－	1	1
尾道市	206	29	3	175	4	－	－	1	－	1	1
大竹市	47	9	－	33	－	－	－	5	－	－	－
東広島市	299	44	4	220	1	15	－	17	3	3	2
廿日市市	192	35	2	153	4	－	－	3	1	1	－
安芸高田市	59	23	3	36	1	－	－	－	－	－	－
江田島市	67	14	－	50	3	－	－	3	－	－	－
府中町	58	11	1	44	1	－	－	3	－	－	－
北広島町	61	10	－	49	－	－	－	－	－	2	1
備北地区消防組合	214	36	－	169	2	－	－	8	－	1	－
福山地区消防組合	577	114	9	452	2	－	－	10	－	1	1

第1－6表 在職年数別消防吏員数

(令和3年4月1日現在 単位:人)

消防本部名 区 分	計	5 年 未 満	5 年 以 上 10 年 未 満	10 年 以 上 15 年 未 満	15 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上 25 年 未 満	25 年 以 上 30 年 未 満	30 年 以 上
県 計	3,661	606	716	638	360	276	518	547
広島市	1,343	245	313	278	119	60	139	189
呉市	379	69	72	33	35	55	33	82
三原市	168	32	17	17	31	9	22	40
尾道市	205	27	18	38	36	15	53	18
大竹市	47	5	6	9	9	7	5	6
東広島市	296	58	26	60	34	25	61	32
廿日市市	191	22	30	21	13	18	42	45
安芸高田市	59	19	13	5	1	4	11	6
江田島市	67	13	13	7	4	3	21	6
府中町	58	5	13	12	6	3	12	7
北広島町	59	12	17	5	2	1	6	16
備北地区消防組合	213	39	49	25	26	14	29	31
福山地区消防組合	576	60	129	128	44	62	84	69

第1-7表 階級別消防団員数

(令和3年4月1日現在 単位:人)

区 分 団 体 名	小 計		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	平 均 年 齢	条 例 定 数
		うち 女性									
県 計	20,732	557	30	167	720	839	1,684	2,947	14,885	46.0	23,263
うち女性	557	557	—	1	17	24	34	53	428	—	—
広島市	2,401	141	8	17	93	182	291	392	1,418	47.9	2,753
呉市	1,690	34	1	15	40	55	282	423	912	49.0	2,200
竹原市	371	16	1	2	6	8	14	53	294	48.9	430
三原市	1,277	20	1	9	36	33	68	118	1,028	49.3	1,369
尾道市	1,572	54	1	13	53	56	184	280	1,044	45.0	1,716
福山市	2,798	46	1	8	68	120	172	172	2,307	41.4	2,864
府中市	754	14	1	4	21	26	49	114	603	45.0	846
三次市	1,474	43	1	11	49	80	119	200	1,018	48.2	1,620
庄原市	1,581	5	1	24	34	48	109	182	1,224	44.6	1,765
大竹市	311	33	1	3	14	13	28	56	212	45.8	330
東広島市	1,433	72	1	14	67	46	100	175	1,144	47.7	1,637
廿日市市	592	25	1	5	34	24	39	88	426	47.7	732
安芸高田市	799	10	1	9	55	36	37	95	593	46.1	865
江田島市	485	15	1	8	17	20	55	109	287	49.1	614
府中町	64	5	1	2	3	3	6	25	23	45.6	75
海田町	90	10	1	1	3	3	16	12	59	48.6	125
熊野町	154	—	1	2	10	10	4	19	109	43.9	157
坂町	206	1	1	2	8	8	16	50	110	42.8	220
安芸太田町	398	4	1	4	21	10	31	66	248	47.9	500
北広島町	689	2	1	4	39	15	—	70	593	45.0	720
大崎上島町	319	—	1	3	11	9	19	23	263	43.8	360
世羅町	646	7	1	3	18	6	19	124	494	43.1	650
神石高原町	628	—	1	4	20	28	26	101	476	43.0	715

第1－8表 在職年数別消防団員数

(令和3年4月1日現在 単位:人)

区 分 団 体 名	計	5 年 未 満	5 年 以 上 10 年 未 満	10 年 以 上 15 年 未 満	15 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上 25 年 未 満	25 年 以 上 30 年 未 満	30 年 以 上
県 計	20,732	3,423	3,620	3,435	3,099	2,800	2,198	2,157
広島市	2,401	452	418	422	358	269	236	246
呉市	1,690	223	298	299	230	199	197	244
竹原市	371	65	39	49	66	60	44	48
三原市	1,277	177	208	208	179	190	130	185
尾道市	1,572	274	310	228	258	231	145	126
福山市	2,798	567	594	537	397	359	217	127
府中市	754	73	122	119	119	131	105	85
三次市	1,474	245	203	240	193	211	178	204
庄原市	1,581	216	249	272	250	241	212	141
大竹市	311	54	72	45	45	30	28	37
東広島市	1,433	232	232	217	254	173	174	151
廿日市市	592	121	102	69	88	61	55	96
安芸高田市	799	110	150	124	148	107	97	63
江田島市	485	94	98	81	55	50	41	66
府中町	64	20	8	8	10	5	3	10
海田町	90	19	16	17	16	11	11	0
熊野町	154	34	36	29	17	16	9	13
坂町	206	53	48	34	31	10	16	14
安芸太田町	398	63	52	48	48	42	61	84
北広島町	689	69	98	126	101	130	88	77
大崎上島町	319	47	71	54	36	45	34	32
世羅町	646	117	104	116	113	109	44	43
神石高原町	628	98	92	93	87	120	73	65

第1－9表 消防ポンプ自動車等現有数(消防本部・署所)(その1)

(令和3年4月1日現在)

区分 消防本部名	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防ポンプ自動車 (ポンプ付でない車両を含む)				む車屈 (ポンプ付でない消防ポンプ自動車を含む)	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防自動車		救急自動車	指揮車	消防艇	救助工作車	林野火災工作車	電源・照明車	小型動力ポンプ	
	B・1以上	B・1以上	18m以下	24m	30m	38m以上				泡消火型	粉末消火型							積小型動力ポンプ付	ない車両の積載している
県計	145	65	4	3	18	2	2	1	2	18	0	170	35	3	29	0	0	31	52
広島市	34	38	1	2	9	1	0	0	0	3	0	50	8	1	8	0	0	2	42
呉市	21	3	0	0	1	0	1	0	0	2	0	16	3	0	2	0	0	6	0
三原市	7	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	9	4	0	1	0	0	4	0
尾道市	9	3	1	0	1	0	0	0	0	1	0	10	1	0	1	0	0	3	0
大竹市	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	1	0	1	0	0	0	2
東広島市	16	4	0	1	1	0	1	0	0	3	0	19	0	0	3	0	0	1	0
廿日市市	5	4	0	0	1	0	0	0	0	1	0	11	0	1	2	0	0	1	0
安芸高田市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	0	1	0	0	1	2
江田島市	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	2	0	1	0	0	2	0
府中町	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	0	0	1	2
北広島町	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	1	0	0	0	2
備北地区消防組合	15	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	13	6	0	2	0	0	0	0
福山地区消防組合	27	5	1	0	2	1	0	0	0	2	0	21	7	1	5	0	0	10	2

第1－9表 消防ポンプ自動車等現有数(消防本部・署所)(その2)

(令和3年4月1日現在)

区分 消防本部名	排煙・高発 泡車	広報車	空気 充填車	資機 材搬送車	消火 剤投入車	破 壊工 作車	レッ カー 車	ク レー ン車	震 災救 難車	屈 折放 水塔 車	自 動活 動全 般用 車	水 槽車	耐 煙救 出車	支 援車	人 員搬 送車	給 食・給 水車	起 震車	そ の 他 の車 両	ヘ リ コ プ ター	シ 海 水 利 用 型 消 防 水 利
県計	0	37	0	36	0	0	0	0	0	0	2	3	0	3	4	0	1	57	1	1
広島市	0	11	0	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	23	1	1
呉市	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	0	0
三原市	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0
尾道市	0	7	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
大竹市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
東広島市	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	0	0
廿日市市	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	8	0	0
安芸高田市	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江田島市	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0
府中町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北広島町	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備北地区消防組合	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
福山地区消防組合	0	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0

第1-10表 消防ポンプ自動車等現有数(消防団)

(令和3年4月1日現在)

区分 団体名	普通消防ポンプ自動車 (B1以上)	上 水 槽 付 消防ポンプ 自動車 (B1以上)	指揮車	小型動力ポンプ			広報車	搬送機材 車	水槽車	その他
				積載小型動力ポンプ付	しるこ てい ない もの 積載	手引動力ポンプ				
県計	172	2	32	1,225	230	5	7	1	1	11
広島市	32	0	0	124	30	0	0	0	0	0
呉市	1	0	0	134	3	0	1	0	0	1
竹原市	0	0	1	27	2	0	0	0	0	0
三原市	7	0	0	51	55	0	0	0	0	0
尾道市	4	0	5	123	12	0	0	1	0	3
福山市	58	0	1	112	2	0	1	0	0	0
府中市	9	0	1	35	1	0	1	0	0	0
三次市	8	0	1	121	2	0	1	0	0	0
庄原市	4	0	0	96	59	0	0	0	0	4
大竹市	1	0	1	24	4	0	1	0	0	1
東広島市	8	0	1	62	22	0	1	0	0	0
廿日市市	5	0	2	45	0	5	0	0	0	0
安芸高田市	4	2	6	45	14	0	0	0	1	0
江田島市	9	0	1	28	0	0	0	0	0	0
府中町	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
海田町	0	0	0	8	3	0	0	0	0	0
熊野町	0	0	0	11	1	0	1	0	0	0
坂町	1	0	0	12	5	0	0	0	0	0
安芸太田町	3	0	4	35	1	0	0	0	0	0
北広島町	3	0	0	43	4	0	0	0	0	2
大崎上島町	0	0	0	26	7	0	0	0	0	0
世羅町	3	0	3	42	0	0	0	0	0	0
神石高原町	9	0	4	21	3	0	0	0	0	0

第1-11表 消防水利の現況(その1)

(令和3年4月1日現在)

	合 計	消 火 栓			防火水槽																井 戸		
		計	公 設	私設	計	100㎥ 以上	60㎥ 以上 100㎥ 未満	40㎥ 以上 60㎥ 未満	20㎥ 以上 40㎥ 未満	小 計	防火水槽のうち公設				防火水槽のうち私設				計	公 設	私 設		
											100㎥ 以上	60㎥ 以上 100㎥ 未満	40㎥ 以上 60㎥ 未満	20㎥ 以上 40㎥ 未満	小 計	100㎥ 以上	60㎥ 以上 100㎥ 未満	40㎥ 以上 60㎥ 未満				20㎥ 以上 40㎥ 未満	
合計	71,424	59,700	57,768	1,932	11,516	362	510	8,505	2,139	9,261	109	231	7,560	1,361	2,255	253	279	945	778	208	18	190	
広島市	29,356	27,149	26,458	691	2,207	159	185	1,689	174	1,448	32	28	1,316	72	759	127	157	373	102	—	—	—	
呉市	5,551	4,844	4,636	208	705	40	66	488	111	482	5	46	370	61	223	35	20	118	50	2	—	2	
竹原市	538	361	353	8	172	5	4	21	142	148	3	2	11	132	24	2	2	10	10	5	1	4	
三原市	1,713	1,013	1,013	—	688	17	24	543	104	564	6	16	480	62	124	11	8	63	42	12	1	11	
尾道市	4,005	3,521	3,406	115	484	16	15	354	99	379	2	4	307	66	105	14	11	47	33	—	—	—	
福山市	9,357	8,239	7,547	692	1,090	40	61	818	171	875	23	34	712	106	215	17	27	106	65	28	16	12	
府中市	1,097	741	740	1	356	—	6	293	57	349	—	4	289	56	7	—	2	4	1	—	—	—	
三次市	2,200	1,342	1,342	—	858	5	—	664	189	818	—	—	639	179	40	5	—	25	10	—	—	—	
庄原市	1,655	1,024	1,024	—	631	3	18	454	156	619	2	17	451	149	12	1	1	3	7	—	—	—	
大竹市	847	814	747	67	33	—	2	30	1	32	—	2	29	1	1	—	—	1	—	—	—	—	
東広島市	5,311	4,445	4,422	23	866	21	26	700	119	741	7	20	623	91	125	14	6	77	28	—	—	—	
廿日市市	2,371	1,879	1,850	29	491	19	19	443	10	473	16	16	431	10	18	3	3	12	—	1	—	1	
安芸高田市	643	147	147	—	496	5	3	394	94	469	4	3	387	75	27	1	—	7	19	—	—	—	
江田島市	797	528	528	—	269	9	18	129	113	227	4	12	121	90	42	5	6	8	23	—	—	—	
府中町	1,071	998	972	26	73	5	8	54	6	36	—	—	33	3	37	5	8	21	3	—	—	—	
海田町	835	622	609	13	77	6	10	44	17	34	—	—	28	6	43	6	10	16	11	136	—	136	
熊野町	516	443	436	7	73	—	4	67	2	57	—	—	57	—	16	—	4	10	2	—	—	—	
坂町	595	509	508	1	86	4	13	66	3	48	1	1	46	—	38	3	12	20	3	—	—	—	
安芸太田町	440	189	183	6	251	—	—	157	94	164	—	—	151	13	87	—	—	6	81	—	—	—	
北広島町	821	423	381	42	398	—	—	211	187	245	—	—	206	39	153	—	—	5	148	—	—	—	
大崎上島町	270	114	111	3	155	2	2	135	16	148	1	1	132	14	7	1	1	3	2	1	—	1	
世羅町	648	208	208	—	417	—	—	343	74	415	—	—	342	73	2	—	—	1	1	23	—	23	
神石高原町	787	147	147	—	640	6	26	408	200	490	3	25	399	63	150	3	1	9	137	—	—	—	

第1－11表 消防水利の現況(その2)

(令和3年4月1日現在)

	その他						
	計	河川・溝等	海・湖	プ ー ル	濠・池等	下水道	その他
合計	8,439	4,529	572	797	2,161	—	380
広島市	927	584	45	263	35	—	—
呉市	542	50	230	50	3	—	209
竹原市	122	10	67	14	31	—	—
三原市	380	171	2	30	152	—	25
尾道市	576	72	71	36	353	—	44
福山市	684	140	25	134	385	—	—
府中市	173	130	—	16	27	—	—
三次市	548	510	—	38	—	—	—
庄原市	874	836	—	38	—	—	—
大竹市	40	24	7	4	5	—	—
東広島市	1,797	987	—	41	744	—	25
廿日市市	433	330	75	22	5	—	1
安芸高田市	371	285	—	22	64	—	—
江田島市	96	2	42	6	46	—	—
府中町	7	—	—	7	—	—	—
海田町	23	9	2	9	3	—	—
熊野町	59	15	—	6	38	—	—
坂町	4	—	—	4	—	—	—
安芸太田町	80	71	—	7	2	—	—
北広島町	141	91	—	12	38	—	—
大崎上島町	119	1	6	4	61	—	47
世羅町	156	68	—	16	72	—	—
神石高原町	287	143	—	18	97	—	29

第1-12表 化学消火薬剤備蓄状況

(令和3年4月1日現在)

区 分 消防本部名	計 (k l) (ア) ~ (オ)	化 学 消 火 薬 剤 種 別				
		たん白系 (k l)		合成界面 活性剤	水成膜泡 消火薬剤	水溶性液体 用 泡消火薬剤 (耐アル コール用)
		3 %型	6 %型			
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
県計	75.01	28.34	0.00	24.36	14.50	7.81
広島市	6.39	—	—	2.19	—	4.20
呉市	4.06	—	—	1.77	2.29	—
三原市	4.54	—	—	1.01	3.53	—
尾道市	4.24	—	—	4.20	0.04	—
大竹市	17.46	17.46	—	—	—	—
東広島市	4.06	—	—	2.6	0.24	1.22
廿日市市	0.90	—	—	0.90	—	—
安芸高田市	1.20	—	—	—	1.20	—
江田島市	16.80	10.00	—	—	6.80	—
府中町	0.19	0.00	0.00	0.19	0.00	0.00
北広島町	0.90	0.12	—	0.78	—	—
備北地区消防組合	2.74	0.76	—	1.58	0.40	—
福山地区消防組合	11.53	—	—	9.14	—	2.39

第2 救急体制・救助体制

第2 救急体制・救助体制

1 救急業務の実施体制

救急業務実施市町数は、令和3年4月1日現在14市9町である。

県内の消防本部における救急自動車の保有台数（非常用を含む。）は、令和3年4月1日現在170台（うち167台が救急救命士による高度な処置のための資機材を積載した高規格救急自動車）で、救急隊員数は、1,199人（うち専任598人）である。（第1表）

第1表 救急自動車保有台数及び救急隊員数

（令和3年4月1日現在）

救急自動車数			救急隊員数					
保有台数 合計	うち 非常用	うち 高規格救 急自動車	救急隊員 数合計	うち 女性	専任	兼任		
						うち 女性		うち 女性
170	28	167	1,199	29	598	22	601	7

2 救急業務の実施状況

(1) 救急出動件数

令和2年中における県内の救急出動件数は、121,365件で、前年と比較して12,367件、およそ9.2%の減少となっている。（第1図、第2図）

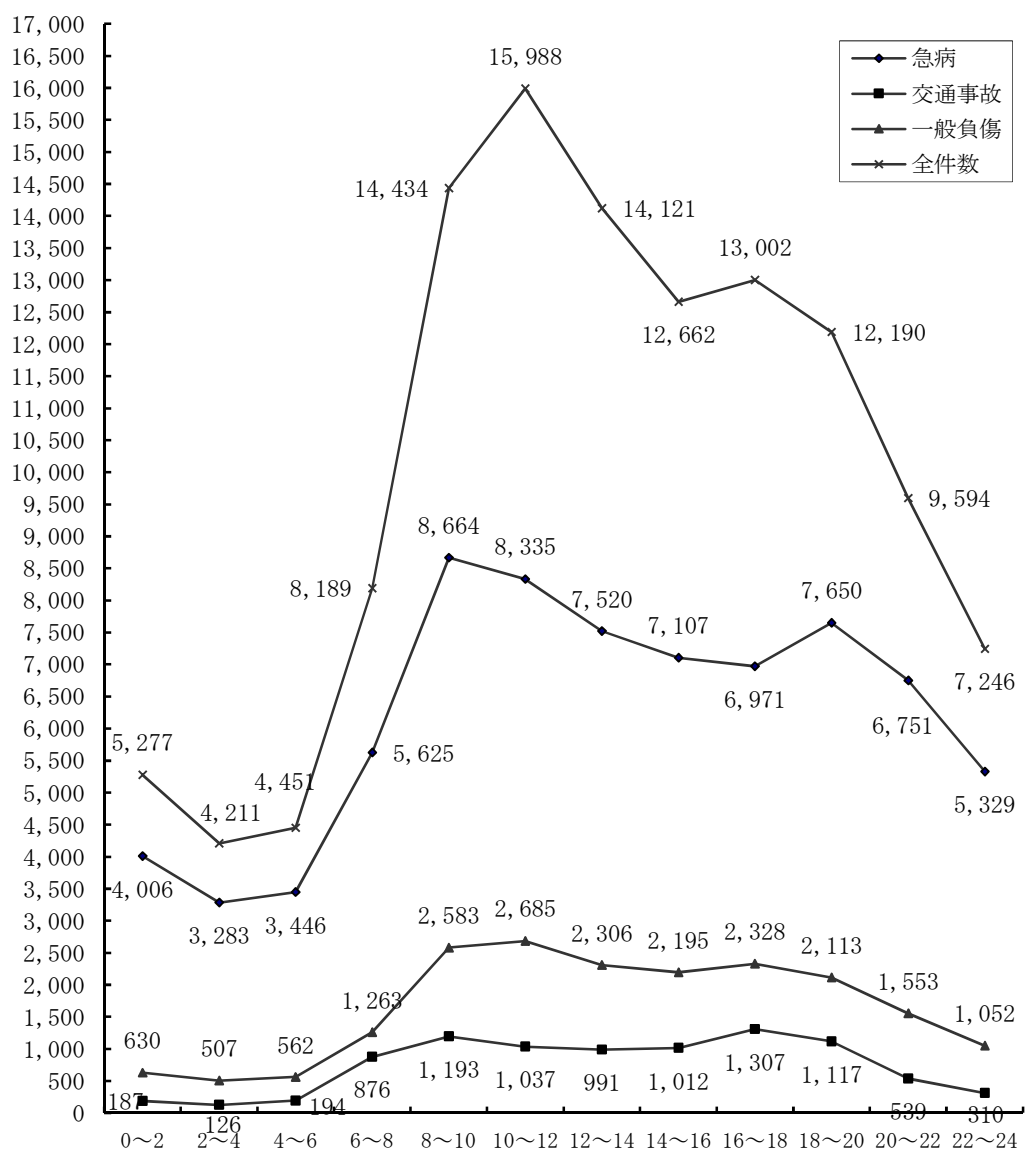
これは、県内で1日平均332件、約4分21秒に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

第1図 事故種別救急出動件数

令和元年 133,732件 (100%)	急病 82,858件 (62.0%)	一般負傷 20,592件 (15.4%)	交通事故 10,258件 (7.7%)	その他 20,024件 (15.0%)
令和2年 121,365件 (100%)	急病 74,687件 (61.5%)	一般負傷 19,777件 (16.3%)	交通事故 8,889件 (7.3%)	その他 18,012件 (14.8%)

（注）その他は、火災・自然災害・水難・労働災害・運動競技・加害・自損行為等を指す。

第2図 時間別救急出動件数（令和2年中）



第2表 事故種別救急出動件数及び搬送人員（単位：人）

	出動件数			搬送人員		
	2年中	元年中	対前年比(%)	2年中	元年中	対前年比(%)
計	121,365	133,732	90.8%	106,401	117,281	90.7%
火災	370	328	112.8%	112	115	97.4%
自然災害	7	1	700.0%	4	1	400.0%
水難	98	93	105.4%	51	40	127.5%
交通事故	8,889	10,258	86.7%	7,674	8,974	85.5%
労働災害	1,006	1,083	92.9%	969	1,050	92.3%
運動競技	480	719	66.8%	464	690	67.2%
一般負傷	19,777	20,592	96.0%	17,767	18,446	96.3%
加害	408	462	88.3%	280	311	90.0%
自損行為	998	925	107.9%	652	586	111.3%
急病	74,687	82,858	90.1%	65,341	72,363	90.3%
その他	14,645	16,413	89.2%	13,087	14,705	89.0%

救急出動件数を事故種別ごとに見ると、急病が半数以上を占め、次いで一般負傷、交通事故の順となっている。

(2) 搬送人員の状況

令和２年中における県内の救急搬送人員は、106,401人で、前年と比較して10,880人、9.3%の減少となっている。(第２表)

これは、県民の約26人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

ア 医療機関別搬送人員

令和２年中に医療機関等に搬送された傷病者106,401人のうち、99,562人(93.6%)は救急告示医療機関へ搬送されている。(第３表)

第３表 医療機関別搬送人員の状況

(令和２年中 単位：人)

告示別		救急告示医療機関						その他の医療機関						その他	合 計
経営 主体 別	国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		計			
				病院	診療 所					病院	診療 所				
搬送人 員数	14, 299	29, 218	14, 526	40, 051	1, 468	99, 562	163	203	129	3, 128	3, 106	6, 729	110	106, 401	
うち管外	1, 630	2, 987	2, 478	3, 699	14	10, 808	6	12	4	304	145	471	45	11, 324	

イ 年齢区分別・事故種別搬送人員

年齢区分別で見ると、高齢者が67,858人(63.8%)と最も多く、成人31,604人(29.7%)、乳幼児3,425人(3.2%)、少年3,211人(3.0%)、新生児303人(0.3%)の順となっている。成人と高齢者で、全体の93.5%(99,462人)を占める。(第４表)

第４表 事故種別年齢区分別搬送人員

(令和２年中 単位：人)

区 分	急 病	交 通 事 故	一 般 負 傷	そ の 他	計
新 生 児	33	0	4	266	303
乳 幼 児	1,965	173	1,124	163	3,425
少 年	1,419	820	515	457	3,211
成 人	19,382	4,500	3,001	4,721	31,604
高 齢 者	42,542	2,181	13,123	10,012	67,858
計	65,341	7,674	17,767	15,619	106,401

(注) 新生児 生後 28 日未満の者 乳幼児 生後 28 日以上満 7 歳未満の者
 少 年 満 7 歳以上満 18 歳未満の者 成 人 満 18 歳以上満 65 歳未満の者
 高齢者 満 65 歳以上の者

ウ 傷病程度別搬送人員

死亡、重症、中等症の傷病者の割合は、全体の 63.5% (67,596 人)、入院加療を必要としない軽症傷病者の割合は、36.4% (38,779 人)、その他 0.02% (26 人) となっている。(第 5 表)

第 5 表 傷病程度別搬送人員の状況

(令和 2 年中 単位：人)

区 分	急 病	交 通 事 故	一 般 負 傷	そ の 他	計
死 亡	1,132	44	92	151	1,419
重 症	6,487	433	1,880	3,252	12,052
中 等 症	33,565	2,344	7,818	10,398	54,125
軽 症	24,145	4,850	7,972	1,812	38,779
そ の 他	12	3	5	6	26
計	65,341	7,674	17,767	15,619	106,401

また、これを年齢区分別に見ると、第 6 表のとおりである。

第 6 表 傷病程度別搬送人員の状況

(令和 2 年中 単位：人)

区 分	新生児	乳幼児	少 年	成人	高齢者	計
死 亡	2	4	9	243	1,161	1,419
重 症	36	80	86	2,490	9,360	12,052
中 等 症	233	921	1,039	13,461	38,471	54,125
軽 症	32	2,416	2,077	15,399	18,855	38,779
そ の 他	0	4	0	11	11	26
計	303	3,425	3,211	31,604	67,858	106,401

エ 収容所要時間別搬送人員

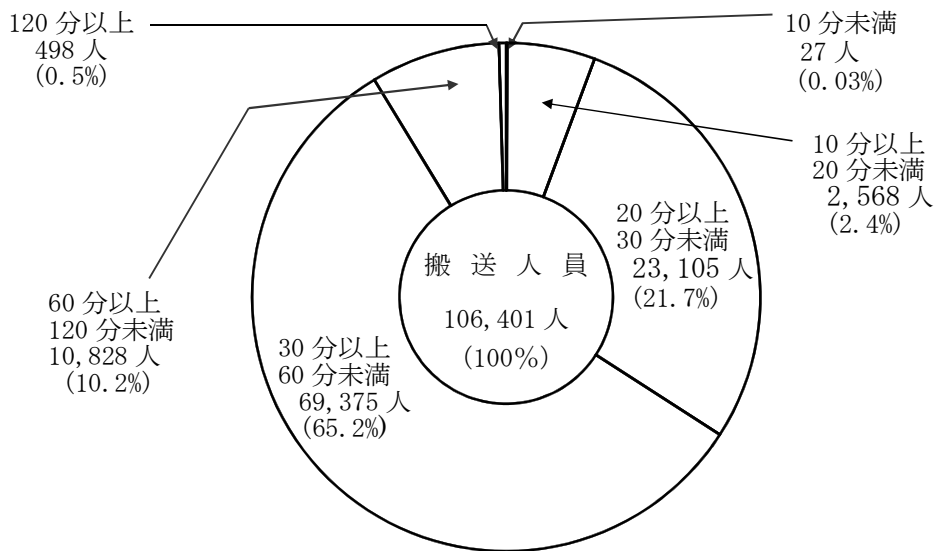
令和 2 年中の搬送人員 106,401 人についての収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するために要した時間）の状況は、30 分以上 60 分未満が 69,375 人（65.2%）で最も多く、次いで 20 分以上 30 分未満が 23,105 人（21.7%）となっている。（第 7 表、第 3 図）

第7表 収容所要時間別搬送人員の状況（1）

（令和2年中 単位：人）

収容所要時間 事故種別	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計
急病	3	1,121	13,534	44,364	6,078	241	65,341
交通事故	0	103	1,463	5,065	988	55	7,674
一般負傷	1	267	3,196	11,867	2,308	128	17,767
その他	23	1,077	4,912	8,079	1,454	74	15,619
計	27	2,568	23,105	69,375	10,828	498	106,401

第3図 収容所要時間別搬送人員の状況（2）



（3） 転送の状況

令和2年中の転送の状況を見ると、傷病者の98.8%(105,177人)は最初に搬送された医療機関等に収容されているが、1,224人は1回以上転送されている。

転送回数1,245回の理由は第8表のとおりである。

第8表 転送の理由（令和2年中 単位：件）

収容できなかった 医療機関 理由	救急 告示	非告示	計
ベッド満床	6	0	6
専門外	40	12	52
医師不在	2	0	2
手術中	5	0	5
処置困難	185	255	440
理由不明	0	0	0
その他	635	105	740
計	873	372	1,245

※「その他」には、応急処置のために最初の医療機関に立ち寄った場合を含む。

(注) 「転送」とは、搬送中の者が一の医療機関に収容されなかったため、そのまま他の医療機関へ搬送されることをいう。

(4) 救急隊員が行った応急処置の状況

令和 2 年中の搬送人員 106,401 人のうち、救急隊員が応急処置を行った傷病者は 106,172 人 (99.8%) となっており、その内容は、第 9 表のとおりである。また、医療機関等へ搬送しなかった場合も、2,735 人に対して応急処置を行っている (第 10 表)。

(5) 不搬送の状況

令和 2 年中の不搬送の件数は、15,442 件であり、不搬送の理由は、拒否が 4,455 件 (28.8%) と最も多い。(第 11 表)

第 11 表 事故種別不搬送理由の状況

(令和 2 年中 単位：件)

事故種別 不搬送理由	急 病	交 通 事 故	一 般 負 傷	そ の 他	計
緊急性なし	1,211	203	315	130	1,859
傷病者なし	207	161	64	566	998
拒否	2,815	675	719	246	4,455
酩酊	402	27	77	75	581
死亡	1,689	13	84	286	2,072
現場処置	1,842	298	481	170	2,791
誤報・いたずら	61	2	9	426	498
その他	1,171	199	291	527	2,188
計	9,398	1,578	2,040	2,426	15,442

(注) 拒 否 酒気を帯びていない傷病者で、傷病者又はその関係者（警察官等を含む）が搬送を拒否したもの

酩 酊 酒気を帯びている傷病者で、傷病者又はその関係者（警察官等を含む。）が搬送を拒否したもの

死 亡 救急隊到達時に明らかに死亡していたもの

現場処置 現場において応急処置を行い、搬送しなかったもの

第9表 救急隊員の行った応急処置の状況（搬送分）

（令和2年中 単位：件）

処置項目 事故種別	止	固	人	心		心		酸	気					保	被	在宅	シ	除	（静	薬	応そ	血	心	飽血	心
	血	定	工	マ	う	肺	う	素	道	※	※	※	※	温	覆	療	ョ	細	脈	剤	急の	圧	音	血	電
病	311	313	313	203	138	1,832	965	12,667	2,481	77	35	182	242	15,036	267	245	1	176	797	217	25,783	62,652	19,813	63,398	47,927
交通事故	439	2,366	12	7	3	59	18	648	80	2	2	5	7	1,307	1,623	1	0	2	31	10	3,079	7,517	2,462	7,553	3,024
一般負傷	1,587	1,990	33	19	14	191	95	1,046	267	7	39	29	42	3,473	3,771	17	0	12	99	29	6,923	17,004	3,434	17,419	7,888
その他	274	614	64	25	17	198	90	4,399	314	4	2	13	26	3,439	570	41	0	11	72	24	6,235	14,829	3,716	15,093	9,874
計	2,611	5,283	422	254	172	2,280	1,168	18,760	3,142	90	78	229	317	23,255	6,231	304	1	201	999	280	42,020	102,002	29,425	103,463	68,713

処置項目 事故種別	投β 刺激 与薬	静 脈 路 確 保	血 糖 測 定	エ ピ ペ ン 投 与	ブ ド ウ 糖 投 与	計
病	0	797	711	20	138	256,098
交通事故	0	31	12	2	1	30,266
一般負傷	0	99	30	1	0	65,332
その他	0	72	13	1	1	59,879
計	0	999	766	24	140	411,575

（注） 気道確保の※1は、経鼻エアウェイを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

※2は、喉頭鏡・鉗子等により異物除去を行った件数を内数として記載したものである。

※3は、救急救命士がラリングアルマスク等を使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

※4は、救急救命士が気管内チューブを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

第10表 救急隊員の行った現場応急処置の状況（不搬送分）

（令和2年中 単位：件）

処置項目 事故種別	止	固	人	心		心		酸	気					保	被	在宅	シ	除	（静	薬	応	血	心	飽	心
	血	定	工	マ	う	肺	う	素	道	※	※	※	※	温	覆	療	ョ	細	脈	剤	急	圧	音	血	電
急病	17	2	0	0	0	0	0	13	1	0	0	0	0	154	16	0	0	0	2	1	960	1,613	269	1,759	535
交通事故	8	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	89	0	0	0	0	0	127	269	50	280	38
一般負傷	40	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	24	152	0	0	0	0	0	200	344	44	383	76
その他	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8	20	1	0	0	0	0	74	135	20	146	24
計	70	11	0	0	0	0	0	14	3	0	0	0	0	199	277	1	0	0	2	1	1,361	2,361	383	2,568	673

処置項目 事故種別	静	血	エ	ブ	計
	脈	糖	ピ	ド	
急病	2	6	0	2	5,352
交通事故	0	1	0	1	882
一般負傷	0	0	0	0	1,268
その他	0	0	0	0	434
計	2	7	0	3	7,936

（注） 気道確保の※1は、経鼻エアウェイを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

※2は、喉頭鏡・鉗子等により異物除去を行った件数を内数として記載したものである。

※3は、救急救命士がラリングアルマスク等を使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

※4は、救急救命士が気管内チューブを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

3 プレホスピタル・ケアの充実とメディカルコントロール体制の整備

平成 3 年に救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）が制定され、救急救命士制度が設けられた。

救急救命士による高度な処置により県民の救命率の向上を図るため、県及び消防機関では、積極的に救急救命士の養成に取り組むとともに、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から、維持、向上させる体制（メディカルコントロール体制）を整備している。

令和 3 年 4 月 1 日現在、本県の救急隊 131 隊のうち、すべての救急隊で救急救命士を運用している（第 12 表）。

また、救急救命士の処置範囲は順次拡大されており、平成 16 年 7 月から救急救命士による気管挿管、平成 18 年 4 月から薬剤（アドレナリン）の投与、平成 26 年 1 月から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与の実施が可能となったため、これらが実施できる救急救命士の養成に取り組んでいる。

第 12 表 救急救命士の運用状況

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

救急隊数		救急隊員数		
救急隊総数	うち救急救命士運用隊数	救急隊員総数	うち救急救命士資格者数	うち運用中の救急救命士
131	131	1, 199	714	658

4 ヘリコプター救急搬送

本県では、広島県防災ヘリコプターと広島市消防ヘリコプターの2機で救急搬送を行っており、令和2年度は、17の救急出動があった。

県では、平成12年11月、「ヘリコプター救急搬送推進要領」を策定しソフト面の整備を図るとともに、平成14年3月には、県内10箇所（因島市、庄原市（3箇所）、廿日市市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町）に場外離着陸場（ヘリポート）を整備し、県内どこからでも1時間以内に重度の傷病者を救命救急センターへ搬送できる体制を整備した。

また、消防・防災ヘリコプターを活用し、医師等を救急現場に搬送し医療行為を行うシステムについて、平成16年度に試行事業を実施した。その結果、要請・出動体制は、円滑に機能し、救命効果が確認されたため、平成17年8月から「広島県ドクターヘリの事業」の運用を開始し、県内のどこにいても30分以内に救命医療を提供することができる体制を整備した。

平成25年5月から広島県ドクターヘリが運航開始し、専用のドクターヘリが救命医療の提供を主として行うようになったので、消防・防災ヘリコプターはそれを補完することとなった。

第13表 消防・防災ヘリコプターによる救急搬送状況

（単位：件）

区 分	防災ヘリコプター				消防ヘリコプター				合計
	(広島県防災航空隊)				(広島市消防航空隊)				
	転院搬送	現場救急	医師搬送	小 計	転院搬送	現場救急	医師搬送	小 計	
平成27年度	9 (5)	13	8	30	15 (4)	36	29	80	110
(うちドクターヘリの補完)	2 (0)	5	8	15	7 (0)	21	25	53	68
平成28年度	7 (4)	8	5	20	18 (1)	32	25	75	95
(うちドクターヘリの補完)	2 (0)	2	4	8	11 (0)	17	22	50	58
平成29年度	24 (12)	9	4	37	18 (4)	28	33	79	116
(うちドクターヘリの補完)	2(0)	1	2	5	5(0)	13	21	37	42
平成30年度	11 (5)	17	7	35	14 (3)	29	23	66	101
(うちドクターヘリの補完)	2 (0)	2	5	9	4(0)	15	18	37	48
平成31年度	4 (2)	10	2	16	14 (6)	26	24	64	80
(うちドクターヘリの補完)	0	1	1	2	4	14	16	34	36
令和2年度	3 (1)	13 (8)	1	17	7(3)	20(1)	15	42	59
(うちドクターヘリの事業)	1 (0)	0	1	2	3(0)	5	13	21	23

注(1) 転院搬送欄の() 数字は、県外への搬送で内数である。

注(2) 現場救急は、ヘリコプターが着陸し、救急車から患者を引継ぎ病院へ搬送した件数。

(参考) 広島県ドクターヘリによる救急搬送状況 (単位: 件)

	転院搬送	現場救急	合 計
平成27年度	67	275	342
平成28年度	70	252	322
平成29年度	55	246	301
平成30年度	85	275	360
令和元年度	59	302	361
令和2年度	51	271	322

(広島県健康福祉局健康危機管理課調べ)

第 14 表 消防・防災ヘリコプターのヘリポート

(令和3年4月1日現在)

ヘリポート名	所在地	面積 ヘリポート規格
因島ヘリポート	尾道市因島重井町4749	21,875㎡
庄原ヘリポート	庄原市新庄町字王子 88-49	2,543.34㎡ 900㎡(30×30)
佐伯ヘリポート	廿日市市津田545	3,552㎡
加計ヘリポート	山県郡安芸太田町見入ヶ崎地先	2,150.00㎡ 400㎡(20×20)
千代田ヘリポート	山県郡北広島町大字壬生 10500	7,125.00㎡ 400㎡(20×20)
大崎上島ヘリポート	豊田郡大崎上島町東野宇多賀浜 1621-20	1,600.00㎡ 625㎡(25×25)
世羅ヘリポート	世羅郡世羅町大字京丸 768-92ほか	1,600.00㎡ 400㎡(20×20)
三和町ヘリポート	神石郡神石高原町大字小畠 1370	625.00㎡ 625㎡(25×25)
東城ヘリポート	庄原市東城町大字川島 918-1ほか	2,081.80㎡ 400㎡(20×20)
高野ヘリポート	庄原市高野町新市1150-1	1,650.06㎡ 400㎡(20×20)

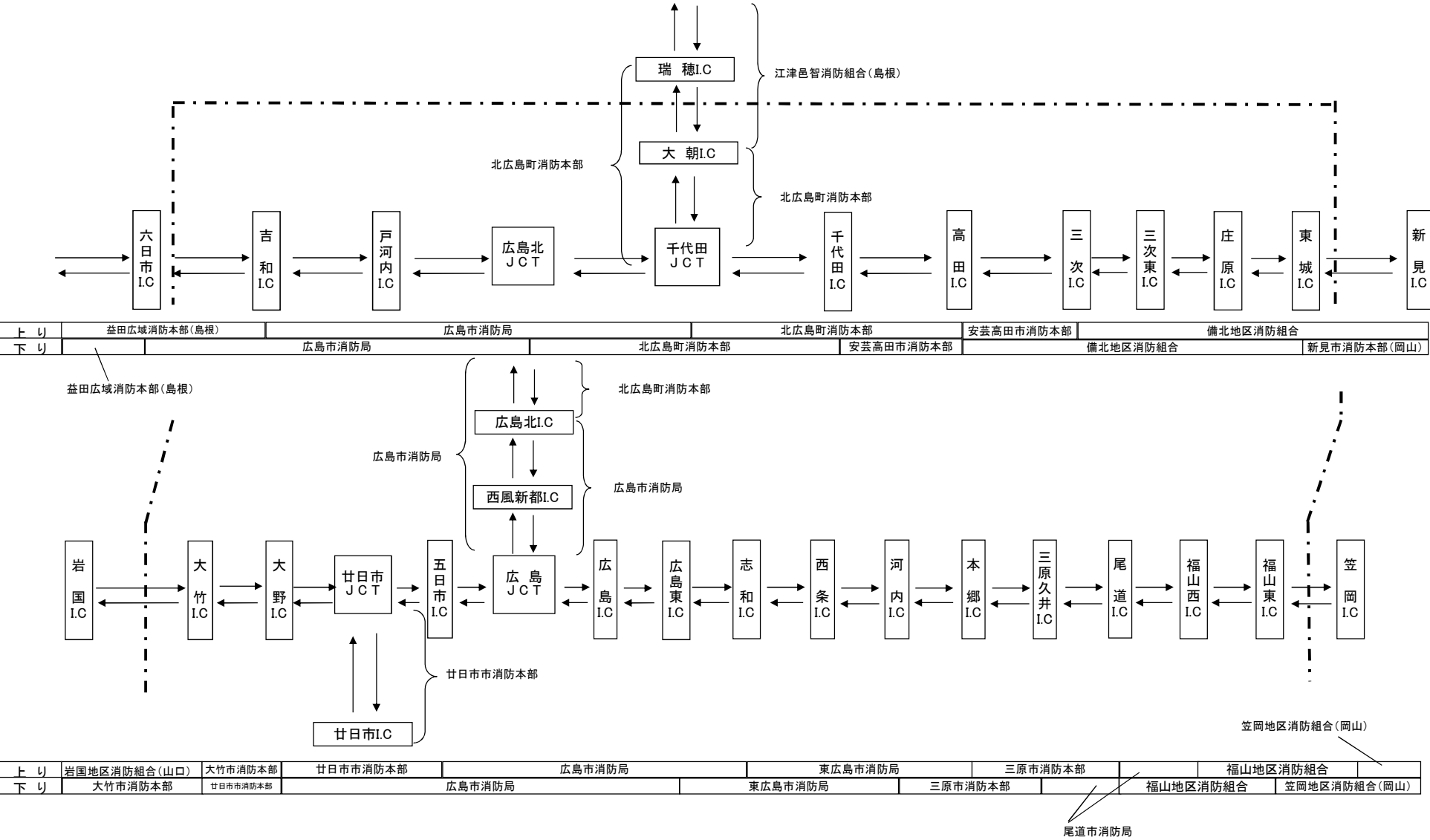
5 高速自動車国道等における救急業務実施体制

(1) 高速自動車国道における救急業務

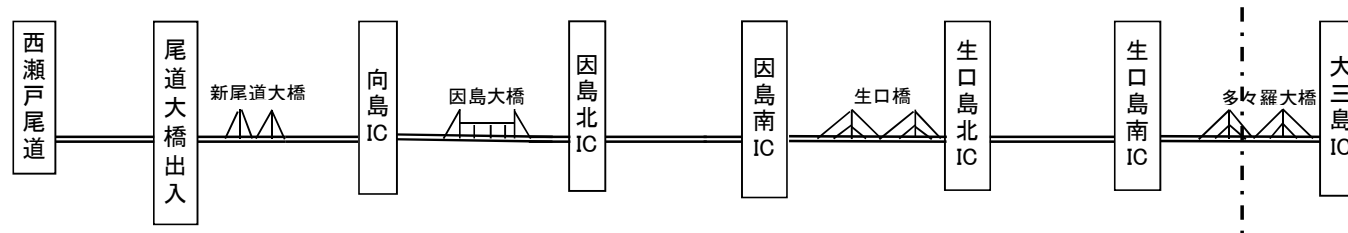
高速自動車国道における救急業務については、インターチェンジ所在市町村の消防本部が行政区域を越えて隣接するインターチェンジまで担当しており、県内では10消防本部（道路総延長303.5 km（広島岩国道路を含む。））で業務が実施されている。

また、本州四国連絡道路（西瀬戸自動車道）においても、尾道市消防局、今治市消防本部（愛媛県）が連携し、救急業務を実施している。

第5図 高速自動車国道担当区域図(令和2年4月1日現在)



第5図の2 西瀬戸自動車道における救急担当区域図(令和2年4月1日現在)



下り（今治方面）	尾 道 市 消 防 局	
上り（尾道方面）	尾 道 市 消 防 局	今治市消防本部（愛媛）

6 救急医療体制

令和３年４月１日現在，県内の救急告示医療機関は 133 カ所である。また，傷病者の重症度に応じて，初期・第二次・第三次と多層的に救急医療体制の整備強化が進められている。（第 15 表）

その他，県では，救急医療施設の受入体制に関する情報を常に把握し，医療機関及び消防機関等に対して必要な情報の提供を行う救急医療情報ネットワークシステムを運用している。

第 15 表 救急医療体制の整備状況

（令和３年４月１日現在）

区 分		整 備 状 況
初 期	在宅当番医制	23 地区医師会
	休日・夜間急患センター	16 カ所
第 二 次	病院群輪番制病院	14 地区（75 病院）
第 三 次	地域救命救急センター	2 カ所
	救命救急センター	4 カ所
	高度救命救急センター	1 カ所
救急告示医療機関		133 カ所

（広島県健康福祉局健康危機管理課調べ）

7 救助活動の実施体制

救助隊は，令和３年４月１日現在，13 消防本部に 32 隊設置されている。救助隊員数は 504 人で，そのうち専任救助隊員は 235 人である。（第 16 表）

また，救助隊が乗車する車両及び救助隊の保有する資機材について第 17 表，第 21 表のとおりである。

第 16 表 救助隊数及び救助隊員数

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

救 助 隊 数			救 助 隊 員 数		
専 任 救 助 隊	兼 任 救 助 隊	計	専 任 救助隊員	兼 任 救助隊員	計
16	16	32	235	269	504

第 17 表 救助隊が搭乗する車両

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

救 助 工 作 車	はしご車	屈折 はしご車	ポンプ車	水槽付 ポンプ車	化 学 車	そ の 他	計
29	20	1	3	10	1	15	79

8 救助活動の実施状況

令和 2 年中の県内の救助出動実施状況は、救助出動 1,535 件、救助人員 1,041 人である。(第 18 表)
 救助出動人員(救助活動を行うために出動した全ての人員)は、延べ 24,201 人であり、交通事故が
 6,477 人(26.8%)で最も多い。また、救助活動人員(出動人員のうち実際に救助活動を行った人員)
 は、延べ 7,927 人である。

第 18 表 救助活動の実施状況

(令和 2 年中)

区 分 \ 事故種別	火 災	交通事故	水難事故	そ の 他	計
救助出動件数	70	448	84	933	1,535
救助活動件数	70	217	62	607	956
救 助 人 員	16	326	81	618	1,041
救助出動人員	2,087	6,477	1,729	13,908	24,201
救助活動人員	958	2,215	654	4,100	7,927
救助出動車両数	569	1,865	510	3,713	6,657
救助活動車両数	216	648	209	1,163	2,236

第 19 表 事故種別発生場所別救助活動件数

(令和 2 年中)

事故種別 発生場所		火 災	交通事故	水難事故	そ の 他	計
屋 内	住居	47	0	0	349	396
	その他の屋内	15	1	0	36	52
屋 外	道路	4	180	0	15	199
	水面	0	8	62	22	92
	山岳	1	1	0	45	47
	その他の屋外	3	23	0	121	147
地 下		0	0	0	0	0
そ の 他		0	4	0	19	23
計		70	217	62	607	956

第 20 表 事故種別発生場所別救助人員

(令和 2 年中)

事故種別 発生場所		火 災	交通事故	水難事故	そ の 他	計
屋 内	住居	13	0	0	281	294
	その他の屋内	2	12	0	78	92
屋 外	道路	0	272	0	15	287
	水面	0	8	81	39	128
	山岳	1	1	0	67	69
	その他の屋外	0	29	0	132	161
地 下		0	0	0	0	0
そ の 他		0	4	0	6	10
計		16	326	81	618	1,041

第 21 表 救助活動のための主な救助器具の保有状況

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

区分	品名	保有数
省令別表第 1	三連はしご	141
	救命索発射銃	37
	油圧スプレッダー	44
	油圧切断機	40
	可搬ウィンチ	81
	エンジンカッター	148
	チェーンソー	240
	ガス溶断器	27
	可燃性ガス測定器	132
	空気呼吸器	1, 186
	化学防護服（陽圧式を除く）	850
	陽圧式化学防護服	108
	放射線防護服	51
	簡易画像探索機	16
省令別表第 2	マット型空気ジャッキ	52
	大型油圧スプレッダー	47
	大型油圧切断機	51
	削岩機	40
	空気鋸	51
	ロープ登降機	66
	ハンマドリル	41
	送排風機	50
	酸素呼吸器	81
省令別表第 3	画像探索機	18
	地中音響探知機	8
	熱画像直視装置	47
	夜間用暗視装置	7
	地震警報器	5
	電磁波探査装置	4
	水中探査装置	4
	二酸化炭素探査装置	2

(注) 「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(昭和六十一年十月一日自治省令第二十二号) 別表第 1 から別表第 3 に定められている救助器具のうち主なものを示す。

別表第 1 救助隊が備える器具

別表第 2 特別救助隊が別表第 1 に加えて備える器具

別表第 3 高度救助隊及び特別高度救助隊が別表第 1 及び第 2 に加えて備える器具

第２－１表 救急業務の実施体制（その１）

（令和3年4月1日現在）

区 分 消防本部名	人 口		管内面積（km ² ） （令和3年4月1日）		（Ａ）				（Ａ） の 内 訳 （その１）								（Ａ） の 内 訳 （その２）							
	R2国勢調査	う ち 受託地域 人 口	う ち 受託地域 面 積	実施市町村数 （構成市町村数）				単独・組合実施 市 町 村 数				受 託 市 町 村				県 外 受 託 市 町 村 数				任意実施 町 村 数				
				計	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村	計	町	村		
県計	2,799,702	117,597	8,479.22	990.13	23	14	9	－	16	13	3	－	7	1	6	－	－	－	－	－	－	－	－	
消防本部設置市計	2,139,635	117,597	4,702.49	990.13	16	10	6	－	9	9	－	－	7	1	6	－	－	－	－	－	－	－	－	
広島市	1,272,075	71,321	1,457.34	550.65	5(6)	1(2)	4	－	1	1	－	－	4(5)	0(1)	4(4)	－	－	－	－	－	－	－	－	
呉市	214,592	－	352.83	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
三原市	105,698	15,125	749.65	278.14	2	1	1	－	1	1	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
尾道市	131,170	－	285.11	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
大竹市	26,319	－	78.66	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
東広島市	227,759	31,151	796.50	161.34	3	2	1	－	1	1	－	－	2	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
廿日市市	113,644	－	343.97	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
安芸高田市	26,448	－	537.71	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
江田島市	21,930	－	100.72	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
消防本部設置町計	68,918	－	656.61	－	2	－	2	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
府中町	51,155	－	10.41	－	1	－	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
北広島町	17,763	－	646.20	－	1	－	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
消防一部事務組合計	591,149	－	3,120.08	－	5	4	1	－	5	4	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
備北地区消防組合	84,314	－	2,024.63	－	2	2	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
福山地区消防組合	506,835	－	1,095.45	－	3	2	1	－	3	2	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

第２－１表 救急業務の実施体制（その２）

（令和3年４月１日現在）

区分 消防本部名	救 急 自 動 車 数				
	基 準 台 数※		保有台数	うち非常用	急用も含む うち高規格救
	基準台数 人口による	勘案した増減を 台数			
県計	85	56	170	28	167
消防本部設置市計	64	46	127	17	124
広島市	29	11	50	10	50
呉市	7	8	16	1	16
三原市	5	3	9	1	9
尾道市	5	5	10	2	10
大竹市	2	－	3	1	3
東広島市	7	10	19	1	18
廿日市市	6	4	11	－	11
安芸高田市	2	1	4	1	4
江田島市	1	4	5	－	3
消防本部設置町計	3	3	9	2	9
府中町	2	－	4	1	4
北広島町	1	3	5	1	5
消防一部事務組合計	18	7	34	9	34
備北地区消防組合	4	6	13	3	13
福山地区消防組合	14	1	21	6	21

※「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示）による基準台数

第２－２表 救急隊及び救急隊員数

(令和３年４月１日現在)

区 分 消防本部名	救急隊数			救急隊員数				
	総数	うち救急救命士運用隊数		総数	うち女性	救急救命士資格者数	うち女性	うち運用救命士数
		常時	一部					
県計	131	127	4	1,199	29	714	21	658
消防本部設置市計	99	95	4	900	25	530	18	480
広島市	41	41	－	383	15	267	10	243
呉市	14	14	－	126	2	72	2	65
三原市	8	8	－	24	－	20	－	16
尾道市	8	8	－	66	1	35	1	29
大竹市	2	2	－	48	－	15	－	14
東広島市	10	10	－	72	1	56	1	54
廿日市市	10	7	3	115	3	40	1	40
安芸高田市	3	3	－	25	1	12	1	9
江田島市	3	2	1	41	2	13	2	10
消防本部設置町計	7	7	－	81	1	30	－	28
府中町	3	3	－	32	1	12	－	12
北広島町	4	4	－	49	－	18	－	16
消防一部事務組合計	25	25	－	218	3	154	3	150
備北地区消防組合	10	10	－	108	2	49	2	45
福山地区消防組合	15	15	－	110	1	105	1	105

第２－３表 経営主体別医療機関数

(令和3年4月1日現在)

区 分 消防本部名	医 療 機 関 数																	
	救 急 医 療 機 関						そ の 他 医 療 機 関						計					
	国 立	公 立	公 的	私 的		計	国 立	公 立	公 的	私 的		計	国 立	公 立	公 的	私 的		計
				病 院	診 療 所					病 院	診 療 所					病 院	診 療 所	
県計	6	17	11	116	20	170	26	66	6	110	2,404	2,612	32	83	17	226	2,424	2,782
消防本部設置市計	5	11	9	89	14	128	25	46	5	86	1,913	2,075	30	57	14	175	1,927	2,203
広島市	1	6	2	34	10	53	3	23	4	43	1,188	1,261	4	29	6	77	1,198	1,314
呉市	2	1	1	4	1	9	14	7	－	18	232	271	16	8	1	22	233	280
三原市	－	1	1	6	－	8	－	2	－	4	80	86	－	3	1	10	80	94
尾道市	－	2	1	3	－	6	－	4	－	5	133	142	－	6	1	8	133	148
大竹市	1	－	1	31	2	35	－	－	－	－	－	－	1	－	1	31	2	35
東広島市	1	1	1	8	1	12	8	7	－	6	161	182	9	8	1	14	162	194
廿日市市	－	－	1	－	－	1	－	1	1	9	86	97	－	1	2	9	86	98
安芸高田市	－	－	1	－	－	1	－	2	－	－	20	22	－	2	1	－	20	23
江田島市	－	－	－	3	－	3	－	－	－	1	13	14	－	－	－	4	13	17
消防本部設置町計	－	－	－	4	－	4	－	2	－	2	40	44	－	2	－	6	40	48
府中町	－	－	－	1	－	1	－	－	－	1	34	35	－	－	－	2	34	36
北広島町	－	－	－	3	－	3	－	2	－	1	6	9	－	2	－	4	6	12
消防一部事務組合計	1	6	2	23	6	38	1	18	1	22	451	493	2	24	3	45	457	531
備北地区消防組合	－	2	1	1	1	5	－	11	－	6	76	93	－	13	1	7	77	98
福山地区消防組合	1	4	1	22	5	33	1	7	1	16	375	400	2	11	2	38	380	433

第 2 - 4 表 事故種別救急出場件数

(令和 2 年中 単位：件)

区 分 消防本部名	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	そ の 他				計
											転院搬送	医師搬送	資機材等 搬 送	その他	
県計	370	7	98	8,889	1,006	480	19,777	408	998	74,687	13,191	194	2	1,258	121,365
消防本部設置市計	328	5	76	6,709	795	374	15,324	330	767	58,113	9,646	167	-	1,178	93,812
広島市	99	2	37	4,113	387	214	8,929	247	523	35,048	4,813	134	-	837	55,383
呉市	23	-	9	617	76	43	1,604	15	63	6,167	1,049	4	-	195	9,865
三原市	31	-	5	356	48	19	797	13	23	2,960	445	-	-	15	4,712
尾道市	74	-	8	432	71	21	1,089	14	49	3,865	930	18	-	59	6,630
大竹市	1	-	4	81	11	10	236	1	6	810	154	1	-	4	1,319
東広島市	66	2	2	666	93	38	1,261	21	73	4,748	1,240	5	-	33	8,248
廿日市市	31	1	1	313	69	22	900	8	20	3,007	561	1	-	32	4,966
安芸高田市	2	-	-	69	22	5	269	4	7	803	146	-	-	2	1,329
江田島市	1	-	10	62	18	2	239	7	3	705	308	4	-	1	1,360
消防本部設置町計	3	-	-	193	19	12	501	10	16	1,725	394	1	1	34	2,909
府中町	2	-	-	145	5	8	341	7	12	1,258	255	1	1	23	2,058
北広島町	1	-	-	48	14	4	160	3	4	467	139	-	-	11	851
消防一部事務組合計	39	-	22	1,987	192	94	3,952	68	215	14,849	3,151	26	1	46	24,642
備北地区消防組合	13	-	4	206	49	14	633	10	36	2,551	394	-	-	38	3,948
福山地区消防組合	26	2	18	1,781	143	80	3,319	58	179	12,298	2,757	26	1	8	20,696

第 2－5 表 事故種別救急搬送人員

(令和 2 年中 単位：人)

区 分 消防本部名	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	そ の 他	計
県計	112	4	51	7,674	969	464	17,767	280	652	65,341	13,087	106,401
消防本部設置市計	83	2	40	5,725	762	357	13,690	226	499	50,638	9,545	81,567
広島市	39	2	17	3,321	367	205	7,843	163	346	30,032	4,783	47,118
呉市	10	－	4	557	73	41	1,464	11	37	5,466	1,050	8,713
三原市	4	－	1	334	47	19	741	8	13	2,651	444	4,262
尾道市	10	－	6	398	69	19	1,020	11	32	3,525	941	6,031
大竹市	1	－	3	70	11	10	215	1	5	713	155	1,184
東広島市	14	－	2	647	89	36	1,131	17	50	4,277	1,158	7,421
廿日市市	2	－	1	269	67	20	801	7	11	2,545	562	4,285
安芸高田市	2	－	－	71	21	5	255	4	2	767	146	1,273
江田島市	1	－	6	58	18	2	220	4	3	662	306	1,280
消防本部設置町計	3	－	－	147	18	12	462	7	11	1,546	396	2,602
府中町	2	－	－	105	4	8	314	4	9	1,106	256	1,808
北広島町	1	－	－	42	14	4	148	3	2	440	140	794
消防一部事務組合計	26	2	11	1,802	189	95	3,615	47	142	13,157	3,146	22,232
備北地区消防組合	8	－	2	210	49	14	617	9	21	2,452	392	3,774
福山地区消防組合	18	2	9	1,592	140	81	2,998	38	121	10,705	2,754	18,458

第２－６表 医療機関等に搬送された傷病者数

(令和２年中 単位：人)

区 分 消防本部名	急 病		交 通 事 故		一 般 負 傷		そ の 他		計	
		う ち 管 外		う ち 管 外		う ち 管 外		う ち 管 外		う ち 管 外
県計	65,341 (61,193)	6,034 (5,766)	7,674 (7,023)	607 (575)	17,767 (16,382)	1,585 (1,487)	15,619 (14,964)	3,098 (2,980)	106,401 (99,562)	11,324 (10,808)
消防本部設置市計	50,638 (47,166)	4,537 (4,324)	5,725 (5,134)	454 (436)	13,690 (12,431)	1,186 (1,104)	11,514 (10,971)	2,262 (2,180)	81,567 (75,702)	8,439 (8,044)
広島市	30,032 (28,192)	2,043 (2,000)	3,321 (3,007)	201 (194)	7,843 (7,245)	459 (454)	5,922 (5,615)	555 (542)	47,118 (44,059)	3,258 (3,190)
呉市	5,466 (5,176)	86 (72)	557 (471)	13 (12)	1,464 (1,325)	19 (14)	1,226 (1,180)	114 (106)	8,713 (8,152)	232 (204)
三原市	2,651 (2,538)	271 (263)	334 (333)	44 (44)	741 (723)	52 (52)	536 (505)	207 (199)	4,262 (4,099)	574 (558)
尾道市	3,525 (3,241)	215 (174)	398 (345)	24 (24)	1,020 (902)	52 (43)	1,088 (1,051)	154 (135)	6,031 (5,539)	445 (376)
大竹市	713 (660)	289 (273)	70 (53)	19 (18)	215 (192)	44 (42)	186 (178)	121 (115)	1,184 (1,083)	473 (448)
東広島市	4,277 (4,074)	395 (379)	647 (624)	32 (32)	1,131 (1,050)	90 (88)	1,366 (1,321)	453 (442)	7,421 (7,069)	970 (941)
廿日市市	2,545 (1,999)	741 (673)	269 (180)	81 (73)	801 (569)	353 (298)	670 (611)	232 (219)	4,285 (3,359)	1,407 (1,263)
安芸高田市	767 (756)	204 (199)	71 (70)	10 (9)	255 (252)	29 (28)	180 (176)	104 (101)	1,273 (1,254)	347 (337)
江田島市	662 (530)	293 (291)	58 (51)	30 (30)	220 (173)	88 (85)	340 (334)	322 (321)	1,280 (1,088)	733 (727)
消防本部設置町計	1,546 (1,485)	964 (934)	147 (128)	89 (78)	462 (442)	262 (250)	447 (441)	375 (370)	2,602 (2,496)	1,690 (1,632)
府中町	1,106 (1,069)	710 (684)	105 (92)	68 (57)	314 (299)	185 (173)	283 (279)	228 (224)	1,808 (1,739)	1,191 (1,138)
北広島町	440 (416)	254 (250)	42 (36)	21 (21)	148 (143)	77 (77)	164 (162)	147 (146)	794 (757)	499 (494)
消防一部事務組合計	13,157 (12,542)	533 (508)	1,802 (1,761)	64 (61)	3,615 (3,509)	137 (133)	3,658 (3,552)	461 (430)	22,232 (21,364)	1,195 (1,132)
備北地区消防組合	2,452 (2,388)	111 (106)	210 (203)	9 (8)	617 (604)	27 (26)	495 (481)	129 (120)	3,774 (3,676)	276 (260)
福山地区消防組合	10,705 (10,154)	422 (402)	1,592 (1,558)	55 (53)	2,998 (2,905)	110 (107)	3,163 (3,071)	332 (310)	18,458 (17,688)	919 (872)

(注) () 内は、救急告示医療機関への搬送人員(内数)である。

第 2－7 表 年齢区分別搬送人員

(令和 2 年中 単位：人)

区 分 消防本部名	新 生 児	乳 幼 児	少 年	成 人	高 齢 者	計
県計	303	3,425	3,211	31,604	67,858	106,401
消防本部設置市計	185	2,646	2,445	24,641	51,650	81,567
広島市	121	1,751	1,542	15,741	27,963	47,118
呉市	14	176	207	1,889	6,427	8,713
三原市	9	79	109	1,082	2,983	4,262
尾道市	15	103	120	1,416	4,377	6,031
大竹市	1	31	31	275	846	1,184
東広島市	21	276	242	2,492	4,390	7,421
廿日市市	4	188	151	1,210	2,732	4,285
安芸高田市	0	25	27	285	936	1,273
江田島市	0	17	16	251	996	1,280
消防本部設置町計	61	87	85	662	1,707	2,602
府中町	61	75	59	489	1,124	1,808
北広島町	0	12	26	173	583	794
消防一部事務組合計	57	692	681	6,301	14,501	22,232
備北地区消防組合	7	81	76	833	2,777	3,774
福山地区消防組合	50	611	605	5,468	11,724	18,458

第 2－8 表 現場到着所要時間別出場件数

(令和 2 年中 単位：件)

区 分 消防本部名	3 分未満	3 分以上 5 分未満	5 分以上 1 0 分未満	1 0 分以上 2 0 分未満	2 0 分以上	計
県計	1, 195	7, 932	74, 494	35, 197	2, 547	121, 365
消防本部設置市計	721	5, 886	58, 146	27, 182	1, 877	93, 812
広島市	406	2, 974	36, 774	14, 330	899	55, 383
呉市	93	1, 171	6, 494	1, 984	123	9, 865
三原市	28	326	2, 594	1, 613	151	4, 712
尾道市	47	245	3, 521	2, 603	214	6, 630
大竹市	28	259	883	125	24	1, 319
東広島市	51	390	3, 811	3, 827	169	8, 248
廿日市市	35	269	3, 162	1, 438	62	4, 966
安芸高田市	15	122	253	745	194	1, 329
江田島市	18	130	654	517	41	1, 360
消防本部設置町計	63	296	1, 898	616	36	2, 909
府中町	34	194	1, 547	277	6	2, 058
北広島町	29	102	351	339	30	851
消防一部事務組合計	411	1, 750	14, 450	7, 399	634	24, 644
備北地区消防組合	225	727	1, 654	1, 197	145	3, 948
福山地区消防組合	186	1, 023	12, 796	6, 202	489	20, 696

第 2－9 表 収容所要時間別搬送人員

(令和 2 年中 単位：人)

区 分 消防本部名	1 0 分 未 満		1 0 分 以 上 2 0 分 未 満		2 0 分 以 上 3 0 分 未 満		3 0 分 以 上 6 0 分 未 満		6 0 分 以 上 1 2 0 分 未 満		1 2 0 分 以 上		計	
		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外
県計	27	0	2,568	26	23,105	701	69,375	7,261	10,828	3,164	498	172	106,401	11,324
消防本部設置市計	14	0	1,496	20	16,718	499	54,335	5,446	8,600	2,355	404	119	81,567	8,439
広島市	9	－	683	18	10,333	388	31,571	2,387	4,263	439	259	26	47,118	3,258
呉市	1	－	171	－	1,698	4	5,946	136	874	83	23	9	8,713	232
三原市	1	－	335	1	1,232	32	2,382	392	305	144	7	5	4,262	574
尾道市	1	－	63	－	1,178	8	4,160	238	610	189	19	10	6,031	445
大竹市	－	－	16	－	206	6	778	323	178	139	6	5	1,184	473
東広島市	1	－	112	－	1,324	14	5,144	577	829	377	11	2	7,421	970
廿日市市	1	－	41	－	422	35	2,917	917	862	428	42	27	4,285	1,407
安芸高田市	－	－	47	－	163	1	823	195	232	145	8	6	1,273	347
江田島市	－	－	28	1	162	11	614	281	447	411	29	29	1,280	733
消防本部設置町計	0	－	22	4	329	95	1,757	1,140	469	428	25	23	2,602	1,690
府中町	－	－	15	4	257	95	1,335	910	193	176	8	6	1,808	1,191
北広島町	－	－	7	－	72	－	422	230	276	252	17	17	794	499
消防一部事務組合計	13	－	1,050	2	6,058	107	13,283	675	1,759	381	69	30	22,232	1,195
備北地区消防組合	－	－	279	1	1,021	12	2,049	112	403	133	22	18	3,774	276
福山地区消防組合	13	－	771	1	5,037	95	11,234	563	1,356	248	47	12	18,458	919

第 2 - 1 0 表 医師の現場出場件数

(令和 2 年中 単位：件)

区 分 消防本部名	急 病	交 通 事 故	一 般 負 傷	そ の 他	計
県計	144	39	37	155	375
消防本部設置市計	130	30	20	75	255
広島市	117	28	18	40	203
呉市	3	-	-	4	7
三原市	-	-	-	-	-
尾道市	-	-	-	-	-
大竹市	-	-	-	-	-
東広島市	6	2	1	24	33
廿日市市	-	-	-	-	-
安芸高田市	-	-	-	-	-
江田島市	4	-	1	7	12
消防本部設置町計	12	-	2	61	75
府中町	12	-	2	61	75
北広島町	-	-	-	-	-
消防一部事務組合計	2	9	15	19	45
備北地区消防組合	-	8	12	17	37
福山地区消防組合	2	1	3	2	8

第 2 - 1 1 表 事故種別不搬送件数

(令和 2 年中 単位：件)

区 分 消防本部名	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	その他				計
											転院搬送	医師搬送	資機材等 搬 送	そ の 他	
県計	268	-	47	1, 578	40	21	2, 040	131	346	9, 398	173	194	2	1, 201	15, 442
消防本部設置市計	253	3	36	1, 234	36	20	1, 659	106	268	7, 507	165	167	-	1, 125	12, 579
広島市	66	-	20	878	20	12	1, 101	86	177	5, 030	61	134	-	810	8, 395
呉市	13	-	5	84	3	2	140	4	26	705	3	4	-	192	1, 181
三原市	27	-	4	53	1	-	56	5	10	312	4	-	-	13	485
尾道市	64	-	2	54	2	2	74	3	17	341	6	18	-	45	628
大竹市	-	-	1	14	-	-	21	-	1	97	-	1	-	3	138
東広島市	54	2	-	86	7	2	134	4	23	475	87	5	-	30	909
廿日市市	29	1	-	54	2	2	99	1	9	466	2	1	-	29	695
安芸高田市	-	-	-	7	1	-	15	-	5	37	-	-	-	2	67
江田島市	-	-	4	4	-	-	19	3	-	44	2	4	-	1	81
消防本部設置町計	-	-	-	51	1	-	38	3	5	184	1	1	1	31	316
府中町	-	-	-	39	1	-	26	3	3	156	1	1	1	21	252
北広島町	-	-	-	12	-	-	12	-	2	28	0	-	-	10	64
消防一部事務組合計	15	-	11	293	3	1	343	22	73	1, 707	7	26	1	45	2, 547
備北地区消防組合	6	-	2	15	-	1	17	1	15	108	2	0	-	38	205
福山地区消防組合	9	-	9	278	3	-	326	21	58	1, 599	5	26	1	7	2, 342

第 2 - 1 2 表 救助隊数及び救助隊員数

(令和3年4月1日現在)

区 分 消防本部名	救 助 隊 数 (単位：隊)			救 助 隊 員 数 (単位：人)		
	計	専 任 救 助 隊	兼 任 救 助 隊	計	専 任 救 助 隊	兼 任 救 助 隊
県計	32	16	16	504	235	269
消防本部設置市計	21	13	8	314	200	114
広島市	8	8	－	134	134	－
呉市	3	1	2	41	16	25
三原市	1	1	－	14	4	10
尾道市	1	1	－	14	14	－
大竹市	1	－	1	12	－	12
東広島市	3	1	2	36	16	20
廿日市市	2	1	1	38	16	22
安芸高田市	1	－	1	14	－	14
江田島市	1	－	1	11	－	11
消防本部設置町計	2	1	1	42	9	33
府中町	1	1	－	18	9	9
北広島町	1	－	1	24	－	24
消防一部事務組合計	9	2	7	148	26	122
備北地区消防組合	3	1	2	60	10	50
福山地区消防組合	6	1	5	88	16	72

第 2 - 1 3 表 救助隊が搭乗する車両

(令和3年4月1日現在 単位：台)

区 分 消防本部名	救 助 工 作 車	はしご車	屈 折 はしご車	ポンプ車	水 槽 付 ポンプ車	化 学 車	そ の 他	計
県計	29	20	1	3	10	1	15	79
消防本部設置市計	20	15	1	－	5	1	14	56
広島市	8	9	－	－	3	－	5	25
呉市	2	1	－	－	1	－	3	7
三原市	1	1	－	－	－	－	1	3
尾道市	1	1	－	－	－	－	2	4
大竹市	1	－	－	－	1	1	1	4
東広島市	3	2	1	－	－	－	－	6
廿日市市	2	1	－	－	－	－	1	4
安芸高田市	1	－	－	－	－	－	－	1
江田島市	1	－	－	－	－	－	1	2
消防本部設置町計	2	1	－	－	1	－	－	4
府中町	1	1	－	－	－	－	－	2
北広島町	1	－	－	－	1	－	－	2
消防一部事務組合計	7	4	－	3	4	－	1	19
備北地区消防組合	2	1	－	1	－	－	1	5
福山地区消防組合	5	3	－	2	4	－	－	14

第 2 - 1 4 表 事故種別救助出動件数

(令和 2 年中 単位：件)

区 分 消防本部名	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	62	8	448	84	-	36	369	6	-	519	1,535
消防本部設置市計	61	8	280	62	2	23	307	4	-	433	1,180
広島市	22	-	118	31	-	8	286	2	-	293	760
呉市	-	-	11	7	-	2	1	1	-	14	36
三原市	-	1	42	6	-	-	1	-	-	12	62
尾道市	5	-	17	7	-	3	6	-	-	10	48
大竹市	-	-	3	4	1	-	2	-	-	9	19
東広島市	34	7	53	1	1	5	1	1	-	50	153
廿日市市	-	-	18	2	-	1	9	-	-	36	66
安芸高田市	-	-	12	-	-	4	1	-	-	4	21
江田島市	-	-	6	4	-	-	-	-	-	5	15
消防本部設置町計	-	-	14	-	-	-	-	-	-	19	33
府中町	-	-	5	-	-	-	-	-	-	17	22
北広島町	-	-	9	-	-	-	-	-	-	2	11
消防一部事務組合計	1	-	154	22	1	13	62	2	-	67	322
備北地区消防組合	-	-	26	4	1	3	3	1	-	15	53
福山地区消防組合	1	-	128	18	-	10	59	1	-	52	269

(注) 「救助出動件数」とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数をいう。

第 2 - 1 5 表 事故種別救助活動件数

(令和 2 年中 単位：件)

消防本部名 区 分	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	62	8	217	62	2	22	276	4	-	303	956
消防本部設置市計	61	8	144	46	1	12	235	3	-	246	756
広島市	22	-	49	24	-	4	221	2	-	149	471
呉市	-	-	7	7	-	1	1	1	-	12	29
三原市	-	1	37	5	-	-	1	-	-	10	54
尾道市	5	-	8	5	-	1	5	-	-	8	32
大竹市	-	-	1	2	-	-	-	-	-	8	11
東広島市	34	7	18	-	1	3	1	-	-	21	85
廿日市市	-	-	17	1	-	1	6	-	-	31	56
安芸高田市	-	-	3	-	-	2	-	-	-	3	8
江田島市	-	-	4	2	-	-	-	-	-	4	10
消防本部設置町計	-	-	7	-	-	-	-	-	-	12	19
府中町	-	-	3	-	-	-	-	-	-	12	15
北広島町	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	4
消防一部事務組合計	1	-	66	16	1	10	41	1	-	45	181
備北地区消防組合	-	-	11	2	1	1	3	-	-	14	32
福山地区消防組合	1	-	55	14	-	9	38	1	-	31	149

(注) 「救助活動件数」とは、救助出動件数のうち、実際に救助活動を行った件数をいう。

第 2 - 1 6 表 事故種別救助人員の状況

(令和 2 年中 単位：人)

区 分 消防本部名	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	14	2	326	81	3	54	210	4	-	347	1,041
消防本部設置市計	14	2	213	68	2	44	177	3	-	217	740
広島市	4	-	51	24	-	4	167	1	-	105	356
呉市	-	-	37	29	-	33	1	2	-	33	135
三原市	-	1	55	5	-	-	-	-	-	10	71
尾道市	4	-	12	5	-	1	3	-	-	7	32
大竹市	-	-	1	2	-	-	-	-	-	8	11
東広島市	6	1	24	-	2	3	1	-	-	21	58
廿日市市	-	-	25	1	-	1	5	-	-	26	58
安芸高田市	-	-	3	-	-	2	-	-	-	3	8
江田島市	-	-	5	2	-	-	-	-	-	4	11
消防本部設置町計	-	-	40	-	-	-	-	-	-	87	127
府中町	-	-	35	-	-	-	-	-	-	87	122
北広島町	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	5
消防一部事務組合計	-	-	73	13	1	10	33	1	-	43	174
備北地区消防組合	-	-	12	2	1	1	3	-	-	14	33
福山地区消防組合	-	-	61	11	-	9	30	1	-	29	141

第 2 - 1 7 表 火災時における救助活動の状況

(令和 2 年中)

区 分 消防本部名	救 助 活 動 を 火 災 件 数	同 左 出 動 防 隊 に た 数	救 助 人 員 を 火 災 件 数	救 助 人 員 数
県計	70	549	15	16
消防本部設置市計	69	548	15	16
広島市	22	224	4	4
呉市	－	－	－	－
三原市	1	3	1	1
尾道市	5	51	4	4
大竹市	－	－	－	－
東広島市	41	270	6	7
廿日市市	－	－	－	－
安芸高田市	－	－	－	－
江田島市	－	－	－	－
消防本部設置町計	－	－	－	－
府中町	－	－	－	－
北広島町	－	－	－	－
消防一部事務組合計	1	1	－	－
備北地区消防組合	－	－	－	－
福山地区消防組合	1	1	－	－

第 2 - 1 8 表 事故種別救助出動人員

(令和 2 年中 単位：人)

区 分 消防本部名	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	1,945	142	6,477	1,729	170	485	5,472	107	-	7,674	24,201
消防本部設置市計	1,941	142	4,197	1,408	168	325	4,767	84	-	6,779	19,811
広島市	922	-	2,026	930	-	127	4,534	50	-	5,090	13,679
呉市	-	-	292	165	-	46	22	24	-	310	859
三原市	-	10	603	82	-	-	7	-	-	122	824
尾道市	154	-	331	103	-	58	97	-	-	164	907
大竹市	-	-	23	40	7	-	15	-	-	78	163
東広島市	865	132	565	9	161	46	11	10	-	639	2,438
廿日市市	-	-	189	21	-	11	73	-	-	286	580
安芸高田市	-	-	98	-	-	37	8	-	-	34	177
江田島市	-	-	70	58	-	-	-	-	-	56	184
消防本部設置町計	-	-	144	-	-	-	-	-	-	135	279
府中町	-	-	56	-	-	-	-	-	-	118	174
北広島町	-	-	88	-	-	-	-	-	-	17	105
消防一部事務組合計	4	-	2,136	321	2	160	705	23	-	760	4,111
備北地区消防組合	-	-	206	49	2	19	18	8	-	112	414
福山地区消防組合	4	-	1,930	272	-	141	687	15	-	648	3,697

(注) 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。

なお、火災の場合には、救助活動を行った火災に出動したすべての人員をいう。

第 2 - 1 9 表 事故種別救助活動人員

(令和 2 年中 単位：人)

消防本部名 区 分	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	887	71	2,215	654	155	212	1,509	49	-	2,175	7,927
消防本部設置市計	883	71	1,377	478	153	113	1,117	34	-	1,675	5,901
広島市	447	-	283	178	-	22	1,015	10	-	749	2,704
呉市	-	-	168	147	-	27	22	24	-	245	633
三原市	-	10	427	42	-	-	7	-	-	97	583
尾道市	49	-	117	45	-	13	28	-	-	63	315
大竹市	-	-	6	22	-	-	-	-	-	63	91
東広島市	387	61	155	-	153	22	11	-	-	173	962
廿日市市	-	-	159	8	-	11	34	-	-	222	434
安芸高田市	-	-	24	-	-	18	-	-	-	26	68
江田島市	-	-	38	36	-	-	-	-	-	37	111
消防本部設置町計	-	-	65	-	-	-	-	-	-	87	152
府中町	-	-	35	-	-	-	-	-	-	87	122
北広島町	-	-	30	-	-	-	-	-	-	-	30
消防一部事務組合計	4	-	773	176	2	99	392	15	-	413	1,874
備北地区消防組合	-	-	76	21	2	6	15	-	-	97	217
福山地区消防組合	4	-	697	155	-	93	377	15	-	316	1,657

(注) 「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち、実際に救助活動を行った人員をいう。

第 2－20 表 事故種別救助出動車両等台数

(令和 2 年中 単位：台)

区 分 団 体 名	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	525	44	1,865	510	26	143	1,422	31	－	2,091	6,657
消防本部設置市計	524	44	1,192	408	25	93	1,220	24	－	1,811	5,341
広島市	224	－	530	226	－	33	1,152	13	－	1,285	3,463
呉市	－	－	95	67	－	15	6	8	－	97	288
三原市	－	3	177	28	－	－	2	－	－	37	247
尾道市	51	－	102	39	－	18	31	－	－	52	293
大竹市	－	－	7	14	2	－	4	－	－	25	52
東広島市	249	41	172	3	23	14	3	3	－	204	712
廿日市市	－	－	56	7	－	3	20	－	－	83	169
安芸高田市	－	－	28	－	－	10	2	－	－	9	49
江田島市	－	－	25	24	－	－	－	－	－	19	68
消防本部設置町計	－	－	54	－	－	－	－	－	－	44	98
府中町	－	－	18	－	－	－	－	－	－	38	56
北広島町	－	－	36	－	－	－	－	－	－	6	42
消防一部事務組合計	1	－	619	102	1	50	202	7	－	236	1,218
備北地区消防組合	－	－	61	15	1	7	6	2	－	32	124
福山地区消防組合	1	－	558	87	－	43	196	5	－	204	1,094

(注) 「救助出動車両等」とは、救助活動を行うために出動したすべての車両等をいう。

第 2 - 2 1 表 事故種別救助活動車両等台数

(令和 2 年中 単位：台)

区 分 消防本部名	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	205	11	648	209	24	69	422	15	-	633	2,236
消防本部設置市計	204	11	403	157	23	35	311	10	-	477	1,631
広島市	97	-	76	43	-	7	280	2	-	200	705
呉市	-	-	49	60	-	9	6	8	-	74	206
三原市	-	3	128	13	-	-	2	-	-	29	175
尾道市	15	-	34	16	-	4	10	-	-	21	100
大竹市	-	-	2	8	-	-	-	-	-	20	30
東広島市	92	8	46	-	23	7	1	-	-	49	226
廿日市市	-	-	47	3	-	3	12	-	-	65	130
安芸高田市	-	-	7	-	-	5	-	-	-	7	19
江田島市	-	-	14	14	-	-	-	-	-	12	40
消防本部設置町計	-	-	20	-	-	-	-	-	-	28	48
府中町	-	-	11	-	-	-	-	-	-	28	39
北広島町	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	9
消防一部事務組合計	1	-	225	52	1	34	111	5	-	128	557
備北地区消防組合	-	-	23	6	1	2	5	-	-	28	65
福山地区消防組合	1	-	202	46	-	32	106	5	-	100	492

(注) 「救助活動車両等」とは、出動車両等のうち、実際に活動した車両等をいう。

第 2 - 2 2 表 救助活動のための主な救助器具の保有状況

消防本部名	区 分	省令別表第1														省令別表第2										省令別表第3									
		三連はしご	救命索発射銃	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬ウインチ	エンジンカッター	チェンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器	化学防護服（陽圧式）	陽圧式化学防護服	放射線防護服	簡易画像探索機	マット型空気ジャッキ	大型油圧スプレッシャー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	ロープ登降機	ハンマドリル	送排風機	酸素呼吸器	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	水中探査装置	二酸化炭素探査装置			
県計		141	37	44	40	81	148	240	27	132	1,186	850	108	51	16	52	47	51	40	51	66	41	50	81	18	8	47	7	5	4	4	2			
消防本部設置市計		96	27	37	28	55	110	180	24	108	875	799	88	35	12	35	34	36	27	38	44	29	38	61	13	6	33	5	4	3	4	2			
広島市		40	10	12	10	9	46	43	8	48	358	51	40	13	8	9	9	10	8	8	9	13	11	16	5	2	9	2	2	2	1	2			
呉市		7	3	6	3	6	16	24	3	16	103	79	12	4	-	3	3	2	3	8	3	3	3	11	3	1	5	1	1	1	2	-			
三原市		4	2	6	8	5	6	19	2	9	54	452	3	2	1	4	4	4	1	4	2	1	6	4	1	1	1	-	-	-	-	-			
尾道市		9	3	1	-	8	9	20	4	12	91	32	9	2	1	2	9	10	2	7	3	4	6	10	-	-	3	-	-	-	-	-			
大竹市		3	1	1	-	3	3	3	1	4	43	60	8	2	-	1	1	1	1	1	-	2	2	5	1	-	3	-	-	-	-	-			
東広島市		17	3	8	6	12	8	42	3	11	127	48	10	10	2	10	3	3	7	5	9	3	4	13	2	2	9	2	1	-	1	-			
廿日市市		10	3	3	1	7	16	20	1	4	57	62	4	-	-	3	2	2	4	3	1	2	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-			
安芸高田市		3	1	-	-	3	3	3	1	2	25	-	-	2	-	2	2	3	-	1	12	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
江田島市		3	1	-	-	2	3	6	1	2	17	15	2	-	-	1	1	1	1	1	5	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	-			
消防本部設置町計		10	1	2	3	4	9	8	1	9	44	8	6	2	1	6	2	3	2	2	2	2	3	-	-	-	4	-	-	-	-	-			
府中町		3	-	1	1	1	3	3	1	5	19	8	4	-	1	5	1	2	2	1	-	1	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-			
北広島町		7	1	1	2	3	6	5	-	4	25	-	2	2	-	1	1	1	-	1	2	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-			
消防一部事務組合計		35	9	5	9	22	29	52	2	15	267	43	14	14	3	11	11	12	11	11	20	10	9	20	5	2	10	2	1	1	-	-			
備北地区消防組合		14	3	1	5	5	7	24	1	15	83	2	9	6	2	3	4	5	2	3	3	4	3	5	1	-	1	-	-	-	-	-			
福山地区消防組合		21	6	4	4	17	22	28	1	-	184	41	5	8	1	8	7	7	9	8	17	6	6	15	4	2	9	2	1	1	-	-			

第3 消防職団員の活動と処遇

第3 消防職団員の活動と処遇

1 活動状況

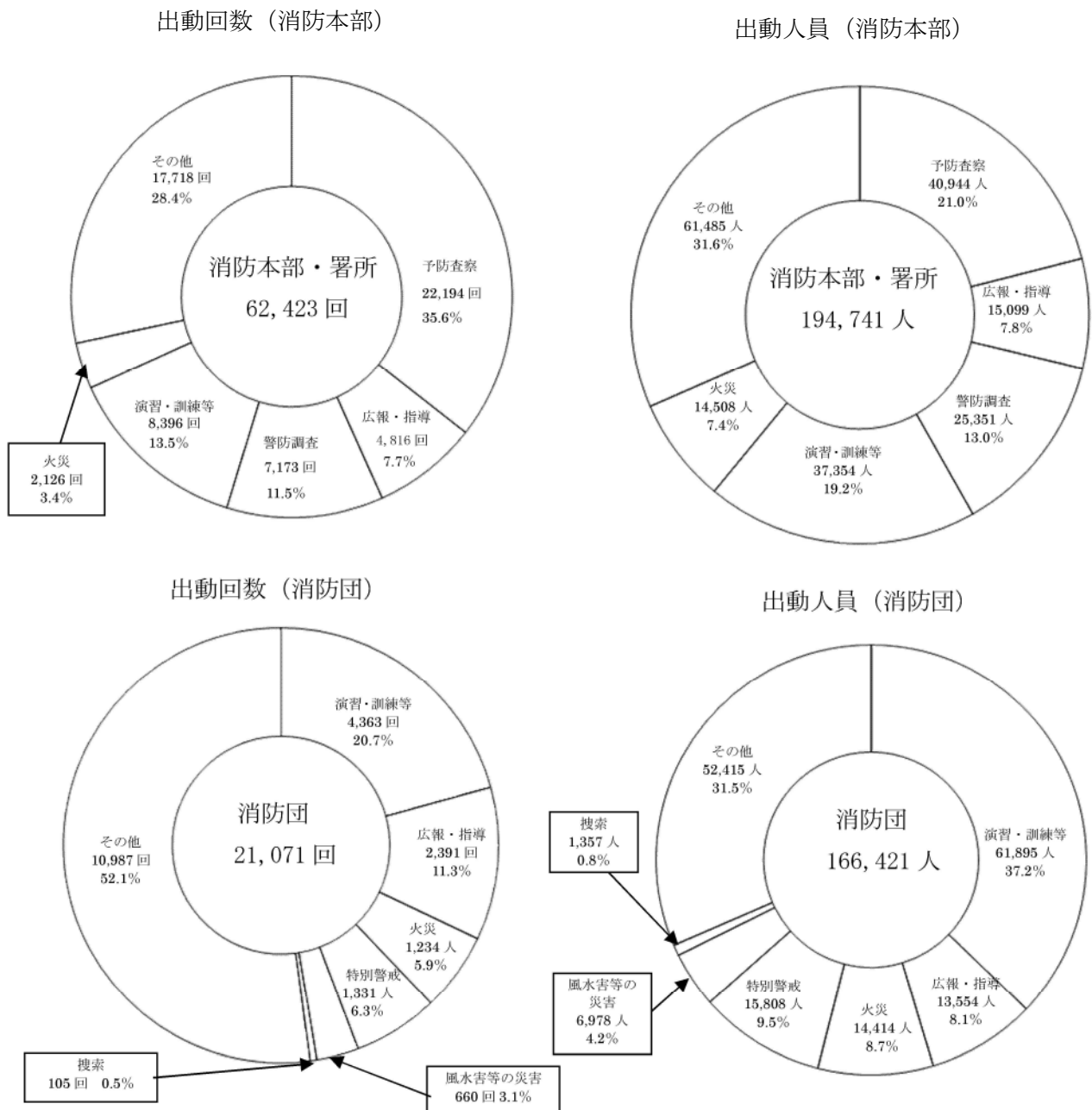
令和2年中における県内消防機関の活動状況をみると、救急・救助活動を除いた出動回数は62,423回で、出動延人員は194,741人となっている。

また、1日当たりの出動回数は229回、6分18秒に1回の割合で出動したこととなる。

そのうち、消防団員の出動回数は21,071回、出動延人員は166,421人となっており、火災等において初期消火、残火処理に当たるほか、特別警戒においても多くの消防団員が出動している。また、広報・指導活動も積極的に行われている。(第1図、第1表)

なお、職務遂行中に負傷した消防職団員は第2表のとおりである。

第1図 消防機関の出動状況（令和2年中）



第1表 消防機関の出動状況

(令和2年中)

区 分		計	火 災	風水害等 の災害	演習・ 訓練等	広報・ 指導	警防調査
消防本部	回数	62,423	2,126	174	8,396	4,816	7,173
	延人員	194,741	14,508	802	37,354	15,099	25,351
消防団	回数	21,071	1,234	660	4,363	2,391	1
	延人員	166,421	14,414	6,978	61,895	13,554	11

区 分		火災調査	特別警戒	捜 索	予防査察	誤報等	その他
消防本部	回数	733	1,500	39	22,194	1,536	13,736
	延人員	4,385	3,947	244	40,944	7,161	44,946
消防団	回数	0	1,331	105	0	145	10,841
	延人員	0	15,808	1,357	0	1,141	51,263

第2表 消防吏員及び消防団員の公務による死傷者数

(令和2年中)

区 分		計	火災	風水害等	救急 業務	演習・ 訓練等	特別 警戒	捜索	その他
消防本部	死者	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷者	26	5	—	3	8	—	—	10
消防団	死者	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷者	15	6	1	—	7	1	—	—
合計	死者	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷者	41	11	1	3	15	1	—	10

第3－1表 消防機関の出動回数(消防本部・署所)

(令和2年中)

	計	火 災	風水害等 の災害	演習・訓 練等	広報・ 指導	警防調査	火災調査	特別警戒	捜 索	予防査察	誤報等	その他
県 計	62,423	2,126	174	8,396	4,816	7,173	733	1,500	39	22,194	1,536	13,736
広島市	19,935	1,627	111	5,557	—	1,646	229	79	2	9,570	1,114	—
呉市	4,831	64	—	41	70	1,010	64	1,258	—	1,334	28	962
三原市	2,553	66	9	59	361	444	66	—	—	685	31	832
尾道市	7,074	45	17	946	748	525	40	1	—	725	21	4,006
大竹市	211	12	1	31	—	105	5	2	3	—	8	44
東広島市	7,007	90	1	14	958	1,055	47	119	7	1,190	235	3,291
廿日市市	2,758	34	4	760	56	260	34	15	5	1,091	9	490
安芸高田市	459	18	—	—	62	36	19	15	2	245	7	55
江田島市	768	11	2	6	370	144	4	—	1	227	3	—
府中町	1,240	8	4	38	97	171	10	2	—	230	23	657
北広島町	926	12	—	4	116	120	12	—	3	556	3	100
備北地区消防組合	4,009	57	1	885	845	578	97	—	7	1,400	20	119
福山地区消防組合	10,652	82	24	55	1,133	1,079	106	9	9	4,941	34	3,180

第3－2表 消防機関の出動延人員(消防本部・署所)

(令和2年中)

	計	火 災	風水害等 の災害	演習・訓 練等	広報・ 指導	警防調査	火災調査	特別警戒	捜 索	予防査察	誤報等	その他
県 計	194,741	14,508	802	37,354	15,099	25,351	4,385	3,947	244	40,944	7,161	44,946
広島市	55,885	6,393	417	23,329	—	6,700	1,832	317	14	12,499	4,384	—
呉市	18,540	979	—	615	207	3,030	256	3,086	—	4,526	476	5,365
三原市	9,905	1,127	36	648	1,178	1,590	237	—	—	1,850	288	2,951
尾道市	24,413	981	52	4,208	2,670	1,973	232	3	—	1,877	467	11,950
大竹市	1,004	92	3	353	—	315	27	7	17	—	49	141
東広島市	21,015	1,124	161	56	3,026	3,308	198	380	30	2,850	839	9,043
廿日市市	8,264	521	17	3,187	170	976	198	76	42	1,091	106	1,880
安芸高田市	1,417	178	—	—	110	116	181	40	17	568	41	166
江田島市	2,240	134	9	100	1,001	351	25	—	5	577	38	—
府中町	2,846	71	14	117	186	551	41	6	—	230	156	1,474
北広島町	2,285	199	—	73	366	418	112	—	12	800	20	285
備北地区消防組合	14,243	472	4	4,231	2,441	1,814	380	—	36	4,194	169	502
福山地区消防組合	32,684	2,237	89	437	3,744	4,209	666	32	71	9,882	128	11,189

第3－3表 消防機関の出動回数(消防団)

(令和2年中)

	計	火災	風水害等 の災害	演習・訓 練等	広報・指 導	警防調査	火災調査	特別警戒	搜索	予防査察	誤報等	その他
県 計	21,071	1,234	660	4,363	2,391	1	—	1,331	105	—	145	10,841
広島市	5,412	159	414	1,159	275	—	—	275	—	—	93	3,037
呉市	392	37	36	46	39	—	—	202	3	—	—	29
竹原市	82	12	—	19	15	—	—	19	—	—	—	17
三原市	2,666	170	2	305	416	—	—	235	41	—	21	1,476
尾道市	2,749	186	37	361	403	—	—	188	16	—	10	1,548
福山市	6,689	450	7	980	463	—	—	328	12	—	—	4,449
府中市	294	60	46	171	—	—	—	—	17	—	—	—
三次市	973	35	5	167	741	—	—	7	2	—	16	—
庄原市	41	22	3	11	—	—	—	—	5	—	—	—
大竹市	22	3	4	4	2	—	—	4	1	—	—	4
東広島市	474	17	82	372	—	—	—	—	3	—	—	—
廿日市市	313	9	—	141	9	—	—	38	—	—	—	116
安芸高田市	60	19	1	20	11	—	—	3	3	—	3	—
江田島市	658	6	5	514	3	—	—	22	—	—	—	108
府中町	29	—	—	15	6	—	—	7	—	—	—	1
海田町	59	3	4	42	3	—	—	—	—	—	—	7
熊野町	30	2	3	6	—	—	—	—	1	—	—	18
坂町	22	2	2	7	4	1	—	1	—	—	—	5
安芸太田町	13	2	3	6	—	—	—	2	—	—	—	—
北広島町	19	11	3	4	—	—	—	—	1	—	—	—
大崎上島町	8	1	1	5	1	—	—	—	—	—	—	—
世羅町	49	15	1	6	—	—	—	—	—	—	2	25
神石高原町	17	13	1	2	—	—	—	—	—	—	—	1

第3－4表 消防機関の出動延人員(消防団)

(令和2年中)

	計	火災	風水害等の災害	演習・訓練等	広報・指導	警防調査	火災調査	特別警戒	搜索	予防査察	誤報等	その他
県 計	166,421	14,414	6,978	61,895	13,554	11	—	15,808	1,357	—	1,141	51,263
広島市	32,277	1,049	2,177	10,741	1,318	—	—	2,755	—	—	602	13,635
呉市	14,310	480	175	10,457	277	—	—	2,019	37	—	—	865
竹原市	2,567	231	—	879	432	—	—	879	—	—	—	146
三原市	14,188	819	3	2,402	2,389	—	—	1,421	230	—	126	6,798
尾道市	16,804	1,469	191	2,316	2,832	—	—	2,829	144	—	95	6,928
福山市	41,950	4,872	61	12,437	2,960	—	—	2,158	126	—	—	19,336
府中市	4,697	728	518	3,265	—	—	—	—	186	—	—	—
三次市	7,697	540	779	2,334	2,591	—	—	1,256	69	—	128	—
庄原市	1,775	695	410	497	—	—	—	—	173	—	—	—
大竹市	1,313	23	55	415	34	—	—	515	16	—	—	255
東広島市	7,528	393	1,724	5,370	—	—	—	—	41	—	—	—
廿日市市	4,792	195	—	2,797	72	—	—	479	—	—	—	1,249
安芸高田市	4,005	945	214	1,160	415	—	—	841	280	—	150	—
江田島市	4,104	114	34	3,270	6	—	—	128	—	—	—	552
府中町	471	—	—	241	20	—	—	162	—	—	—	48
海田町	846	15	12	778	6	—	—	—	—	—	—	35
熊野町	904	19	163	112	—	—	—	—	36	—	—	574
坂町	1,371	107	290	537	200	11	—	102	—	—	—	124
安芸太田町	852	142	15	431	—	—	—	264	—	—	—	—
北広島町	1,118	596	21	482	—	—	—	—	19	—	—	—
大崎上島町	148	23	113	10	2	—	—	—	—	—	—	—
世羅町	1,173	397	5	492	—	—	—	—	—	—	40	239
神石高原町	1,531	562	18	472	—	—	—	—	—	—	—	479

第3－5表 非常勤消防団員の報酬及び出動手当等

(令和3年4月1日現在)

区分 団体名	報酬年額(円)(条例で定める1人当たりの額)							回数, 時間及び日額を支給単位としている場合の 出動手当(円)(条例で定める1人1回当たりの額)				
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	火災	風水害	警戒	訓練	その他
広島市	82,500	69,000	50,500	45,500	38,500	37,000	36,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
呉市	82,500	69,000	50,500	45,500	39,500	37,000	36,000	3,000	3,000	1,500	1,500	1,500
竹原市	79,000	55,000	39,000	29,000	22,000	16,000	14,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
三原市	80,000	60,000	40,000	33,000	24,000	18,000	16,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
尾道市	80,000	60,000	45,000	40,000	30,000	25,000	20,000	2,000	2,000	1,500	2,000	1,500
福山市	82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,000	36,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
府中市	73,000	50,000	40,000	30,000	22,000	16,000	14,000	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
三次市	100,000	86,000	39,000	29,000	22,000	19,000	16,000	—	5,200	5,200	5,200	5,200
庄原市	100,000	80,000	60,000	30,000	22,000	16,000	14,000	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
大竹市	70,000	55,000	40,000	30,500	25,500	20,500	18,500	3,000	3,000	2,500	2,500	3,000
東広島市	132,000	81,000	51,000	39,000	30,000	23,000	22,000	2,900	2,900	2,400	2,400	—
廿日市市	103,500	75,000	49,000	41,500	33,500	31,500	26,000	3,000	3,000	2,800	2,800	—
安芸高田市	116,000	82,000	65,000	53,000	44,000	37,000	32,000	2,500	2,500	2,000	5,500	2,000
江田島市	127,000	89,000	58,000	42,000	37,000	31,000	26,000	3,000	3,000	2,400	2,400	1,200
府中町	67,200	55,000	38,400	33,900	26,200	24,700	23,200	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
海田町	68,900	50,100	41,900	38,800	28,600	24,500	18,600	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
熊野町	65,000	48,800	41,000	35,200	31,600	18,800	16,600	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
坂町	74,500	56,500	39,000	34,000	29,400	19,600	16,200	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
安芸太田町	103,000	73,000	53,000	43,000	34,000	25,000	19,000	700	700	700	6,700	6,700
北広島町	105,000	74,000	55,000	39,400	34,300	25,200	19,000	2,000	2,000	2,000	7,000	—
大崎上島町	68,200	48,500	32,000	23,700	18,500	15,500	13,400	6,500	6,500	4,400	6,500	3,250
世羅町	93,800	83,800	73,800	53,800	32,400	22,400	17,100	3,000	3,000	3,000	3,700	3,500
神石高原町	78,000	58,000	48,000	41,000	36,000	26,000	18,500	—	—	3,300	3,300	3,300

第 4 防 災 対 策

第4 防災対策

近年、東南海・南海地震を始めとする大規模な地震発生の切迫性の高まりや、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化、新型インフルエンザ等、新たな感染症の発生や、さらにはテロや武力攻撃事態等、危機事案が多様化している。

このような危機に即応できるよう、平成20年度から、知事直轄の組織として危機管理監を設置するとともに、危機管理センターを常設し、危機管理体制を強化している。

1 防災行政

(1) 防災会議

市町防災会議は、その地域における防災活動の総合調整を行うとともに、地域防災計画を作成して、防災対策を実施している。令和2年度中における防災会議の開催状況は、第1表のとおりであり、防災計画の修正及び防災訓練の実施等について検討を行い、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

(2) 地域防災計画

地域防災計画は、防災会議が作成する地域における防災の総合的な計画であり、その内容は毎年検討が加えられ、必要な修正が行われている。令和2年度中における修正状況は、第1表のとおりである。

(3) 防災訓練

災害時に迅速かつ的確な対応をするためには、防災訓練等を実施し、日ごろから実践的な対応能力をかん養する必要がある。市町においては、風水害、地震、林野火災等様々な災害を想定し、防災訓練を実施しており、その状況は、第1表のとおりである。

第1表 防災行政の状況

年度	防災会議		地域防災計画	防災訓練						
	開催市町数	開催回数	修正回数	実施回数	目的					
					風水害	地震	コンビナート災害	大火災	林野火災	その他
R2	16	17	22	42	25	5	0	0	5	25
31	20	20	21	21	35	13	0	0	6	20
30	15	15	16	76	21	19	1	0	7	35
29	20	21	20	83	22	27	0	0	9	37
28	18	18	19	72	26	28	1	0	9	12
27	17	19	20	115	27	41	0	0	7	2
26	17	18	19		23	39	2	1	7	17
25	17	22	19	154	31	70	1	1	8	57
24	16	17	16	159	28	73	2	2	18	21
23	14	15	15	144	64	60	3	2	16	14
22	17	17	14	127	49	19	3	4	17	35
21	16	16	14	118	48	23	3	4	20	61

(注) 防災訓練の目的欄では、訓練の想定災害について、複数の想定がある場合、それぞれ想定ごとに訓練回数を計上した。

2 情報通信体制

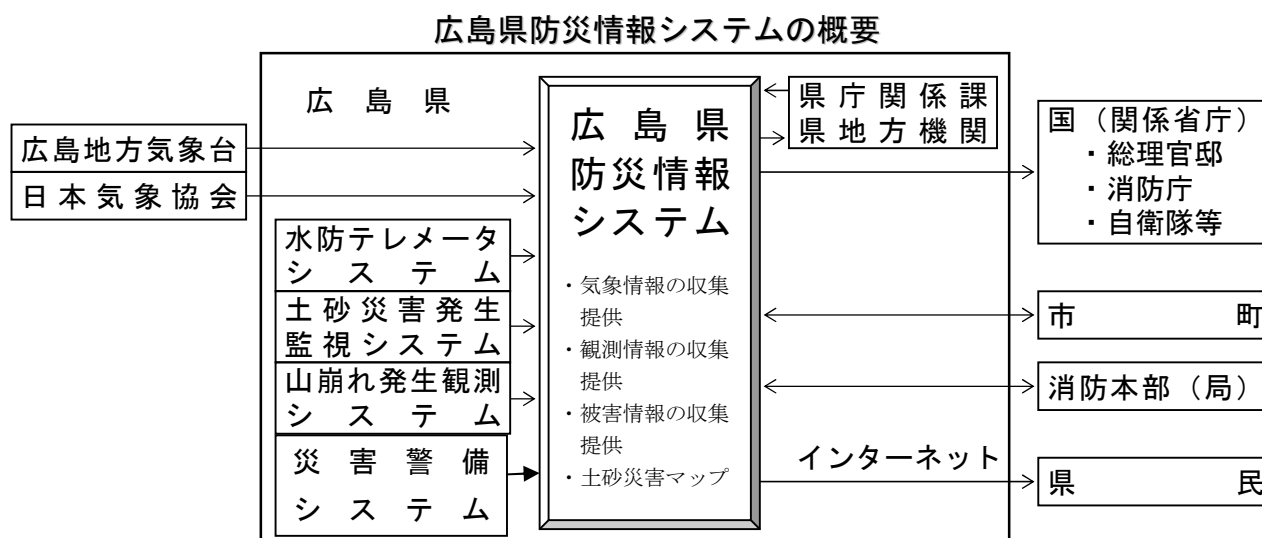
災害時において迅速かつ的確な災害応急活動を実施するためには、日ごろから各種防災情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。

(1) 広島県防災情報システム

平成11年6月の集中豪雨や平成13年芸予地震を教訓に、広島県では、複雑化・多様化する災害への対応力を強化するため、気象情報や観測情報を防災関係機関にリアルタイムで提供可能とするなど防災情報システムを整備し、運用している。

平成13年6月からは、インターネットにより県民等への情報提供を開始するとともに、平成14年度には各市町村の専用端末から被害情報を入力することで、防災関係機関へ逐次情報提供を可能とするなどの機能拡充を行い、平成15年度からシステムを運用開始した。

現行のシステムは平成30年1月から運用開始しているものである。



(2) 市町の防災行政無線

防災行政無線は、市町における災害対策の業務を遂行するため整備したもので、同報系無線と移動系無線がある。

令和3年4月1日現在の市町の整備状況は、第2表および第3表のとおりである。

(注) 同報系無線及び有線放送加入件数については、消防庁による「消防防災・震災対策現況調査」の対象外となったため、掲載していない。

第2表 防災行政無線局数（毎年4月1日現在の状況）

年	同報系無線				移動系無線					有線放送 加入件数 (世帯数)
	親局	中継局	同報子局		基地局	中継局	移動局			
			屋外方式	戸別方式			車載型	可搬型	携帯型	
令和 3 年					14	57	251	5	1041	
令和 2 年					18	60	366	7	1022	
平成 3 1 年					24	9	377	26	1,058	
平成 3 0 年					25	8	347	26	496	
平成 2 9 年					23	8	400	34	1,071	
平成 2 8 年	204	41	1,384	52,846	39	18	444	166	1,154	38,874
平成 2 7 年	43	36	1,389	53,097	46	18	527	103	1,241	38,027
平成 2 6 年	50	80	1,453	62,738	53	19	668	206	731	39,672
平成 2 5 年	50	71	1,381	60,859	65	23	830	177	938	31,943
平成 2 4 年	62	75	1,401	68,114	71	25	894	224	911	33,241

(3) 市町の情報連絡体制

令和 3 年 4 月 1 日現在における市町の住民に対する避難等の伝達や勤務時間外に災害等の情報を入手する体制は、第 4 表のとおりである。

第 4 表 防災行政無線の整備状況（令和 3 年 4 月 1 日現在の状況）

区分		市町数
住民に対する避難の指示等の伝達手段	防災行政無線通信網の戸別受信方式	1 4
	〃 の同報受信方式	1 8
	農協・漁協等の通信設備（有線を含む）	2
	広報車	2 3
	サイレン	1 7
	半鐘	1
	報道機関	1 3
	自主防災組織を通じて	1 5
	その他	2 1
勤務時間外における情報連絡	市町職員の宿日直	5
	守衛等	1 3
	民間委託警備員等	8
	当該市町の消防機関の宿日直	1 0
	その他	4

（注） 2 以上の体制がある市町についてはそれぞれ計上している。

3 自主防災組織の状況

自主防災組織は、災害発生時の被害を最小限に防止・軽減するため、地域住民が初期消火、応急手当、避難誘導等の活動を行うもので、地域ぐるみの防災体制を整備するためには、地域住民の連携意識に基づく自主防災組織の育成強化を促進する必要がある。

令和3年4月1日現在の県内における自主防災組織の状況は、第5表のとおりである。組織率は着実に向上しており、前年（令和2年4月1日現在）に比べて0.4ポイント増加した。

第5表 自主防災組織の状況

区 分	組 織 数				組織されている地域の 世 帯 数 (世帯)	組織率 (%)
	町内会 単 位	小学校区 単 位	その他	計		
令和3年 4月1日	3,021	139	173	3,333	1,252,281	94.1
令和2年 4月1日	2,978	136	193	3,307	1,244,305	93.7
令和元年 4月1日	2,965	134	179	3,278	1,223,232	92.9
平成30年 4月1日	2,929	137	171	3,237	1,209,679	92.6
平成29年 4月1日	2,882	140	166	3,188	1,191,894	91.7
平成28年 4月1日	2,804	138	188	3,130	1,170,325	90.7
平成27年 4月1日	2,809	137	155	3,101	1,136,150	88.6

(注) 組織率は組織されている地域の世帯数を県の総世帯数で除したものである。

4 災害危険箇所等の状況

市町においては、山崩れ、崖崩れ、地すべりなどの災害が発生するおそれがある災害危険箇所の名称・位置等を市町地域防災計画の本編あるいは資料編等で明示しているが、令和2年4月1日現在の状況は、第6表のとおりである。

第6表 災害危険箇所等の状況（令和3年4月1日現在の状況）

土砂災害警戒区域等指定箇所			山地に 起因する 災害危険 箇所	なだれ 災害危険 箇所	河川	海岸	ため池	宅地造成 工事規制 区域(k㎡)
土石流	急傾斜	地すべり						
16,869	30,706	116	25,047	336	764	118	3,908	2355.74

5 防災ヘリコプターの運航

広島県では、災害時の偵察・救援活動、傷病者の搬送、林野火災の消火活動、山岳・水難救助活動等に活用するため、平成8年7月11日から防災ヘリコプター「メイプル」を運航している。

(1) ヘリコプターの諸元等（平成25年1月1日より現機体により運航）

ア 諸元

型式	アグスタ式 AW139 型	エンジン最大出力	3, 358馬力
定員	16人	最大全装備重量	6, 400kg
全長 (主回転翼を含む)	13.77m (16.66m)	機体自重	4, 581kg
全幅 (主回転翼を含む)	3.04m (13.80m)	巡航速度	278km/h
全高	3.93m	航続距離	730km

※ 基地（広島県防災航空センター）から県内全域に25分以内で到着可能。

イ 主な装備品

- 赤外線暗視装置
目標物が出す赤外線をとらえて映像化する装置
- GPSマップ装置
人工衛星からの情報により機体の現在位置を表示する装置
- 患者搬送用ストレッチャー
機体への脱着が容易な救急活動用担架装置

(2) 運航体制

ア 運航基地

広島県防災航空センター（三原市本郷町広島空港隣接地）

イ 組織構成

センター長1人、防災航空隊員6人（県内6消防本部（局）からの派遣）、操縦士1人、整備士2人、運航管理者1人（操縦士等4人は運航委託先の職員）

ウ 運航委託先（操縦、整備等の運航管理業務を委託）

中日本航空株式会社（本社：名古屋市）

エ 運航時間

1年365日運航

8時30分～17時15分（災害出動の場合は、この限りではない）

(3) 運航実績

令和２年度の災害業務に係る運航実績は次のとおりである。

区分	火災	救急	救助	広域応援	その他	計
件数	１４	１７	１７	１８	０	４８

※ 広域応援は参考情報であり，計には計上していない。

6 防災拠点の整備

(1) 広島県防災拠点施設

大規模災害時における応急対策の拠点となる防災拠点施設を平成１４年度に整備した。

ア 施設の機能

(ア) 食料，生活必需品，防災資機材の備蓄拠点機能

災害に備え，被災者用物資として毛布や非常食料など，また，救助用資機材としてバールやハンマーなどを備蓄

(イ) 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に県内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地へ搬送

(ウ) 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時の遠隔地からの救援部隊の集結場所及び救援部隊の待機・休息スペースを確保

(エ) 防災航空センター機能

消防防災活動を実施する防災ヘリコプターの基地

なお，大規模災害時には，他の防災関係機関からの応援ヘリが飛来することが想定されるため，応援ヘリの駐機，格納のためのスペースを確保

(オ) 災害対策本部代替拠点機能

地震・津波災害等により，県庁舎が使用できない場合に，災害対策本部として活動ができる機能を確保

イ 施設の特徴

(ア) 備蓄倉庫，防災広場と防災航空センターを一体的に整備しているため，救援物資の緊急輸送の即応が可能

(イ) 県中央に位置し，広島空港に隣接しているため，県内各地へ短時間で物資の搬送が可能

ウ 施設の管理運営

区分	内容	管理運営
平 常 時	・ 防災に関する広報啓発 ・ 備蓄資機材等の管理 等	危機管理監，防災航空センター 健康福祉局
	・ 防災ヘリコプターの運航	防災航空センター
災害発生時	・ 災害対策本部との連絡調整 ・ 備蓄物資搬入，搬出作業 ・ 救援物資の仕分け，一次保管作業 ・ 応援要員，ボランティア受入 等	災害対策本部 (危機管理監，健康福祉局等)
	・ 防災ヘリコプターの運航	災害対策本部事務局

エ 施設の概要

施設名称		広島県防災拠点施設	
所在地		〒 7 2 9 - 0 4 1 6 三原市本郷町善入寺 9 4 - 2 2	
敷地面積		約 2 4 , 9 1 8 m ²	
構成施設等	※ 備蓄倉庫棟	鉄骨造 1 階建て 床面積 4 , 4 8 2 m ²	物資の備蓄 救援物資の集積・搬送
	主な 備蓄物資	【食料品】 クラッカー，液体ミルク，粉ミルク，離乳食，ビスケット，アルファ化米 【生活必需品】 毛布，紙おむつ（幼児用，成人用），生理用品，簡易トイレ（凝固剤，収納袋） 【防災資機材】 <u>（被災地用）</u> ビニールシート，一輪車，バール，ハンマー，のこ，金てこ， R C バール，救助ロープ，防塵メガネ，防塵マスク，ケブラー手袋，絶縁 ボルトクリッパー，油圧ジャッキ <u>（仕分け作業用）</u> 畳（緊急畳），毛布（真空パック），ビニールシート，投 光器，コードリール，ヘルメット，軍手，雨具，テント（2 間×4 間）， 発電機，リヤカー	
	※ 管理棟	鉄骨造 2 階建て	防災航空センター事務室，会議室，防災室，多目的 室
	ヘリ格納庫	床面積約 1 , 8 8 3 m ²	防災ヘリコプター格納庫
	防災広場	約 8 , 5 0 0 m ²	救援物資の仕分け作業スペース 救援部隊の集結スペース
	駐車場	約 2 , 8 0 0 m ²	防災活動用の駐車場

※ 免震構造（特殊ゴム等で構成される免震装置により地震時の建築物の揺れを小さくする構造）

(2) 救援拠点の指定配置

防災拠点施設を補完し，被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため，県は，既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し，災害発生時に必要に応じて開設することとしている。

ア 救援物資輸送拠点

県外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点として、次のとおり計画している。

種類	施設	対象区域	箇所数
陸上対応	①救援物資搬入 ②救援物資一時保管用建屋 ③臨時ヘリポート用広場 ④その他（会議室、仮眠室等）	西 部	3 箇所
		中 央 部	1 箇所
		東 部	2 箇所
		北 部	1 箇所
		小計	7 箇所
海上対応	①輸送船接岸用バース ②救援物資搬入・搬出用広場 ③救援物資一時保管用建屋 ④臨時ヘリポート用広場 ⑤その他（会議室、仮眠室等）	広 島 港	3 箇所
		呉 港	3 箇所
		竹 原 港	1 箇所
		大 西 港	1 箇所
		尾道糸崎港	2 箇所
		福 山 港	1 箇所
		小計	1 1 箇所
合計			1 8 箇所

イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点として、次のとおり計画している。

種類	施設	対象区域	箇所数
警 察	①救援部隊集結用広場 ②その他（会議室、仮眠室等）	広島市周辺 呉市周辺 尾道市周辺 福山市周辺 三次市周辺	6箇所（広島市周 辺2箇所，その他 各1箇所）
消 防			16箇所（各1～ 6箇所）
自衛隊			6箇所（広島市周 辺2箇所，その他 各1箇所）
合計			28箇所

7 災害ボランティアの活用

阪神・淡路大震災では、多くのボランティアが被災地に駆けつけ、物資の仕分け、避難所の運営等様々な分野で活躍した。

このように、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かな防災対策を講じていく必要があることから、平成10年3月、被災建築物応急危険度判定等の専門的な知識を有する分野のボランティアを登録する災害救援専門ボランティア制度を創設した。登録者は、第7表のとおりである。

第7表 救援専門ボランティアの登録者（令和2年3月31日現在の状況）

分野	活動内容	担当課	登録状況
建築物応急危険度判定	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否の判定	建築課	2,402名

第４－１表 防災会議の状況

区分 市町名	防災会議 設置の 有無	防災会議（令和２年度中）						防災会議の部会（数） （令和３年４月１日現在）									
		開催回数	開催目的					地震	風水害	土砂災害	雪害	救助	救急医療	通信連絡	原子力	その他	
			地域防災 計画の検 討・修正	防災行政無 線等防災に 関する施設 等の整備	防災訓練 の立案・ 検討	防災会議 の組織・ 運営	その他										
県計	23	17	15		2	2	1	2	2	1							3
広島市	○	1	○			○		1	1								2
呉市	○	1	○		○												
竹原市	○	1	○														
三原市	○	1	○														
尾道市	○	1	○														
福山市	○	1	○														
府中市	○																
三次市	○	2	○				○										
庄原市	○	1	○														
大竹市	○																
東広島市	○																
廿日市市	○	1	○														
安芸高田市	○	1	○														
江田島市	○	1	○		○	○											
府中町	○	1	○														1
海田町	○	1	○														
熊野町	○																
坂町	○	1	○														
安芸太田町	○	1	○														
北広島町	○	1	○														
大崎上島町	○																
世羅町	○							1	1	1							
神石高原町	○																

第４－２表 地域防災計画の状況

区分 市町名	地域防災 計画の策 定の有無	地域防災計画（令和２年度中）														地域防災計画と は別に特別災害 対策計画を策定 している項目 （令和３年4月1日現在）	
		修正回数	修正内容										左の修正内容が特定災害 対策計画にかかる場合の 当該災害対策計画				
			防災体制 の組織運 営に關す る修正	防災知識 普及啓発 に關する 修正	災害発生 危険箇所 に關する 修正	前記３項 以外の災 害予防対 策に關す る修正	情報連絡 体制に關 する修正	避難・救 護対策に 關する修 正	前記２項 以外の災 害予防対 策に關す る修正	災害復旧 復興に關 する修正	字句・数 字等の軽 微な事項 の修正	その他					
			震災対策 計画の修 正	風水害対 策計画の 修正	その他	震災対策	その他 の項目										
県計	23	22	12	11	13	15	10	13	10	9	16	7	11	8	6	23	14
広島市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
呉市	○	1			○	○			○	○	○		○	○		○	○
竹原市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三原市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾道市	○	1	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
福山市	○	1		○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○
府中市	○	4									○					○	
三次市	○	2	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○	○
庄原市	○	1	○	○	○	○	○	○			○					○	○
大竹市	○	1	○		○	○					○	○	○	○		○	○
東広島市	○															○	○
廿日市市	○	1	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	
安芸高田市	○	1	○		○	○	○	○	○	○	○		○			○	
江田島市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
府中町	○	1			○					○	○	○	○			○	○
海田町	○	1				○			○	○						○	○
熊野町	○															○	
坂町	○	1	○	○	○	○			○		○		○	○	○	○	○
安芸太田町	○	1	○	○			○	○	○	○	○		○			○	
北広島町	○	1				○										○	
大崎上島町	○															○	○
世羅町	○															○	○
神石高原町	○															○	

第４－３表 情報連絡体制、防災訓練の状況

区分 市町名	情報連絡体制（令和３年４月１日現在） 住民に対する避難の指示等の伝達手段									防災訓練（令和２年度中）											
	防災行政無線		農漁協 等通信 設備	広報車	サイレン	半鐘	報道 機関	自主 防災 組織	その他	訓練 回数	訓練の目的（回数）							訓練の形態（回数）			
	戸別	同報									風水害	土砂 災害	地震 ・津波	コンビナート 災害	大火災	林野 火災	その他	総合 訓練 （実働）	図上 訓練	通信 訓練	その他
県計	14	18	2	23	17	1	13	15	21	42	25	24	5			5	1	17	17	5	3
広島市	○	○		○	○		○	○	○	12	9	9						1	9	2	
呉市	○	○		○			○		○	2		1					1		1		1
竹原市				○					○	0											
三原市	○	○	○	○	○		○	○	○	1	1									1	
尾道市	○	○	○	○	○		○	○	○	0											
福山市		○		○	○		○	○	○	2	1		1					1	1		
府中市		○		○			○	○	○	1	1	1							1		
三次市				○	○		○	○	○	5	5	5						5			
庄原市		○		○	○		○		○	1			1					1			
大竹市	○	○		○	○				○	6	6	6							4		2
東広島市				○					○	0											
廿日市市	○	○		○	○		○	○	○	3	2		1					2	1		
安芸高田市				○			○	○	○	0											
江田島市	○	○		○	○		○	○	○	0											
府中町		○		○	○				○	0											
海田町	○	○		○	○		○	○	○	0											
熊野町	○	○		○	○			○	○	4		2	2					2		2	
坂町	○	○		○	○			○	○	0											
安芸太田町	○	○		○	○			○	○	0											
北広島町	○	○		○	○	○			○	0											
大崎上島町	○	○		○	○					0											
世羅町	○	○		○	○			○		1						1		1			
神石高原町				○			○	○	○	4						4		4			

第４－４表 防災無線通信施設の状況																
市町名	区分	移動系無線（令和３年４月１日現在）														
		基地局 数	中継局 数	形態別移動局数			設置場所別移動局数									
				車載型	可搬型	携帯型	役場等	公共 施設	職員宅	指定 地方 行政 機関	消防 機関	自主 防災 組織	警察 機関	医療 機関	その他	計
県計		14	57	251	5	1, 041	553	211			449			81	42	1, 336
広島市						589	319	211			3			49	7	589
呉市																
竹原市						61	2				45			32		79
三原市																
尾道市																
福山市																
府中市																
三次市																
庄原市		5	50	70	1	62	53				80					133
大竹市																
東広島市																
廿日市市																
安芸高田市		1	2	84		161	66				179					245
江田島市																
府中町		1		10		12	23									23
海田町		1	1	6		19	21				10					31
熊野町						28	28									28
坂町		1				40	6								35	41
安芸太田町		1	2	49	4	69	24				98					122
北広島町																
大崎上島町																
世羅町																
神石高原町		4	2	32			11				34					45

第４－５表 自主防災組織の状況

(令和３年４月１日現在)

市 町	組 織 率 (カバー率)	自 主 防 災 組 織 の 組 織 数				組織世帯数 (カバー世帯数)
		町 内 会	小 学 校 区	そ の 他	計	
広 島 市	100.0%	1,893			1,893	575,102
呉 市	85.7%	350		39	389	92,955
竹 原 市	100.0%			17	17	12,196
三 原 市	79.9%	130			130	34,783
尾 道 市	64.2%	138			138	41,412
福 山 市	100.0%		75	5	80	212,258
府 中 市	96.3%	68			68	16,589
三 次 市	100.0%	19			19	23,416
庄 原 市	75.0%	53		22	75	11,483
大 竹 市	73.1%	37		1	38	9,458
東 広 島 市	97.6%		47		47	85,616
廿 日 市 市	99.4%		16	17	33	52,607
安 芸 高 田 市	92.3%	37	1	47	85	12,490
江 田 島 市	100.0%	31			31	12,125
府 中 町	90.6%	63			63	21,000
海 田 町	89.6%	38			38	12,419
熊 野 町	33.2%	4		12	16	3,502
坂 町	83.5%	14			14	4,792
安 芸 太 田 町	42.4%	9			9	1,320
北 広 島 町	69.8%	63			63	5,972
大 崎 上 島 町	47.6%	15			15	1,957
世 羅 町	71.9%	29		13	42	4,925
神 石 高 原 町	100.0%	30			30	3,904
	94.1%	3,021	139	173	3,333	1,252,281

※広島県土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

（単位：箇所）

事務所名	市区町名		土石流		急傾斜		地すべり		合計	
			警戒区域	内，特別警戒区域	警戒区域	内，特別警戒区域	警戒区域	内，特別警戒区域	警戒区域	内，特別警戒区域
西部	広島市	中区	0	0	7	7	0	0	7	7
		東区	171	157	422	377	0	0	593	534
		南区	45	41	232	208	0	0	277	249
		西区	83	74	317	268	0	0	400	342
		安佐南区	479	370	1,082	1,030	0	0	1,561	1,400
		安佐北区	1,136	1,027	1,591	1,554	2	0	2,729	2,581
		安芸区	346	324	449	433	0	0	795	757
		佐伯区	510	454	913	865	3	0	1,426	1,319
		小計	2,770	2,447	5,013	4,742	5	0	7,788	7,189
	安芸高田市		840	807	1,053	1,031	4	0	1,897	1,838
	江田島市		262	238	543	526	0	0	805	764
	府中町		25	22	57	51	0	0	82	73
	海田町		39	34	46	45	0	0	85	79
	熊野町		130	116	138	128	0	0	268	244
	坂町		77	69	80	75	0	0	157	144
	計		4,143	3,733	6,930	6,598	9	0	11,082	10,331
呉支所	呉市		1,463	1,352	2,638	2,431	0	0	4,101	3,783
	計		1,463	1,352	2,638	2,431	0	0	4,101	3,783
廿日市支所	廿日市市		668	598	1,061	1,026	4	0	1,733	1,624
	大竹市		218	197	283	276	2	0	503	473
	計		886	795	1,344	1,302	6	0	2,236	2,097
安芸太田支所	安芸太田町		450	423	699	692	6	0	1,155	1,115
	北広島町		760	728	1,209	1,199	5	0	1,974	1,927
	計		1,210	1,151	1,908	1,891	11	0	3,129	3,042
東広島支所	東広島市		1,246	1,191	2,554	2,435	3	0	3,803	3,626
	竹原市		633	587	686	681	0	0	1,319	1,268
	大崎上島町		81	68	274	265	0	0	355	333
	計		1,960	1,846	3,514	3,381	3	0	5,477	5,227
東部	福山市		1,107	978	2,545	2,467	15	0	3,667	3,445
	府中市		535	475	1,020	986	2	0	1,557	1,461
	神石高原町		356	317	1,268	1,249	12	0	1,636	1,566
	計		1,998	1,770	4,833	4,702	29	0	6,860	6,472
三原支所	三原市		1,161	990	1,875	1,836	2	0	3,038	2,826
	尾道市		939	873	2,014	1,974	6	0	2,959	2,847
	世羅町		421	360	1,134	1,098	5	0	1,560	1,458
	計		2,521	2,223	5,023	4,908	13	0	7,557	7,131
北部	三次市		1,065	1,016	1,998	1,949	18	0	3,081	2,965
	計		1,065	1,016	1,998	1,949	18	0	3,081	2,965
庄原支所	庄原市		1,623	1,544	2,518	2,478	27	0	4,168	4,022
	計		1,623	1,544	2,518	2,478	27	0	4,168	4,022
合計			16,869	15,430	30,706	29,640	116	0	47,691	45,070

第4-6-2表 災害危険箇所の状況（その2）

令和3年4月1日現在

区分 市町名	山地に起因する 災害危険箇所			なだれ災害危険箇所		
	箇所数			箇所数		
県計			25,047			336
広島市			3,857			
呉市			1,969			
竹原市			562			
三原市			1,524			
尾道市			1,611			
福山市			1,993			
府中市			673			
三次市			1,626			44
庄原市			2,603			92
大竹市			178			
東広島市			2,053			
廿日市市			998			7
安芸高田市			870			56
江田島市			536			
府中町			56			
海田町			88			
熊野町			156			
坂町			120			
安芸太田町			671			52
北広島町			784			85
大崎上島町			257			
世羅町			835			
神石高原町			1,027			

第4-6-3表 災害危険箇所状況（その3）

管理		区分		重要水防箇所			
		河川		海岸			
県計		箇所数		764	箇所数		118
県管理	西部			33			
	呉支所			6			41
	廿日市支所			7			3
	安芸太田支所			4			
	東広島支所			15			21
	東部			22			8
	三原支所			18			28
	北部			13			
	庄原支所			16			
	広島港湾						17
国管理	太田川			366			
	三次			69			
	福山			195			

令和3年4月1日現在

市町名		区分		ため池 (貯水量1000㎡以上)		宅地造成工事規制区域 (法律指定)	
		面積 (km ²)					
県計		箇所数		3,908	面積	(km ²)	2,355.74
広島市				70			591.26
呉市				107			220.82
竹原市				42			106.66
三原市				227			249.68
尾道市				284			144.01
福山市				681			310.89
府中市				99			37.07
三次市				520			67.38
庄原市				565			
大竹市				2			14.10
東広島市				646			392.40
廿日市市				26			109.23
安芸高田市				236			
江田島市				13			50.43
府中町				3			7.81
海田町				4			9.99
熊野町				52			30.88
坂町				3			13.13
安芸太田町				0			
北広島町				91			
大崎上島町				23			
世羅町				167			
神石高原町				47			

第5 予 防 行 政 の 現 況

第5 予防行政の現況

1 火災予防思想の普及

(1) 火災予防運動

毎年、秋季（11月9日～15日）及び春季（3月1日～7日）全国火災予防運動が全国統一標語のもとに実施されている。（第1表）

この運動は、火災の多発期である冬季及び春季を迎えるに当たって国民の火災に対する警戒心を呼び起こし、火災及び火災による死傷者の発生を防止するため、昭和24年から春秋の2回、全国一斉に行われているものであり、県内においては、市町等により、火災予防パレード、消防訓練、特別査察、体験入隊等の行事などの各種広報活動が積極的に展開されている。

また、春季全国火災予防運動期間には、車両火災の防止を目的として、消防庁と国土交通省の共唱による「車両火災予防運動」が展開され、また、山火事予防目的として、消防庁と林野庁の共唱による「全国山火事予防運動」が展開されている。

第1表 全国火災予防運動の統一標語

年 度	統 一 標 語
平成19年度	火は見てる あなたが離れる その時を
平成20年度	火のしまつ 君がしなくて 誰がする
平成21年度	消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子
平成22年度	消したかな あなたを守る 合言葉
平成23年度	消したはず 決めつけしないで もう一度
平成24年度	消すまでは 出ない行かない 離れない
平成25年度	消すまでは 心の警報 ONのまま
平成26年度	もういいかい 火を消すまでは まあだだよ
平成27年度	無防備な 心に火災が かくれんぼ
平成28年度	消しましょう その火その時 その場所で
平成29年度	火の用心 ことばを形に 習慣に
平成30年度	忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認
令和元年度	ひとつずつ いいね！で確認 火の用心
令和2年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル

(2) 文化財防火デー

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の共唱により実施されている。

消防機関と文化財の管理者等との連携により、この日を中心に文化財に対する防火訓練・査察等が実施されている。

2 民間防火組織

民間防火組織には、家庭の主婦等を対象とした女性防火クラブ、小・中学生を対象とした少年消防クラブ及び保育園児、幼稚園児を対象とした幼年消防クラブがあり、それぞれの立場で、それぞれの地域における防火思想の普及に貢献している。

令和３年５月１日現在の組織状況は、第２表のとおりである。

また、平成２４年以降の組織の推移は、第３表のとおりである。

第２表 女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの現況

(令和３年５月１日現在)

区 分	現 況		
女性防火クラブ	ク ラ ブ 数		33
	活動状況 (クラブ数)	消火活動を行 う	3
		連絡救護等	20
		啓発活動	10
	ク ラ ブ 員 数		4,783
少年消防クラブ	ク ラ ブ 数		37
	ク ラ ブ 員 数		1,552
幼年消防クラブ	ク ラ ブ 数		260
	ク ラ ブ 員 数		19,544

第３表 女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの組織の推移

(令和３年５月１日現在)

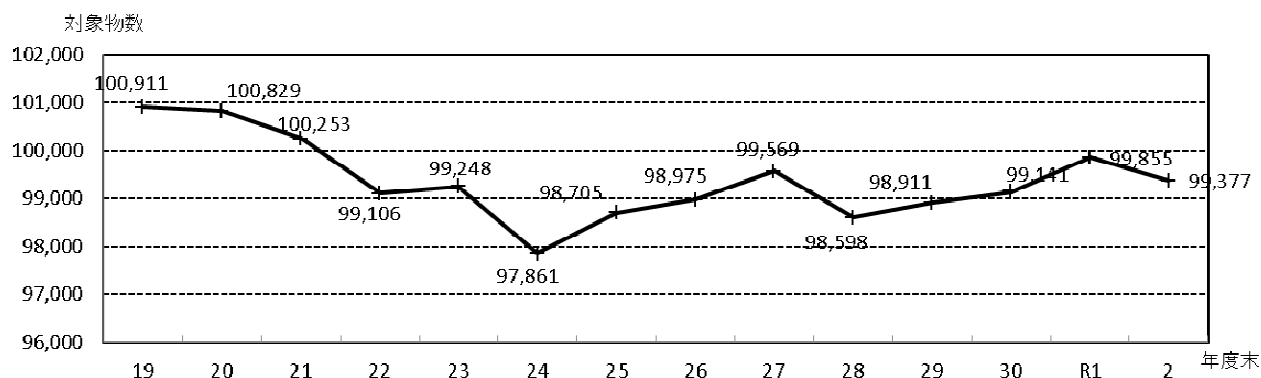
区 分 \ 年	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	元	2	3
女性防火クラブ	40	38	37	38	36	36	35	36	34	33
	6,992	6,943	6,164	6,943	5,934	5,541	5,344	5,541	5,186	4,783
少年消防クラブ	41	42	41	42	41	41	39	41	37	37
	1,282	1,210	1,691	1,210	1,748	1,871	1,787	1,871	1,654	1,552
幼年消防クラブ	256	255	258	255	276	271	265	271	264	260
	21,514	21,199	21,329	21,199	19,746	20,744	19,903	20,744	19,758	19,544

3 防火対象物

(1) 防火対象物

県内の防火対象物（消防法施行令別表第1（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で、延べ面積150㎡以上のもの並びに（十七）項及び（十八）項に掲げる防火対象物をいう。以下、同じ。）の数は、第1図のとおりである。

第1図 防火対象物数の状況



(2) 防火管理

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など、防火管理上必要な業務を行わせることを義務づけている。

ア 防火管理者

防火管理者として選任される資格は、防火管理に関する講習（防火管理講習）の課程を修了した者等で、防火管理上必要な業務を遂行する管理的又は監督的な地位にあるものとされている。

(3) 消防用設備等

消防法では、政令で定める防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）は、政令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

ア 消防同意の処理状況

建築物の新築等において、許可、認可、確認等の権限を持つ行政庁等に、消防長又は消防署長が行う同意（消防同意）について、県内における令和2年度の同意件数は、3,226件であり、そのうち399件について消防機関による指導が行われている。

4 消防設備士

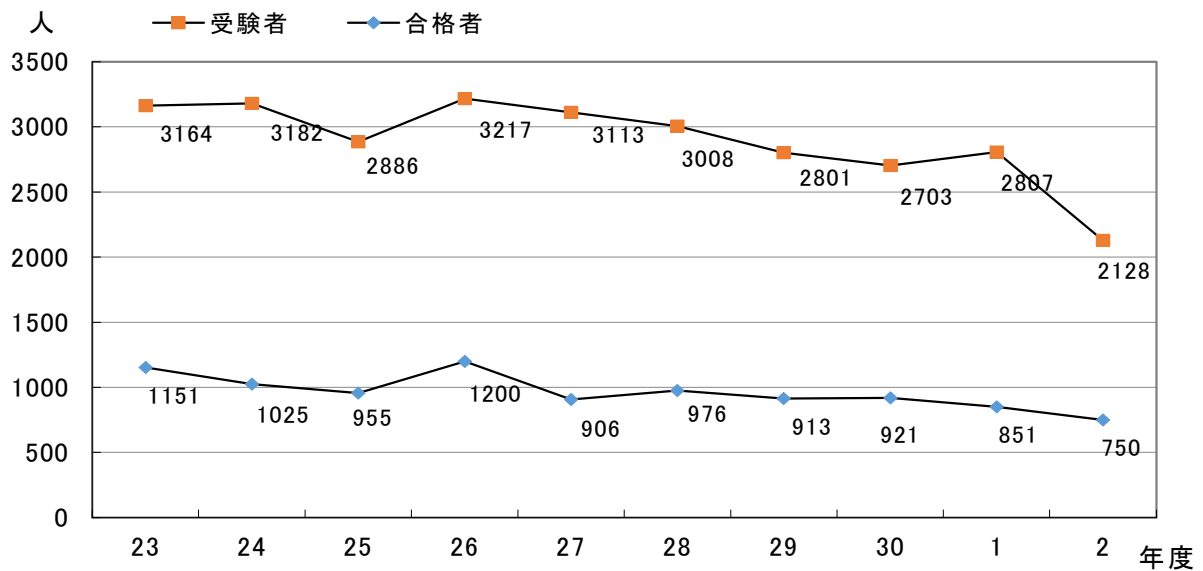
(1) 消防設備士試験

消防法により、消防用設備等の一定の工事又は整備については、消防設備士でなければ行っていないとされている。

消防設備士の資格を得るための試験として行う消防設備士試験は、昭和60年度から一般財団法人消防試験研究センターに委任して実施している。

平成23年度以降の実施状況は第2図のとおりである。

第2図 消防設備士試験の実施状況



(2) 消防設備士免状

消防設備士試験に合格した者の申請に基づき県知事が交付するものである。

令和2年度の免状交付数は、甲種315件、乙種374件となっている。

第5-1表 女性防火クラブの現況

(令和3年5月1日現在)

団 体 名	計		市 街 地		農 山 村 地 域		漁 村 地 域		その他の地域	
	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員
県 計	33	4,783	16	2,412	6	253	3	33	8	2,085
消 防 本 部 設 置 市 計	12	3,759	6	2,054	1	26	3	33	2	1,646
広 島 市	6	2,054	6	2,054	-	-	-	-	-	-
呉 市	1	26	-	-	1	26	-	-	-	-
三 原 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尾 道 市	3	33	-	-	-	-	3	33	-	-
大 竹 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 広 島 市	2	1,646	-	-	-	-	-	-	2	1,646
廿 日 市 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安 芸 高 田 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江 田 島 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 事 務 委 託 町 計	7	114	7	114	-	-	-	-	-	-
竹 原 市	7	114	7	114	-	-	-	-	-	-
海 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
坂 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊 野 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安 芸 太 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 崎 上 島 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
世 羅 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 本 部 設 置 町 計	7	457	2	230	5	227	-	-	-	-
府 中 町	2	230	2	230	-	-	-	-	-	-
北 広 島 町	5	227	-	-	5	227	-	-	-	-
消 防 組 合 構 成 団 体 計	7	453	1	14	-	-	-	-	6	439
備 北 地 区 消 防 組 合	7	453	1	14	-	-	-	-	6	439
福 山 地 区 消 防 組 合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第5－1表 女性防火クラブの現況

(令和3年5月1日現在)

団 体 名	計		消火活動		救護		啓蒙活動	
	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員
県 計	33	4,783	3	60	20	2,398	10	2,325
消 防 本 部 設 置 市 計	12	3,759	1	11	4	1,668	7	2,080
広 島 市	6	2,054	－	－	－	－	6	2,054
呉 市	1	26	－	－	－	－	1	26
三 原 市	－	－	－	－	－	－	－	－
尾 道 市	3	33	1	11	2	22	－	－
大 竹 市	－	－	－	－	－	－	－	－
東 広 島 市	2	1,646	－	－	2	1,646	－	－
廿 日 市	－	－	－	－	－	－	－	－
安 芸 高 田 市	－	－	－	－	－	－	－	－
江 田 島 市	－	－	－	－	－	－	－	－
消 防 事 務 委 託 町 計	7	114	－	－	7	114	－	－
竹 原 市	7	114	－	－	7	114	－	－
海 田 町	－	－	－	－	－	－	－	－
坂 町	－	－	－	－	－	－	－	－
熊 野 町	－	－	－	－	－	－	－	－
安 芸 太 田 町	－	－	－	－	－	－	－	－
大 崎 上 島 町	－	－	－	－	－	－	－	－
世 羅 町	－	－	－	－	－	－	－	－
消 防 本 部 設 置 町 計	7	457	－	－	5	227	2	230
府 中 町	2	230	－	－	－	－	2	230
北 広 島 町	5	227	－	－	5	227	－	－
消防組合構成団体計	7	453	2	49	4	389	1	15
備北地区消防組合	7	453	2	49	4	389	1	15
福山地区消防組合	－	－	－	－	－	－	－	－

第5－2表 少年消防クラブの現況

(令和3年5月1日現在)

団 体 名	組 織 別 ク ラ ブ 数						組 織 別 ク ラ ブ 員 数						指 導 者 数			
	計	学 校 単 位		市町村 単 位	地 区 単 位	その他	計	学 校 単 位		市町村 単 位	地 区 単 位	その他	計	学 校 単 位		その他
		小学校	中学校					小学校	中学校					小学校	中学校	
県 計	37	13	1	4	19		1,552	411	24	96	1,021	－	282	171	15	96
消防本部設置市計	26	11	1	3	11	－	1,154	307	24	68	755	－	215	145	15	55
広島市	16	8	1	2	5	－	189	110	24	18	37	－	92	48	15	29
呉市	1	－	－	－	1	－	60	－	－	－	60	－	1	－	－	1
三原市	2	1	－	1	－	－	80	30	－	50	－	－	26	6	－	20
尾道市	2	2	－	－	－	－	167	167	－	－	－	－	91	91	－	－
大竹市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
東広島市	3	－	－	－	3	－	618	－	－	－	618	－	3	－	－	3
廿日市市	1	－	－	－	1	－	16	－	－	－	16	－	－	－	－	－
安芸高田市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
江田島市	1	－	－	－	1	－	24	－	－	－	24	－	2	－	－	2
消防事務委託町計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
竹原市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海田町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
坂町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
熊野町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
安芸太田町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大崎上島町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
世羅町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消防本部設置町計	3	2	－	1	－	－	132	104	－	28	－	－	37	26	－	11
府中町	1	－	－	1	－	－	28	－	－	28	－	－	11	－	－	11
北広島町	2	2	－	－	－	－	104	104	－	－	－	－	26	26	－	－
消防組合構成団体計	8	－	－	－	8	－	266	－	－	－	266	－	30	－	－	30
備北地区消防組合	6	－	－	－	6	－	201	－	－	－	201	－	6	－	－	6
福山地区消防組合	2	－	－	－	2	－	65	－	－	－	65	－	24	－	－	24

第5-3表 幼年消防クラブの現況

(令和3年5月1日現在)

団 体 名	組 織 別 ク ラ ブ 数							組 織 別 ク ラ ブ 員 数							指 導 者 数			
	計	幼稚園 保育園 単 位	学 校 単 位	市町村 単 位	地 区 単 位	その他		計	幼稚園 保育園 単 位	学 校 単 位	市町村 単 位	地 区 単 位	その他		計	幼稚園 保育園 単 位	学 校 単 位	その他
県 計	260	259	-	-	1	-		19,544	19,527	-	-	17	-		1,946	1,946	-	-
消防本部設置市計	183	182	-	-	1	-		12,626	12,609	-	-	17	-		1,119	1,119	-	-
広 島 市	40	40	-	-	-	-		4,046	4,046	-	-	-	-		789	789	-	-
呉 市	10	9	-	-	1	-		545	528	-	-	17	-		49	49	-	-
三 原 市	7	7	-	-	-	-		180	180	-	-	-	-		28	28	-	-
尾 道 市	20	20	-	-	-	-		687	687	-	-	-	-		174	174	-	-
大 竹 市	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
東 広 島 市	58	58	-	-	-	-		5,436	5,436	-	-	-	-		58	58	-	-
廿 日 市 市	31	31	-	-	-	-		984	984	-	-	-	-		-	-	-	-
安 芸 高 田 市	13	13	-	-	-	-		329	329	-	-	-	-		13	13	-	-
江 田 島 市	4	4	-	-	-	-		419	419	-	-	-	-		8	8	-	-
消防事務委託町計	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
竹 原 市	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
海 田 町	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
坂 町	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
熊 野 町	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
安 芸 太 田 町	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
大 崎 上 島 町	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
世 羅 町	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
消防本部設置町計	19	19	-	-	-	-		2,332	2,332	-	-	-	-		456	456	-	-
府 中 町	12	12	-	-	-	-		2,135	2,135	-	-	-	-		385	385	-	-
北 広 島 町	7	7	-	-	-	-		197	197	-	-	-	-		71	71	-	-
消防組合構成団体	58	58	-	-	-	-		4,586	4,586	-	-	-	-		371	371	-	-
備北地区消防組合	32	32	-	-	-	-		1,606	1,606	-	-	-	-		32	32	-	-
福山地区消防組合	26	26	-	-	-	-		2,980	2,980	-	-	-	-		339	339	-	-

第5－4表 防火対象物数（その1）

(令和3年3月31日現在)																				
区 分 団体名	1		2				3		4	5		6				7	8	9		10
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 風俗営業等	ニ カラオケ等	イ 料理店等	ロ 飲食店等	百貨店等	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 入所福祉施設 自立避難困難者	ハ 児童擁護施設等 老人福祉施設	ニ 特別支援学校 幼稚園	学校	図書館等	イ 特殊浴場	ロ 一般浴場	停車場等
県 計	101	1362	19	177	2	41	20	1504	3126	868	31611	1400	906	1840	349	3492	152	31	48	61
広島市	35	430	3	72	1	17	6	539	1021	220	16207	491	249	512	132	1281	18	27	8	30
呉市	8	157	1	15	0	5	7	93	260	83	1725	140	79	117	46	311	18	0	14	3
竹原市	3	17	0	1	0	0	0	14	35	31	190	17	13	19	0	39	7	0	0	1
三原市	4	51	0	2	0	1	0	62	123	32	852	55	37	75	20	137	5	0	1	1
尾道市	6	50	5	4	0	0	4	62	185	96	1049	67	72	141	25	184	15	1	3	1
福山市	10	174	6	38	1	10	0	326	612	100	5060	231	171	402	53	553	25	1	6	5
府中市	2	15	0	2	0	0	0	14	56	8	284	26	20	43	1	40	4	0	0	1
三次市	7	61	1	4	0	1	0	51	102	29	404	38	31	69	4	89	12	0	2	2
庄原市	2	54	0	3	0	1	0	27	43	37	202	22	35	50	4	89	10	0	5	0
大竹市	1	17	0	2	0	0	2	49	44	23	299	26	13	25	2	29	2	0	0	2
東広島市	7	36	1	13	0	4	0	105	261	66	2463	115	63	124	17	287	6	0	3	3
廿日市市	4	67	0	6	0	1	0	55	111	65	981	65	47	72	21	115	5	0	1	7
安芸高田市	1	6	0	1	0	0	0	8	45	11	95	23	13	56	2	53	1	0	2	0
江田島市	1	26	0	0	0	0	0	10	25	12	125	14	11	17	1	28	2	0	0	2
府中町	0	9	0	2	0	1	0	10	31	0	759	14	7	17	7	37	1	1	0	0
海田町	0	8	0	3	0	0	0	15	28	3	440	14	2	14	6	31	2	0	0	1
熊野町	1	11	0	1	0	0	0	3	25	5	102	9	8	12	3	23	2	0	0	0
坂町	1	10	0	0	0	0	0	10	12	0	81	5	2	5	0	14	0	1	0	0
廿日市市吉和	1	5	0	0	0	0	0	1	2	4	5	1	0	2	0	2	2	0	0	0
安芸太田町	2	36	0	2	0	0	0	4	8	8	14	1	3	12	0	15	0	0	1	0
北広島町	3	75	1	1	0	0	1	14	31	11	126	13	17	20	0	47	7	0	0	1
大崎上島町	0	5	1	2	0	0	0	4	12	10	58	2	3	6	3	35	1	0	0	0
世羅町	0	19	0	3	0	0	0	20	49	6	70	9	5	18	0	31	4	0	2	1
神石高原町	2	23	0	0	0	0	0	8	5	8	20	2	5	12	2	22	3	0	0	0

第５－４表 防火対象物数（その２）

（令和３年４月１日現在）

区 分 団体名	１１	１２		１３		１４	１５	１６		１６の２	１６の３	１７	１８	合 計
	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫	倉庫	事務所等	イ 防火対象物 特定複合用途	ロ 防火対象物 非特定複合用途	地下街	準地下街	文化財	延長五十メートル以上のアーケード	
県 計	1,025	11,920	8	1,415	9	8,457	10,645	8,723	9,835	1	0	198	31	99,377
広島市	353	2687	7	524	7	2036	3123	4268	5969	1	0	22	11	40307
呉市	75	1096	0	130	0	455	629	705	587	0	0	13	6	6,778
竹原市	22	199	0	12	0	171	188	49	33	0	0	10	1	1,072
三原市	38	453	0	38	2	337	548	278	155	0	0	2	0	3,309
尾道市	108	856	0	73	0	654	520	433	252	0	0	30	5	4,901
福山市	143	2192	0	173	0	1592	2038	1420	1503	0	0	51	8	16,904
府中市	18	444	0	25	0	242	186	140	222	0	0	8	0	1,801
三次市	26	412	0	81	0	360	319	147	79	0	0	12	0	2,343
庄原市	8	326	0	54	0	264	307	78	35	0	0	6	0	1,662
大竹市	19	236	0	10	0	182	232	79	93	0	0	0	0	1,387
東広島市	70	1124	0	70	0	766	799	275	335	0	0	4	0	7,017
廿日市市	59	450	0	55	0	339	329	217	98	0	0	0	0	3,170
安芸高田市	5	273	0	14	0	213	248	77	48	0	0	12	0	1,207
江田島市	10	149	0	9	0	79	129	65	53	0	0	0	0	768
府中町	13	57	0	42	0	15	70	115	121	0	0	0	0	1,329
海田町	5	147	0	9	0	109	84	85	60	0	0	0	0	1,066
熊野町	5	146	0	3	0	52	33	31	18	0	0	0	0	493
坂町	3	65	0	7	0	121	51	16	11	0	0	0	0	415
廿日市市吉和	1	7	0	5	0	14	15	11	4	0	0	0	0	82
安芸太田町	16	49	0	14	0	29	70	37	29	0	0	8	0	358
北広島町	10	260	1	34	0	218	198	102	61	0	0	5	0	1,257
大崎上島町	11	67	0	4	0	51	117	20	13	0	0	3	0	428
世羅町	2	129	0	20	0	74	308	44	22	0	0	1	0	837
神石高原町	5	96	0	9	0	84	104	31	34	0	0	11	0	486

第５－５表 防火管理者の選任状況

(令和３年４月１日現在)

区 分		消防法第 8条該当 防火対象 物数	管理権原が単一のもの			管 理 権 原 が 2 以 上 に 分 か れ て い る も の								
			対象物数	防火管理 者届出	消防計画 届出	対象物数	防火管理者の選任が完全実施されているもの				部分的に防火管理者を選任しているもの			
							全管理権原者が 共同して1人の 防 火 管 理 者 を選任している 対象物数	防火管理者が2人以上選 任されているもの 対象物数	届出防火 管理者数	消防計画届出対象物数 全体の 計画届出	一部分の 計画届出	対象物数	防火 管理者数	一部分の 消防計画 届出対象 物数
県 計		23,428	22,609	20,028	19,106	819	251	372	1,142	582	21	133	774	113
1	イ 劇場等	55	55	54	52									
	ロ 公会堂等	1,305	1,300	1247	1,211	5		5	10	5				
2	イ キャバレー等	18	18	12	12									
	ロ 遊技場等	154	154	147	146									
	ハ 風俗営業等	1	1	1	1									
	ニ カラオケボックス等	40	40	39	38									
3	イ 料理店等	16	16	14	12									
	ロ 飲食店	1,383	1,357	1063	1,013	26	13	4	8	17		4	4	4
4	百貨店等	2,193	2,165	1837	1,746	28	5	12	24	14	2	11	114	7
5	イ 旅館等	484	481	459	449	3	1	1	2	2		1	1	1
	ロ 共同住宅等	4,016	3,932	3381	3,162	84	72	7	16	77		1	1	1
6	イ 病院等	449	448	417	399	1		1	6	1				
	ロ 自立避難困難者入所社会福祉施設等	677	673	643	623	4	1	1	2	2				
	ハ 老人福祉施設，児童養護施設等	1,117	1,113	1047	1,006	4	1	3	4	4				
	ニ 幼稚園等	196	196	192	187									
7	学校等	1,000	942	905	873	58	1	54	105	54	1	2	2	1
8	図書館等	98	98	96	91									
9	イ 特殊浴場等	19	19	17	17									
	ロ 一般浴場等	15	15	14	13									
10	停車場等	2	2	1	1									
11	神社・寺院等	436	434	373	344	2						2	1	2
12	工場等	724	718	647	610	6	3	1	2	4		1	1	1
	スタジオ	1	1	1	1									
13	イ 駐車場等	7	7	7	6									
	ロ 航空機格納庫	1	1	1	1									
14	倉庫	139	137	122	114	2		2	4	2				
15	事務所等	1,947	1,922	1741	1,668	25	3	17	44	20		5	26	5
16	イ 特定複合用途対象物	5,485	4,979	4371	4,184	506	122	245	812	337	16	99	520	85
	ロ 非特定複合用途防火対象物	1,413	1,349	1147	1,098	64	29	18	43	42	2	7	10	6
16の2	地下街	1				1		1	2	1				
16の3	準地下街													
17	文化財	36	36	32	28									

第5－6表 消防用設備等の設置状況

(令和3年3月31日現在)

区 分		自 動 火 災 報 知 設 備					屋 内 消 火 栓 設 備					ス プ リ ン ク ラ ー 設 備				
		対象物	設置数	特例数	違反数	違反率	対象物	設置数	特例数	違反数	違反率	対象物	設置数	特例数	違反数	違反率
県 計		46,083	40,138	5,469	441	1.0	11,152	8,517	2,379	256	2.3	3,037	2,536	487	6	0.2
1	イ 劇場等	89	86	3			48	48				23	22	1		
	ロ 公会堂等	781	746	33	2	0.3	153	144	9			8	8			
2	イ キャバレー等	10	10													
	ロ 遊技場等	171	171				61	58	2	1	1.6	24	24			
	ハ 風俗営業等	2	2													
	ニ カラオケボックス等	45	45				2	2								
3	イ 料理店等	18	18				1	1								
	ロ 飲食店	703	660	35	8	1.1	35	33	1	1	2.9	1	1			
4	百貨店等	1,819	1,775	35	9	0.5	333	321	10	2	0.6	195	191	2	2	1.0
5	イ 旅館等	1,299	1,100	164			176	175		1	0.6	37	37			
	ロ 共同住宅等	11,040	8,300	2705	18	0.2	2251	767	1476	2	0.1	670	214	455		
6	イ 病院等	1,014	953	61			162	160	2			256	244	5		
	ロ 自立避難困難者入所社会福祉施設等	920	918	1	1	0.1	61	59	2			892	891	1		
	ハ 老人福祉施設，児童養護施設等	1,538	1,501	36	1	0.1	95	92	3			79	78	1		
	ニ 幼稚園等	289	289				39	39				2	2			
7	学校等	2,966	2,952	1	10	0.3	1727	1708	15	3	0.2	8	8			
8	図書館等	99	97	2			38	37				3	3			
9	イ 特殊浴場等	31	31				6	6				1	1			
	ロ 一般浴場等	17	17				4	4								
10	停車場等	24	21	2			6	4	1			1	1			
11	神社・寺院等	144	140	1	1	0.7	38	32	3			1	1			
12	工場等	5,856	5,268	277	212	3.6	2226	1805	195	157	7.1	17	12	3	2	11.8
	スタジオ	6	6				4	4								
13	イ 駐車場等	373	332	36	4	1.1	6	5	1							
	ロ 航空機格納庫	9	9													
14	倉庫	3,099	2,872	126	66	2.1	949	815	72	39	4.1	22	21		1	4.5
15	事務所等	3,386	2,950	409	19	0.6						1			1	100.0
16	イ 特定複合用途対象物	6,605	5,407	1145	53	0.8	1381	990	371	10	0.7	72	71	1		
	ロ 非特定複合用途防火対象物	3,530	3,316	171	31	0.9	708	662	37	9	1.3	681	678	3		
16の2	地下街	1	1				639	543	53	31	4.9	41	26	14	1	2.4
16の3	準地下街						1	1				1	1			
17	文化財	199	145	48	6	3.0										
18	延長50m以上のアーケード						2	2				1	1			

第 5－7 表 消 防 設 備 士 試 験 実 施 状 況

種別 年度	合 計			甲 種 小 計			甲 種 特 類			甲 種 第 1 類			甲 種 第 2 類			甲 種 第 3 類			甲 種 第 4 類			甲 種 第 5 類		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
15	2,719	999	36.7	1,054	354	33.6	－	－	－	306	90	29.4	73	34	46.6	87	32	36.8	498	169	33.9	90	29	32.2
16	2,577	831	32.3	1,083	229		－	－	－	292	40	13.7	74	31	41.9	62	17	27.4	538	115	21.4	117	26	22.2
17	2,708	934	34.5	1,125	339	30.1	32	5	15.6	316	77	24.4	59	28	47.5	64	28	43.8	537	162	30.2	117	39	33.3
18	2,834	1,079	38.1	1,137	358	31.5	37	4	10.8	305	81	26.6	68	27	39.7	53	23	43.4	581	190	32.7	93	33	35.5
23	3,164	1,151	36.8	1,297	398	30.0	40	7	26.9	353	82	20.5	95	46	34.1	116	40	30.1	578	180	35.7	115	43	30.0
24	3,182	1,025	36.4	1,422	296	30.7	48	12	17.5	427	68	23.2	108	30	48.4	126	28	34.5	597	130	31.1	116	28	37.4
25	2,886	955	32.2	1,259	394	20.8	48	20	25.0	330	66	15.9	73	33	27.8	117	41	22.2	577	193	21.8	114	41	24.1
26	3,217	1,200	33.1	1,365	412	31.3	35	7	41.7	445	107	20.0	88	30	45.2	101	40	35.0	603	198	33.4	93	30	36.0
27	3,113	906	37.3	1,328	323	30.2	36	6	20.0	407	60	24.0	116	44	34.1	99	22	39.6	540	147	32.8	130	44	32.3
28	3,008	976	29.1	1,351	401	24.3	39	6	16.7	413	111	14.7	105	40	37.9	109	33	22.2	577	177	27.2	108	34	33.8
29	2,801	913	32.4	1,273	398	29.7	33	12	15.4	353	95	26.9	79	38	38.1	93	39	30.3	595	169	30.7	120	45	31.5
30	2,703	921	32.6	1,232	391	31.3	42	9	36.4	349	95	26.9	78	33	48.1	97	51	41.9	564	161	28.4	102	42	37.5
31	2,807	851	34.1	1,301	380	31.7	47	10	21.4	370	65	27.2	110	50	42.3	100	42	52.6	582	179	28.5	92	34	41.2
2	2,128	750	35.2	983	349	35.5	33	8	24.2	293	102	34.8	68	25	36.8	68	28	41.2	461	158	34.3	60	28	46.7

種別 年度	乙 種 小 計			乙 種 第 1 類			乙 種 第 2 類			乙 種 第 3 類			乙 種 第 4 類			乙 種 第 5 類			乙 種 第 6 類			乙 種 第 7 類		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
15	1,665	645	38.7	157	50	31.8	30	10	33.3	29	9	31.0	291	136	46.7	69	32	46.4	835	278	33.3	254	130	51.2
16	1,494	602	40.3	169	70	41.4	21	7	33.3	19	2	10.5	287	127	44.3	47	17	36.2	717	263	36.7	234	116	49.6
17	1,583	595	37.6	186	63	33.9	20	8	40.0	21	14	66.7	350	153	43.7	53	29	54.7	738	224	30.4	215	104	48.4
18	1,697	721	42.5	165	71	43.0	38	15	39.5	25	14	56.0	426	180	42.3	41	18	43.9	743	252	33.9	259	171	66.023
23	1,867	753	42.0	196	70	42.7	32	17	50.0	49	20	26.3	371	134	36.8	42	19	52.4	792	272	34.8	385	221	73.8
24	1,760	729	40.3	188	48	35.7	33	15	53.1	61	19	40.8	417	181	36.1	46	20	45.2	727	281	34.3	288	165	57.4
25	1,627	561	41.4	163	43	25.5	40	12	45.5	33	3	31.1	330	104	43.4	43	23	43.5	761	236	38.7	257	140	57.3
26	1,852	788	34.5	181	90	26.4	43	22	30.0	43	15	9.1	512	140	31.5	34	14	53.5	753	348	31.0	286	159	54.5
27	1,785	583	42.5	177	53	49.7	34	11	51.2	38	10	34.9	538	164	27.3	25	13	41.2	714	212	46.2	259	120	55.6
28	1,657	575	32.7	182	52	29.9	54	21	32.4	47	13	26.3	415	135	30.5	32	13	52.0	701	227	29.7	226	114	46.3
29	1,528	515	34.7	123	24	28.6	43	10	38.9	46	16	27.7	367	114	32.5	38	15	40.6	722	244	32.4	189	92	50.4
30	1,471	530	33.7	129	40	19.5	34	13	23.3	28	10	34.8	407	99	31.1	44	17	39.5	651	250	33.8	178	101	48.7
31	1,506	471	36.0	132	32	31.0	24	10	38.2	40	9	35.7	357	108	24.3	51	14	38.6	698	209	38.4	204	89	56.7
2	1,145	401	35.0	77	27	35.1	22	13	59.1	21	8	38.1	314	97	30.9	28	9	32.1	551	173	31.4	132	74	56.1

第 5－8 表 消 防 設 備 士 免 状 交 付 状 況

区分 年度	合計	甲 種							乙 種						
		小 計	特 類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	小 計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類 第7類
16	828	240	－	44	32	16	123	25	588	70	7	2	120	15	259 115
17	850	312	5	72	26	24	145	40	538	52	8	13	141	27	213 84
18	1,129	378	4	84	29	27	201	33	751	76	15	15	184	22	257 182
23	1,250	414	3	59	31	25	132	37	836	55	10	7	101	15	200 107
24	782	287	11	77	36	31	137	18	495	61	14	21	151	15	281 184
25	1,037	310	16	61	35	38	174	35	727	36	11	14	124	28	224 146
26	942	359	9	53	22	31	174	40	583	64	20	7	109	9	287 137
27	962	329	7	82	48	29	149	42	633	57	14	11	153	17	221 131
28	961	357	3	66	37	22	127	21	604	42	13	11	85	11	164 96
29	698	276	10	108	42	39	179	42	422	44	12	16	127	16	273 129
30	1,037	420	8	75	35	41	148	26	617	29	9	9	83	10	197 91
31	761	333	6	75	39	46	174	51	428	41	14	11	122	17	224 89
2	689	315	6	92	33	26	136	22	374	24	10	8	73	11	171 77

第 5－9 表 消防設備士講習受講状況

区分 年度	合 計	特殊消防用設備等	消火設備	警報設備	避難消火器
16	1,475		398	606	471
17	1,676		462	743	471
18	1,439		347	664	428
23	1,596	9	483	708	486
24	1,657	12	376	776	493
25	1,681	15	443	722	501
26	1,521	9	384	649	479
27	1,621	20	388	653	560
28	1,685	20	441	728	496
29	1,653	22	364	725	542
30	1,691	22	429	712	528
元	1,468	12	348	647	461
2	1,594	24	413	672	485

第6 危 険 物 規 制

第6 危険物規制

1 危険物の規制

消防法では、火災の発生や拡大の危険性が大きい、あるいは消火が困難であるなどの性状を有する物品を危険物として指定している。これら危険物はその性状に応じて第一類から第六類までの6種類に分類されている。

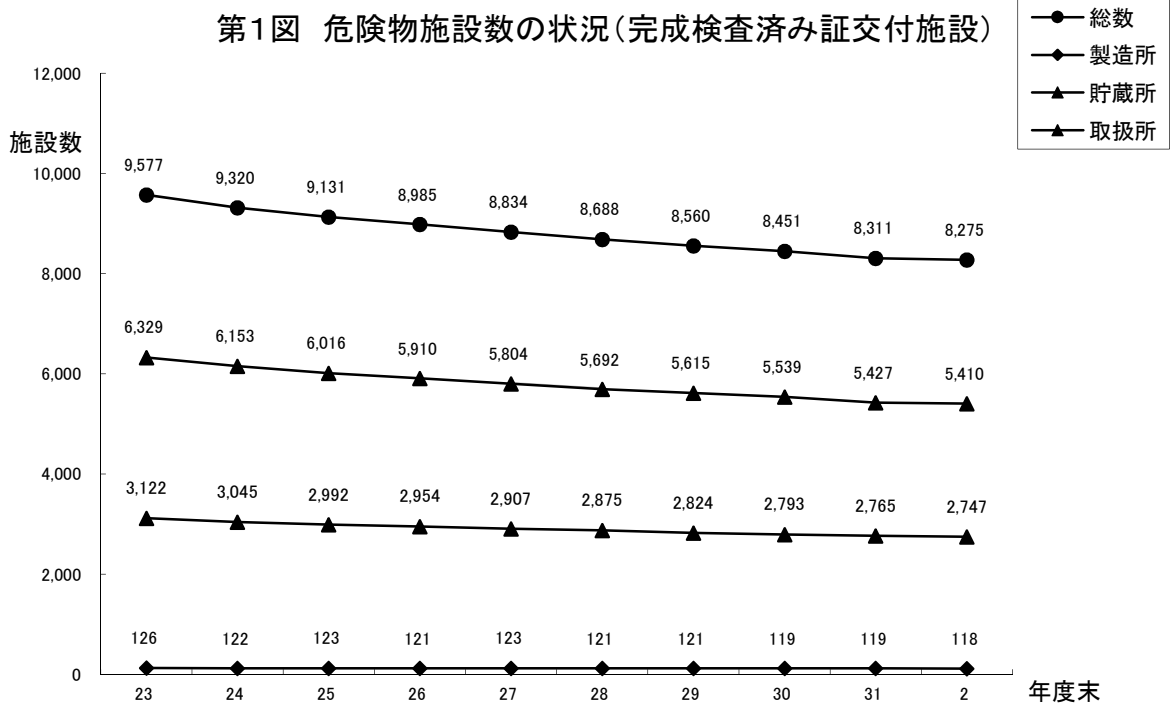
一定数量以上の危険物は、原則として消防法の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵し又は取り扱ってはならない。危険物施設は、製造所、貯蔵所、取扱所の3つに大別され、さらに貯蔵所は7つに、取扱所は4つに区分され、法令により位置、構造及び設備の技術上の基準が定められている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者またはその立会いのもとでなければ危険物を取り扱ってはならず、法令で定める技術上の基準に従って危険物の貯蔵又は取扱いを行わなければならない。

危険物施設の許認可等の規制事務は、各消防本部（局）で行われている。

2 危険物施設

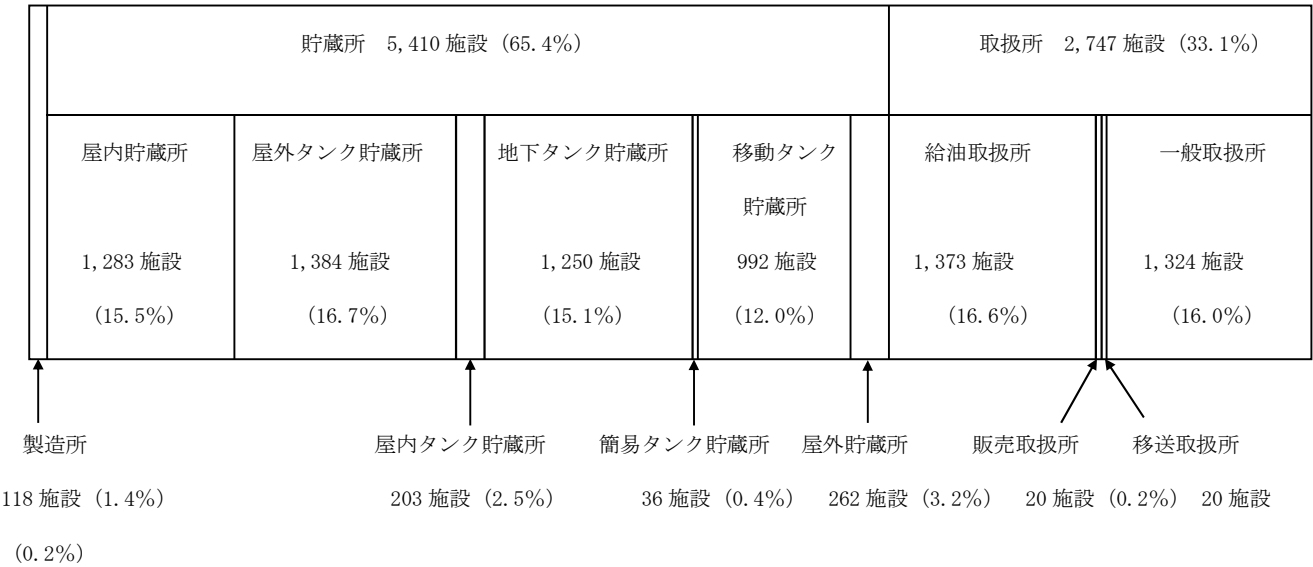
令和3年3月31日現在における県内の危険物施設の総数は8,275施設（完成検査済証交付施設）であり、危険物施設数の状況は第1図のとおり減少傾向で推移している。



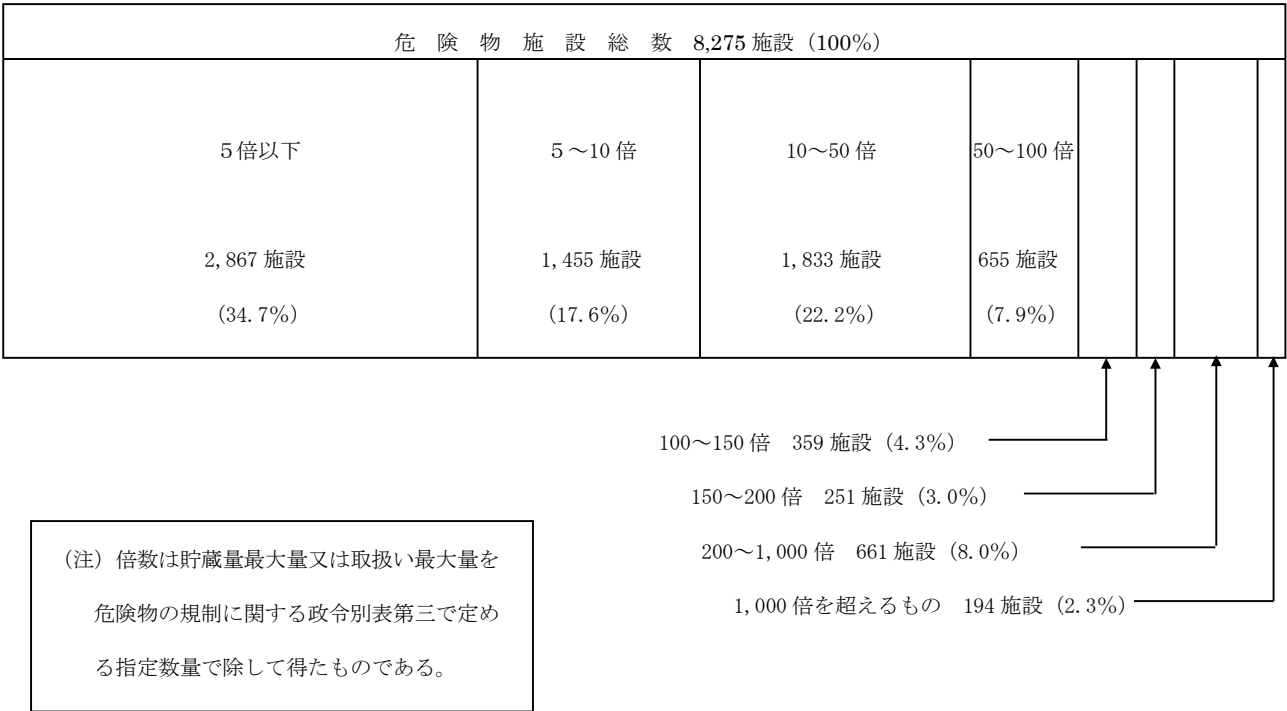
施設の構成を第2図に示す。屋外タンク貯蔵所が1,384施設と最も多く、次いで給油取扱所、一般取扱所の順になっている。

これを施設の規模別にみると、第3図のとおり、指定数量50倍以下の規模のものが全体の3/4を占め、なかでも5倍以下のものが全体の4割弱を占めている。

第2図 危険物施設の施設別状況（完成検査済証交付施設）



第3図 危険物施設の規模別構成比



3 危険物事業所

令和3年3月31日現在において、危険物施設が設けられている事業所は3,786カ所となっている。

このうち、消防法で義務づけられた危険物保安統括管理者を要する事業所は5カ所、危険物施設保安員を要する事業所は31カ所、予防規程を要する事業所は978カ所である。(第6-13表参照)

4 立入検査

令和2年度に立入検査を実施した施設数は2,561施設(延2,749施設)である。(第6-5表参照)

5 危険物施設等における事故

(1) 令和2年の状況

令和2年中に発生した危険物施設等の事故件数は36件である。(第6-17表参照)

内訳は施設の漏えいが19件、破損が13件、火災が4件、爆発が0件、その他が0件となっている。

(2) 最近の事故の状況

平成23年から令和2年までの最近10年間で危険物施設等の事故は316件発生している。これを施設区分、事故種別でみると次のとおりである。

ア 施設区分

施設毎の事故件数の内訳は給油取扱所が112件(35.4%)を占め、次いで一般取扱所59件(18.7%)となっている。

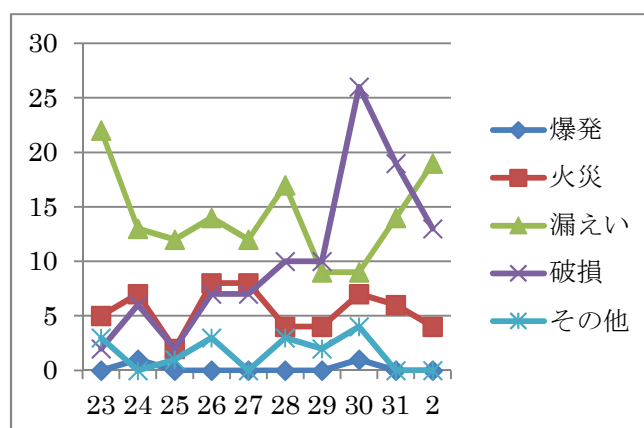
イ 事故種別

事故種別でみると危険物の漏えい141件(44.6%)、次いで破損102件(32.3%)、火災55件(17.4%)、爆発3件(1.0%)、その他16件(5.1%)となっている。

(3) 事故件数の推移

平成23年から令和2年までの危険物施設等における事故件数の推移は、第4図のとおりである。

第4図 危険物施設等の事故件数の推移



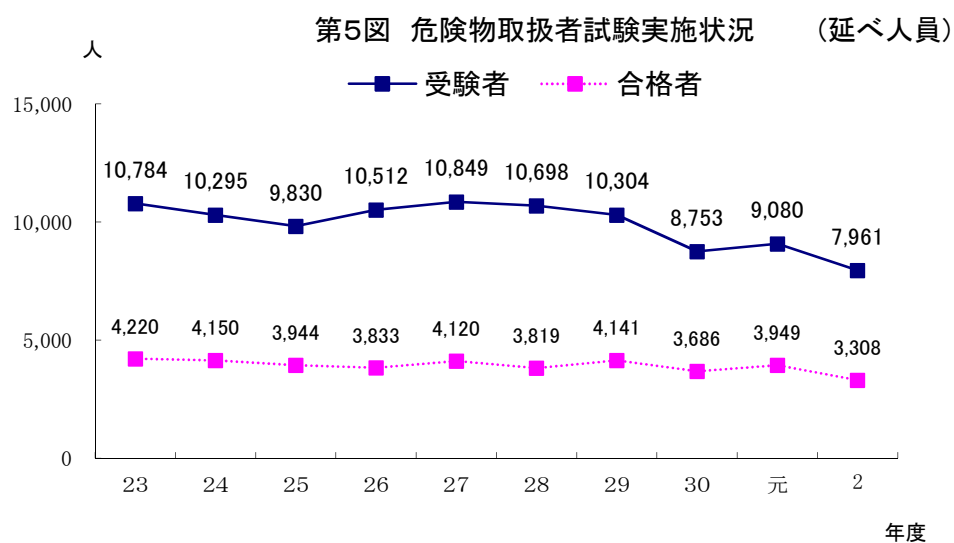
横軸：年
縦軸：件数

6 危険物取扱者試験及び危険物取扱者免状

危険物施設で危険物の取扱を行うことができる危険物取扱者は、甲種、乙種、丙種に区分され、乙種はさらに第1類から第6類に細分されており、それぞれ取り扱える危険物の種類が異なっている。

危険物取扱者試験は、昭和35年以降、毎年県知事が実施していたが、昭和60年度からは（一財）消防試験研究センターに試験の実施を委任している。

試験の実施状況は、第5図のとおりである。令和2年度中の危険物取扱者試験の受験者数は7,961人、合格者は3,308人であり、合格者のうち石油類を取り扱うことができる乙種第4類が63.7%、丙種が8.8%となっている。



7 危険物取扱者保安講習

危険物施設で現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則3年度以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。

令和2年度は、4,136人が受講した。

第6-1表 危険物施設数（完成検査済証交付施設）

令和3年3月31日現在

製造所等の別 年度別	総数	製造所	貯 蔵 所									取 扱 所						
			小計	屋 貯	内 蔵	屋外タンク 貯 蔵 所	屋内タンク 貯 蔵 所	地下タンク 貯 蔵 所	簡易タンク 貯 蔵 所	移動タンク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小計	給 取	油 扱	1種販売 取扱所	2種販売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
23	9,577	126	6,329	1,365	1,617	264	1,664	40	1,064	315	3,122	1,583	25	10	22	1,482		
24	9,320	122	6,153	1,366	1,563	261	1,572	40	1,038	313	3,045	1,541	25	10	22	1,447		
25	9,131	123	6,016	1,348	1,542	259	1,507	39	1,010	311	2,992	1,511	24	10	23	1,424		
26	8,985	121	5,910	1,325	1,518	251	1,467	39	1,000	310	2,954	1,488	24	10	23	1,409		
27	8,834	123	5,804	1,315	1,484	242	1,417	39	999	308	2,907	1,461	21	10	24	1,391		
28	8,688	121	5,692	1,304	1,442	231	1,369	37	1,029	280	2,875	1,439	21	10	23	1,382		
29	8,560	121	5,615	1,297	1,433	227	1,334	36	1,015	273	2,824	1,411	19	11	23	1,360		
30	8,451	119	5,539	1,291	1,410	224	1,305	36	1,006	267	2,793	1,397	19	10	23	1,344		
31	8,311	119	5,427	1,282	1,384	214	1,271	36	979	261	2,765	1,376	19	10	21	1,339		
2	8,275	118	5,410	1,283	1,384	203	1,250	36	992	262	2,747	1,373	20	10	20	1,324		

第6－2表 消防本部別危険物施設数（完成検査済証交付施設）

令和3年3月31日現在

製造所等の別 消防本部等の別	総 数	製 造 所	貯 蔵 所												取 扱 所						事 業 所 数		
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	タンク			貯 蔵 所	屋 外 タンク	屋内タンク 貯 蔵 所	地下タンク 貯 蔵 所	簡易タンク 貯 蔵 所	移動タンク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 取 扱 所	油 取 扱 所	1種販売 取 扱 所	2種販売 取 扱 所		移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所
						準特定屋外タンク	旧 法 タンク	特 定 屋 外 タンク															
県 計	8,278	118	5,410	1,283	1,384	80	341	97	55	203	1,250	36	992	262	2,747	1,373	20	10	20	1,324	3,794		
消 防 本 部 設 置 市 計	5,927	89	3,988	920	1,072	72	333	75	43	153	904	24	737	178	1,850	917	15	6	13	899	2,602		
広 島 市	2,055	5	1,354	331	131	33	31	7	7	80	436	2	317	57	696	390	5	3	1	297	1,052		
呉 市	581	－	347	112	63	2	1	4	2	15	69	6	59	23	234	82	2	1	3	146	310		
三 原 市	428	7	257	59	53	3	2	－	－	11	81	1	46	6	164	94	2	－	－	68	210		
尾 道 市	396	3	269	79	54	1	1	－	－	6	55	3	35	37	124	69	3	1	－	51	228		
大 竹 市	917	47	727	53	488	32	29	33	15	2	20	－	150	14	143	15	－	－	4	124	46		
東 広 島 市	875	12	586	177	161	1	－	8	1	15	149	7	57	20	277	140	2	－	3	132	454		
廿 日 市 市	289	4	201	35	47	－	－	－	－	13	49	3	39	15	84	51	－	1	－	32	144		
安 芸 高 田 市	146	－	93	31	10	－	－	－	－	4	32	2	12	2	53	34	－	－	－	19	94		
江 田 島 市	240	11	154	43	65	－	－	23	18	7	13	－	22	4	75	42	1	－	2	30	64		
消 防 本 部 設 置 町 計	255	2	174	56	33	－	－	－	－	4	50	－	17	14	79	41	1	－	－	37	112		
府 中 町	52	－	35	18	3	－	－	－	－	2	12	－	－	－	17	5	1	－	－	11	15		
北 広 島 町	203	2	139	38	30	－	－	－	－	2	38	－	17	14	62	36	－	－	－	26	97		
一部事務組合合計	2,096	27	1,248	307	279	8	8	22	12	46	296	12	238	70	818	415	4	4	7	388	1,080		
備 北 地 区 消 防 組 合 消 防 本 部	484	1	286	51	48	－	－	－	－	8	108	5	61	5	197	115	1	－	－	81	349		
福 山 地 区 消 防 組 合	1,612	26	965	256	231	8	8	22	12	38	188	7	177	65	621	300	3	4	7	307	731		

第6－3表 指定数量別・類別危険物施設数（完成検査済証交付施設）

令和3年3月31日現在

区 分		製造所等の別	総 数	製 造 所	貯 蔵 所											取 扱 所									
					小 計	屋 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	タンク				貯 蔵 所		屋内タンク 貯 蔵 所	地下タンク 貯 蔵 所	簡易タンク 貯 蔵 所	移動タンク 貯蔵所	屋外貯蔵所	小 計	給 取 扱	油 取 扱 所	1種販売 取 扱 所	2種販売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所
								準 屋 外 タンク 貯 蔵 所	特 定 タンク 貯 蔵 所	旧 タ ン ク	法 ク	特 定 屋 外 タンク 貯 蔵 所	旧 タ ン ク												
総 数		8,293	118	5,410	1,283	1,384	80	72	97	55	198	1,250	36	992	262	2,765	1,373	20	10	20	1,324				
指 定 数 量 別	指定数量の5倍以下	2,878	10	2,192	578	205	－	－	－	－	104	700	36	513	56	676	108	12	－	－	545				
	5倍を超え 10倍以下	1,461	8	1,013	301	206	－	－	－	－	77	273	－	40	116	440	129	3	－	－	302				
	10 " 50 "	1,832	21	1,086	254	400	－	－	－	－	17	219	－	112	84	725	389	5	10	1	321				
	50 " 100 "	655	19	438	61	146	1	1	－	－	－	28	－	199	4	198	137	－	－	－	61				
	100 " 150 "	362	8	222	45	79	1	1	－	－	－	6	－	92	－	132	114	－	－	－	15				
	150 " 200 "	251	7	62	16	30	5	4	－	－	－	10	－	5	1	182	170	－	－	－	12				
	200 " 1,000 "	660	31	253	21	190	55	48	10	9	－	10	－	31	1	376	325	－	－	1	51				
	1,000 " 5,000 "	122	12	86	7	73	16	16	35	16	－	2	－	－	－	24	1	－	－	9	14				
	5,000 " 10,000 "	23	2	19	－	19	－	－	18	8	－	－	－	－	－	2	－	－	－	1	1				
	10,000倍を超えるもの	49	－	39	－	36	2	2	34	22	－	2	－	－	－	10	－	－	－	8	2				
危 険 物 の 種 別	単 独	第 一 類	9	－	9	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
		第 二 類	15	－	13	12	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	2	－	－	－	2				
		第 三 類	10	－	7	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	3				
		第 四 類	8,076	92	5,286	1,178	1,368	80	72	97	55	203	1,250	36	991	260	2,698	1,373	20	9	20	1,276			
		第 五 類	26	2	24	22	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
		第 六 類	17	－	16	2	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	1				
	混 在	123	25	55	53	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	43	－	－	1	－	42				

第6－4表 容量・類別屋外タンク貯蔵所数（完成検査済証交付施設）

令和3年3月31日現在

区分 \ 形態		総数	第一類	第二類	第三類												第五類	第六類
						小計	原油	ナフサ	ガソリン	灯油	軽油	重油	第四石油類	アルコール	水溶性	非水溶性		
総数		1,389	－	－	－	1,373	12	－	16	121	67	359	68	92	194	444	2	14
100 ^{キログラム} 未満		937	－	－	－	922	－	－	2	101	40	274	55	60	110	280	2	13
100 ^{キログラム} 以上500 ^{キログラム} 未満		269	－	－	－	268	－	－	8	9	14	51	9	20	56	101	－	1
500〃 1,000〃		81	－	－	－	81	－	－	3	9	6	19	4	1	12	27	－	－
1,000〃 5,000〃		67	－	－	－	67	1	－	2	1	3	7	－	7	11	35	－	－
5,000〃 10,000〃		10	－	－	－	10	－	－	－	－	－	4	－	－	5	1	－	－
10,000〃 50,000〃		14	－	－	－	14	2	－	1	1	4	2	－	4	－	－	－	－
50,000〃 100,000〃		11	－	－	－	11	9	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－

第6－5表 危険物施設に対する立入検査状況並びに危険物施設及び無許可施設に対する措置命令件数

令和2年4月1日～令和3年3月31日）

製造所等の区分		総数	製造所	貯蔵所								取扱所					
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
立入検査	検査施設数	2,550	51	1,474	295	350	62	332	10	386	39	1,025	648	7	5	5	360
	延回数	2,738	59	1,550	312	356	67	349	10	416	40	1,129	735	7	5	5	377
命令件数		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

第6-6表 形態別危険物規制対象数（完成検査済証交付施設）その1

令和3年3月31日現在

形態区分 貯蔵・ 取扱い危険物	製 造 所	貯蔵所																取扱所									
		屋内貯蔵所							屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 貯 蔵	タンク所		屋外貯蔵所	一般取扱所											
		平屋建			平 屋 建 以 外	建 築 物 内 設 置	積 載 式	I M D G コ ー ド 型					硫 黄 等	吹 付 塗 装		洗 浄	焼 入	ボ イ ラ 充 填	詰 替	油 圧 装 置	切 削 装 置	循 環 装 置					
		高 層 式	特 定 指 定	高 層 過 酸 化 物																							
		総 数	119	1,282	4	122	-	-	-	26	1,384	214	89	1,271	979	63	50	261	-	1,339	51	2	22	228	43	193	45
高引火点(※)	1	9	1	1	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	7	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキルアルミ等(※)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※印は内数

第6-7表 形態別危険物規制対象数（完成検査済証交付施設）その2

令和3年3月31日現在

形態区分 建築物区分	給 油 取 扱 所						
	セルフ	航空機	船舶	鉄道等	自 家 用		
					セルフ		
総 数	1,397	252	10	45	9	576	3
屋 内 (※)	79	11	-	-	-	3	-
屋内一方開放上階なし(※)	3	-	-	-	-	1	-
屋内二方以上開放上階あり(※)	12	1	-	-	-	-	-
屋内一方開放上階あり(※)	1	-	-	-	-	-	-

※印は内数

第6-8表 容量別旧法タンクの新基準適合数（完成検査済証交付施設）

令和2年3月31日現在

区分 タンク	容量別 総数	500* 以上 1,000* 未満	1,000* 以上10,000* 未満			10,000* 以上200,000* 未満			
			小計	1,000* 以上 5,000* 未満	5,000* 以上 10,000* 未満	小計	10,000* 以上 50,000* 未満	50,000* 以上 100,000* 未満	100,000* 以上 200,000* 未満
旧タンク	127	72	39	37	2	16	14	2	-
新基準適合数(※)	113	62	35	33	2	16	14	2	-

※印は内数

第6－9表 容量及び形態別の地下貯蔵タンク等の数（完成検査済証交付施設）

令和3年3月31日現在

危険物の類別 タンク容量の別	総数	鋼製タンク				鋼製二重殻タンク （ＳＳタンク）			鋼製強化プラスチック製 二重殻タンク（ＳＦタンク）			強化プラスチック製 二重殻タンク（ＦＦタンク）		
		小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	小計	タンク室	直接埋立	小計	タンク室	直接埋立
総 数	5,273	3,993	462	3,459	72	54	4	50	1,177	47	1,130	49	2	47
1 ^{キロリットル} 以下のもの	26	24	3	21	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－
1 ^{キロリットル} を超え10 ^{キロリットル} 以下	3,684	3,492	292	3,147	53	5	1	4	179	17	162	8	－	8
10 ^{キロリットル} を超え30 ^{キロリットル} 以下	1,167	413	143	252	18	42	－	42	691	23	668	21	2	19
30 ^{キロリットル} を超え50 ^{キロリットル} 以下	361	46	15	30	1	7	3	4	288	1	287	20	－	20
50 ^{キロリットル} を超え100 ^{キロリットル} 以下	34	17	8	9	－	－	－	－	17	6	11	－	－	－
100 ^{キロリットル} を超えるもの	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

第6－10表 施設別の地下貯蔵タンク等の数（完成検査済証交付施設）

令和3年3月31日現在

施設区分 タンク種別	総数	製造所20号タンク				地下タンク貯蔵所				給油取扱所				一般取扱所20号タンク			
		小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止
総 数	5,272	1	1	－	－	1,349	429	881	39	3,711	74	3,605	32	211	5	206	－
鋼 製 タ ン ク	3,992	1	1	－	－	1,164	387	738	39	2,716	65	2,619	32	111	4	107	－
鋼製二重殻タンク（SSタンク）	54	－	－	－	－	6	4	2	－	45	－	45	－	3	－	3	－
鋼製強化プラスチック製 二重殻タンク（SFタンク）	1,177	－	－	－	－	172	37	135	－	909	9	900	－	96	1	95	－
強化プラスチック製 二重殻タンク（FFタンク）	49	－	－	－	－	7	1	6	－	41	－	41	－	1	－	1	－

第 6－1 1 表 容量及び形式別の移動タンク貯蔵所数（完成検査済証交付施設）

令和3年3月31日現在

形式別 容量別	総数	単一車形式			被牽引車		
		積載式以外	積載式		積載式以外	積載式	
総 数	992	842	812	30	150	107	43
2 ^{キロリットル} 以下のもの	259	259	251	8	－	－	－
2 ^{キロリットル} を超え4 ^{キロリットル} 以下	279	279	275	4	－	－	－
4 ^{キロリットル} を超え14 ^{キロリットル} 以下	207	198	180	18	9	4	5
14 ^{キロリットル} を超え20 ^{キロリットル} 以下	181	103	103	－	78	78	－
20 ^{キロリットル} を超え25 ^{キロリットル} 以下	40	2	2	－	38	20	18
25 ^{キロリットル} を超え30 ^{キロリットル} 以下	26	1	1	－	25	5	20

第 6－1 2 表 給油危険物別の給油取扱所数（完成検査済証交付施設）

令和3年3月31日現在

給油危険物の区分 給油取扱所の区分	総数		ガソリン		軽油		ガソリン・軽油		メタノール等		ガソリン・ メタノール等		軽油・ メタノール等		ガソリン・軽油・ メタノール等	
		固定注 油設備		固定注 油設備		固定注 油設備		固定注 油設備		固定注 油設備		固定注 油設備		固定注 油設備		固定注 油設備
給油取扱所	1,312	572	71	30	286	47	855	497	－	－	－	－	－	－	－	－
(圧縮天然ガス充填設備)	－	－	－	－	－	－	3	2	－	－	－	－	－	－	－	－
自家用給油取扱所(※)	582	52	37	1	371	38	174	13	－	－	－	－	－	－	－	－

※印は内数

第 6－1 3 表 危険物事業所数

令和3年3月31日現在

事業場 区分	危険物保安統括管理者等を設けなければならない事業所				その他の事業所
	危険物保安統括 管理者	危険物施設保安員	予防規定	自衛消防組織	
総数	5	31	978	1	2,842

第6－14表 製造所等の許可, 完成検査及び廃止届等の数

令和2年4月1日～令和3年3月31日)																						
製造所等の別 区分				総 数	製 造 所	貯 蔵 所										取 扱 所						
						小 計	屋 貯	内 蔵	屋外タンク 貯 蔵 所	屋内タンク 貯 蔵 所	地下タンク 貯 蔵 所	簡易タンク 貯 蔵 所	移動タンク 貯 蔵 所	屋 貯	外 所	小 計	給 取	油 扱	第 1 種 販売取扱所	第 2 種 販売取扱所	移 取	送 扱
許 可	設 置			120	0	100	20	15	1	13	-	43	8	20	7	-	-	-	-	13		
	変 更			832	86	248	22	124	8	24	-	68	2	498	232	-	-	10	256			
可	常置場所 の 変 更	転 出		25	-	25	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-		
		転 入		44	-	44	-	-	-	-	-	44	-	-	-	-	-	-	-	-		
完 成 検 査	設 置			124	1	97	19	18	1	14	-	40	5	26	8	-	-	-	-	18		
	変 更			761	80	229	19	115	6	22	-	64	3	452	214	-	-	8	230			
	転 入			43	-	43	-	-	-	-	-	43	-	-	-	-	-	-	-			
廃 止 届 等				197	1	135	16	18	12	33	0	44	12	61	34	-	-	2	25			

第6－15表 圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに小量危険物の状況

令和3年3月31日現在																
区分		圧 縮 ア セ チ レ ン ガ ス 等						指 定 可 燃 物 等							小量危険物	
		圧縮アセチレンガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	毒物	劇物	可燃性 固体類	石炭・木炭	可燃性 液体	合成 樹脂類	再生資源 燃料	その他	指定可燃物 に類する物 品		移動タンク
総 数		1,099	65	17,618	85	50	265	224	105	314	1,024	64	920	53	13,341	1,237

第 6 - 1 6 表 危険物施設等の事故発生件数の推移（施設別）

年	総 計	製造所	屋外タンク 貯蔵所	屋内タンク 貯蔵所	地下タンク 貯蔵 所	移動タンク 貯蔵所	給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所	危険物運搬 車両	少量危険物 施設	無許可施設	非危険物 施設
23	32	5	-	-	-	5	4	1	6	2	1	2	6
24	27	8	4	-	2	1	6	-	5	1	-	-	-
25	17	1	2	1	1	2	2	-	5	1	-	-	2
26	32	6	-	2	2	1	12	-	5	-	-	-	4
27	27	5	3	-	1	3	7	-	5	-	-	1	2
28	34	3	2	-	3	1	11	1	9	-	-	-	4
29	25	5	1	-	1	-	12	1	4	-	-	-	1
30	47	5	6	2	3	-	14	-	12	1	-	-	4
31	39	0	4	1	1	3	21	2	5	-	-	-	2
2	36	2	1	0	1	2	23		3	-	-	-	4
計	316	40	23	6	15	18	112	5	59	5	1	3	29

第 6 - 1 7 表 危険物施設等の事故発生件数の推移（事故種別）

年	総計	爆発	火災	漏えい	破損	その他
22	32	-	5	22	2	3
23	27	1	7	13	6	-
24	17	-	2	12	2	1
25	32	-	8	14	7	3
26	27	-	8	12	7	-
27	34	-	4	17	10	3
28	25	-	4	9	10	2
29	47	1	7	9	26	4
30	39	-	6	14	19	-
31	36	-	4	19	13	-
計	316	2	55	141	102	16

第 6－1 8 表 危険物取扱者試験実施状況

種別 年度	合 計			甲 種			乙 種 第 1 類			乙 種 第 2 類			乙 種 第 3 類			乙 種 第 4 類			乙 種 第 5 類			乙 種 第 6 類			丙 種		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
2 3	10,784	4,220	40.2	544	174	32.8	457	318	66.7	413	295	70.1	486	325	70.3	7,276	2,098	30.8	449	320	69.5	522	357	63.6	637	333	49.9
2 4	10,295	4,150	39.1	483	150	32.0	363	257	69.6	343	262	71.4	458	324	66.9	7,072	2,225	28.8	447	290	71.3	433	300	68.4	696	342	52.3
2 5	9,830	3,944	40.3	532	183	31.1	361	260	70.8	402	300	76.4	388	274	70.7	6,762	2,038	31.5	393	281	64.9	362	252	69.3	630	356	49.1
2 6	10,512	3,833	40.1	451	151	34.4	299	206	72.0	308	212	74.6	409	276	70.6	7,394	2,039	30.1	417	303	71.5	404	254	69.6	830	392	56.5
2 7	10,849	4,120	36.5	443	139	33.5	368	256	68.9	348	237	68.8	388	292	67.5	7,546	2,199	27.6	385	252	72.7	462	302	62.9	909	443	47.2
2 8	10,698	3,819	38.0	454	149	31.4	382	242	69.6	345	229	68.1	398	280	75.3	7,548	1,982	29.1	424	296	65.5	402	253	65.4	745	388	48.7
2 9	10,304	4,141	35.7	384	127	32.8	280	204	63.4	297	205	66.4	346	261	70.4	7,674	2,511	26.3	317	231	69.8	329	222	62.9	677	380	52.1
3 0	8,753	3,686	42.1	334	140	41.9	254	174	68.5	221	152	68.8	265	169	63.8	6,564	2,353	35.8	309	201	65.0	282	178	63.1	524	319	60.9
元	9,080	3,949	43.5	337	135	40.1	266	189	71.1	256	182	71.1	300	223	74.3	6,633	2,432	36.7	324	246	75.9	294	210	71.4	670	332	49.6
2	7,961	3,308	41.6	304	123	40.5	244	20	8.2	223	163	73.1	279	214	76.7	5,836	2,108	36.1	265	178	67.2	285	211	74.0	525	291	55.4

第 6－1 9 表 危険物取扱者免状交付状況

免状区分 年度	合 計	甲 種	乙 種							丙 種
			小 計	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類	
2 3	4,476	174	3,661	319	285	314	2,079	318	346	306
2 4	4,034	146	3,573	249	251	321	2,163	285	304	315
2 5	3,875	181	3,378	260	302	270	2,009	284	253	316
2 6	2,930	148	2,478	162	158	220	1,523	229	186	304
2 7	3,866	137	3,329	206	213	248	2,179	222	261	400
2 8	3,810	143	3,347	248	226	296	2,016	288	273	320
2 9	3,810	127	3,451	215	210	259	2,288	269	210	331
3 0	3,909	132	3,273	182	170	191	2,347	189	194	279
元	3,684	136	3,416	179	179	215	2,412	238	193	279
2	3,254	123	2,893	160	139	170	2,058	170	196	238

第 6－2 0 表 危険物取扱者保安講習受講状況

年 度	受 講 者 数
2 3	3,938
2 4	4,262
2 5	4,031
2 6	4,148
2 7	4,304
2 8	4,313
2 9	4,560
3 0	5,169
元	4,326
2	4,136

第7 保 安 行 政

第7 保安行政

火薬類及び高圧ガス・液化石油ガスの製造・販売・貯蔵等の許認可事務を行うとともに、火薬類及び高圧ガスの製造所・貯蔵所等に立入り「製造施設等の維持状況、保安管理体制」の検査、指導を行っている。また、一般高圧ガス販売所に立入り法令の遵守状況について及び液化石油ガス販売所等に立入り「L Pガス消費家庭の保安点検状況、保安啓発状況」について検査・指導を行うとともに、（一社）広島県L Pガス協会、（一社）広島県火薬類保安協会等産業保安の各種協会と連携し、事業所に対して危害予防啓発を行い、災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

平成 17 年度からは、広島県分権改革推進計画に基づき、火薬類及び高圧ガス関係事務について、免状交付等の一部の事務を除き市町への移譲を進めており、平成 20 年 4 月にはすべての市町への移譲が完了した。

産業保安行政の体系については下記のとおりである。

（産業保安行政体系図）



広島県分権改革推進計画に基づく火薬類及び高圧ガス関係事務の移譲の状況については、下記のとおりである。なお、広島市については、火薬類は平成29年4月1日から、高圧ガスは平成30年4月1日から法定移譲されている。

市 町 名	移 譲 時 期
三次市・庄原市	平成17年10月1日
竹原市・東広島市・大崎上島町	平成18年4月1日
広島市・海田町・熊野町・坂町・呉市・尾道市・大竹市・江田島市	平成19年4月1日
安芸高田市	平成19年10月1日
三原市・福山市・府中市・廿日市市・府中町・安芸太田町・北広島町・世羅町・神石高原町	平成20年4月1日

(実際の事務は市町を所管する消防本部(局)が実施。)

1 火薬類・猟銃保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類は爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

また、猟銃等については、「武器等製造法」に基づき、製造、販売等を規制し、公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所の概要

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく事業所数及び貯蔵箇所数は第1表及び第2表のとおりである。

第1表 火薬類等関係事業所数

(令和3年3月31日現在)

区 分	種 類 別	事 業 所 数		
		県 所 管	市町所管	計
火 薬 類 製 造	産 業 火 薬 (※)	－	1	2
	煙 火	－	1	1
	計	－	2	3
火 薬 類 販 売	産 業 火 薬 類	－	10	10
	実包及び猟用火薬類	－	5	5
	建設用鋌打銃用空包	－	0	0
	船 舶 用 火 工 品	－	12	12
	煙 火	－	3	3
	競 技 用 紙 雷 管	－	37	37
	計	－	67	67
猟 銃 等 製 造 販 売	製 造 (修 理) 販 売	6	－	6
	製 造 の み	1	－	1
	販 売 の み	3	－	3
	計	10	－	10

(※) 経済産業省所管 1事業所

第2表 火薬類関係貯蔵箇所数

(令和3年3月31日現在)

種 類 別	業 種 別	棟 数
1 級 火 薬 庫	火薬類製造	24
	火薬類販売	25
	建 設	0
	採 石	4
	鉱 業	8
	計	61
3 級 火 薬 庫	火薬類製造	3
	火薬類販売	2
	そ の 他	3
	計	8
水 蓄 火 薬 庫	火薬類製造	1
実 包 火 薬 庫	火薬類販売	2
煙 火 火 薬 庫	火薬類製造	6
	火薬類販売	3
	そ の 他	4
	計	13
合 計		85
火 薬 庫 外 貯 蔵 所	火薬類販売	30
	鉱 業	2
	そ の 他	30
合 計		62

注：事務移譲を行った市町が所管。

(3) 火薬類・猟銃等許認可状況

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく令和２年度の許可件数は第３表のとおりである。

第３表 火薬類等関係許可件数

許 可 区 分			許 可 件 数
火 			

注：「火薬類」は、事務移譲を行った市町が実施。

(4) 火薬類免状交付状況

火薬類取締法に基づく令和2年度の免状交付件数は第4表のとおりである。

第4表 火薬類取扱保安責任者免状交付件数

免 状 交 付 数	免 状 再 交 付 数	計
79	5	84

(5) 火薬類・猟銃等保安対策

火薬類並びに猟銃等による災害防止と盗難防止を図るため、火薬庫の保安検査（完成検査含む）並びに販売所・消費場所等の立入検査及び猟銃等の立入検査を行った。令和2年度の実施件数は第5表のとおりである。

第5表 火薬類・猟銃等 保安・立入検査実施件数

	消費場所	火薬庫	火薬庫外貯蔵所	販売所・製造所	計
火薬類（保安検査）	－	28	－	－	28
火薬類（立入検査）	37	70	45	24	176
猟銃等	－	－	－	7	7

注：「火薬類」は、事務移譲を行った市町が実施

(6) 火薬類事故発生件数

令和2年の火薬類事故発生件数は0件である。

近年の事故発生状況は第6表のとおり、年間0～4件の間で推移している。

第6表 火薬類事故発生件数

区 分 \ 年 別	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
火薬類事故件数	3	0	2	3	4	0	1	1	0	0
産 業 火 薬	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0
煙 火	1	0	0	2	1	0	1	1	0	0
そ の 他	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0

2 高圧ガス保安

(1) 高圧ガス規制の目的

高圧ガス保安法は、爆発や火災等の危険性を有している高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費等を規制するとともに、事業者等による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）は生活の用に供する液化石油ガスの販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害の防止と取引の適正化を図ることを目的としている。

(2) 高圧ガス関係事業所（令和3年3月31日現在）

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく製造、販売、貯蔵、消費等の許可・届出等事業所は第7表及び第8表のとおりである。

第7表 高圧ガス関係事業所（高圧ガス保安法関係）

種 別	ガスの種類の別	許可・届出	事業所数		
			県	市町	合計
第一種製造事業所 (法第5条第1項)	特定	許可	9	－	9
	一般		－	172	172
	L P		－	66	66
	一般・L P兼業		－	18	18
	冷凍		－	79	79
	計		9	335	344
第二種製造事業所 (法第5条第2項) ※在宅酸素を除く。	一般	届出	－	483	483
	L P		－	4	4
	一般・L P兼業			2	2
	冷凍		－	1,485	1,485
	計		－	1,974	1,974
販売所 (法第20条の4)	一般	届出	－	1,565	1,565
	L P		－	421	421
	一般・L P兼業		－	150	150
	冷凍		－	171	171
	計		－	2,307	2,307
第一種貯蔵所 (法第16条)	一般	許可	－	61	61
	L P		－	49	49
	一般・L P兼業		－	27	27
	計		－	137	137
第二種貯蔵所 (法第17条の2)	一般	届出	－	238	238
	L P		－	30	30
	一般・L P兼業		－	47	47
	計		－	315	315
特定高圧ガス 消費事業所 (法第24条の2)	一般	届出	－	147	147
	L P		－	59	59
	一般・L P兼業		－	6	6
	計		－	212	212
容器検査所 (法第49条第1項)		登録	33	12	45
合 計			42	5,292	5,334

第8表 液化石油ガス関係事業所（液化石油ガス法関係）

事業所区分	登録・認定等	事業所数
液化石油ガス販売事業者	登録	332
液化石油ガス販売事業所		374
認定販売事業者	認定	18
保安機関		380
充てん設備（バルクローリー）	許可	21
特定供給設備		31

(3) 高圧ガス関係（高圧ガス保安法，液化石油ガス法）許可・届出等件数

令和2年度における許可・届出等件数は第9表及び第10表のとおりである。

第9表 高圧ガス関係許可件数
（高圧ガス保安法関係）

種別	区分	件数		
		県	市町	計
製造許可	特定	0	－	0
	一般	－	4	4
	L P	－	0	0
	冷凍	－	0	0
貯蔵所許可		－	5	5
製造変更許可	特定	28	－	28
	一般	－	41	41
	L P	－	14	14
	冷凍	－	11	11
貯蔵所変更許可		－	8	8

第10表 液化石油ガス関係許可等件数
（液化石油ガス法関係）

事業所等区分	件数
液化石油ガス販売事業の登録	2
保安機関の認定	3
保安機関の更新認定	9
一般消費者等の数の増加の認可	2
液化石油ガス販売事業者の認定	0
充てん設備の許可	4
充てん設備の変更許可	1
貯蔵施設，特定供給設備の許可	2
貯蔵施設，特定供給設備の変更許可	1

(4) 免状の交付

令和2年度の高圧ガス製造保安責任者免状，高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の交付件数及び交付累計は第11表のとおりである。

第11表 免状交付件数

種類	区分	免状交付	免状再交付	合計
乙種化学		20	0	20
乙種機械		58	2	60
丙種化学（液化石油ガス）		13	1	14
丙種化学（特別試験科目）		15	1	16
第2種冷凍		13	0	13
第3種冷凍		35	0	35
第1種販売		36	1	37
第2種販売		101	5	106
液化石油ガス設備士		75	8	83
合計		366	18	384

(5) 立入検査等

- ア 高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく許可を受けた事業者は、完成検査に合格した後でなければ施設を使用してはならないこととされており、これらの規定に基づく完成検査を適宜行っている。
- イ 高圧ガス保安法の第一種製造事業所及び液化石油ガス法の充てん設備について、製造のための施設の位置、構造及び設備に係る基準適合状況について検査するために、定期的に保安検査を行っている。
- ウ 高圧ガスの輸入をした者は、輸入検査に合格した後でなければ移動してはならないこととされており、これらの規定に基づく輸入検査を適宜行っている。
- エ 災害の発生の防止のため、製造事業所、貯蔵所、消費事業所、販売店等に定期的に立入検査を行い、関係帳簿等を検査している。また、高圧ガス移動車両について、関係機関と合同で毎年路上検査を行っている。
- 平成 31 年度に実施した保安検査等実施件数は第 12 表及び第 13 表のとおりである。

第 12 表 高圧ガス保安法に基づく保安検査・立入検査等実施状況（令和 2 年度）

	保安検査	完成検査	輸入検査	立入検査	計
県	7	20	－	16	43
市町	34	66	37	817	954
計	41	86	37	833	997

第 13 表 液化石油ガス法に基づく保安検査・立入検査等実施状況（令和 2 年度）

保安検査	完成検査	立入検査	計
11	7	127	145

(6) 各種講習会の実施状況

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく関係基準の徹底と自主保安の推進による事故防止対策の徹底を図るため、各種講習会を毎年実施している。令和 2 年度の実施状況は第 14 表のとおりである。

第 14 表 講習会実施状況

対象	日時	場所
液化石油ガス販売店、 保安機関	9 月 9 日	広島県 LP ガス会館（広島市）
	9 月 14 日	ベイタウン尾道（尾道市）
	9 月 17 日	福山市生涯学習プラザ（福山市）
	9 月 23 日	ビューポートくれ（呉市）
	9 月 25 日	広島県立みよし公園（三次市）
製造事業所（冷凍）	10 月 9 日	広島県情報プラザ（広島市）
製造事業所（冷凍以外）	－	（書面開催）

(7) 高圧ガス事故の発生状況

ア 高圧ガス保安法関係

全国の事故は、令和2年は541件（喪失・盗難41件を除く。）発生しており、依然高止まりの状況が続いている。県内でも同様の傾向にあり、令和2年は9件発生した。

第15表 県内の高圧ガス保安法関係事故発生状況

年		H28	H29	H30	H31	R2
製造事業所	冷凍	9	5	1	4	1
	コンビナート	1	0	4	1	1
	LP・一般	1	3	2	1	3
	小計	11	8	7	6	5
移動		2	0	1	0	1
消費		1	4	2	3	2
その他		1	1	2	1	1
合計		15	13	12	10	9
死亡(名)		0	0	0	0	0
負傷者(名)		1	2	0	2	3

イ 液化石油ガス法関係

令和2年の全国での事故（喪失・盗難を除く）は192件で、平成31年に比べて11件減少した。県内では年間3～12件の間で推移しており、令和2年は12件発生した。

第16表 液化石油ガス法関係事故発生状況

年	H28	H29	H30	H31	R2
件数	9	3	6	4	12
死亡(名)	0	0	0	0	0
負傷者(名)	0	1	3	0	1

第 8 教 育 訓 練

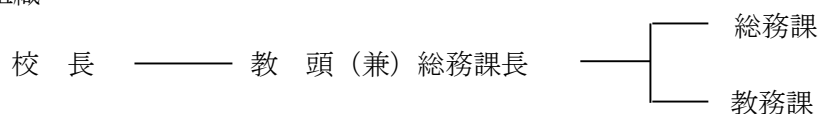
第8 教育訓練

1 広島県消防学校の沿革

昭和 18 年 7 月 広島市加古町に消防訓練所（警察部内）を設置
 昭和 23 年 4 月 広島県警察部から独立し、広島市霞町に消防学校を設置
 昭和 34 年 10 月 広島市西区観音新町四丁目に校舎を建設し移転
 昭和 57 年 4 月 現在地（広島市安佐北区倉掛二丁目）に校舎を建設し移転

2 組織及び職員数（令和3年4月1日現在）

(1) 組織



(2) 職員数

（単位：人）

区 分	校長	教頭	課長	主任教諭	教諭	主査	主任 (エルター)	舎監	計
総務課	1	1				2	1		5
教務課			1 (1)	3	7 (7)			2	13 (8)
計	1	1	1 (1)	3	7 (7)	2	1	2	18 (8)

※（ ）は県内消防本部からの派遣職員数で内数

3 施設の概要

(1) 土 地 36,879.00 m²（平地部 29,276.00 m²，法面 7,603.00 m²）

(2) 建物等 7,271.31 m²

本 館（2 階建）	延 2,222.50 m ²
学 生 寮（3 階建 23 室 収容可能人数 136 人）	延 2,074.59 m ²
屋内訓練場（平屋一部 2 階建）	延 1,043.51 m ²
訓 練 塔（地上 8 階地下 1 階）	延 756.00 m ²
実践的消火訓練施設（地上 4 階）	延 571.46 m ²
車庫，その他	延 603.25 m ²
屋外訓練場（グラウンド）	12,600.00 m ²
水難救助訓練施設（プール） 12m×25m 深さ 1.1～5.0m（約 900m ³ ）	
ガレキ救助訓練施設	使用面積 300.00 m ²

4 教育訓練の概要

(1) 教育訓練の基本方針

社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を満たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを教育基本方針とする。

(2) 教育訓練の内容

ア 教育訓練の種類

消防職員等に対する教育訓練の種類は、次表のとおりである。

教育訓練の種類	内 容
初 任 教 育	新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練
基 礎 教 育	任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練
専 科 教 育	現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練
幹 部 教 育	幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
特 別 教 育	上記の教育訓練以外で、特別の目的のために実施する教育訓練

イ 消防職員に対する教育訓練の内容

令和2年度中における消防職員に対する教育訓練の課程及びその内容は、次表のとおりである。

区 分	内 容
初 任 教 育	新たに採用された消防職員及びこれに準ずる職員に対し、消防の使命と責務を認識させるとともに、消防に関する基礎的な知識・技術を修得させる。
専 科 教 育	救 急 科 救急隊員の資格を取得させるとともに、さらに高度な応急処置等に必要な専門的な知識・技術を修得させる。
	救 助 科 救助技術に関する知識・技術を修得させるとともに、旺盛な士気と強靱な体力を養成する。
	予 防 査 察 科 査察行政に関する知識・技術及び建築物、消防用設備等に関する知識・技術を修得させる。(行政指導、違反処理等についての考察を含む。)
	火 災 調 査 科 火災の原因調査、損害調査、鑑識に関する知識・技術を修得させる。(特異な火災事例に係る原因・損害査定等の考察、製造物責任法関連の事例研究を含む。)
教 育 部	初 級 幹 部 科 初級幹部(主として消防司令補級)としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。

特別教育	救 急 救 命 士 教 育	【スキルアップコース】 救急救命士の再教育の一環として、県MC協議会が策定した「プロトコル」の内容等を総合的に理解させ、救急救命士としての知識・技術の向上を図る。 【リーダーシップコース】 救急業務の指導者としての立場から、救急隊員教育のために必要な各種教育を企画・運営する能力を修得させる。
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習	救急現場において、気道確保法としてのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法を的確かつ安全に施行でき、事故発生時に適切に対処できる技術を修得させる。
	現場指揮者養成教育	現場指揮者として必要な知識・技術を修得させる。
	上 級 救 助 隊 員 コ ー ス	高度救助隊等の要件となる「人命救助に関する専門的かつ高度な技術・知識」を修得させる。

ウ 消防団員に対する教育訓練の内容

令和2年度中における消防団員に対する教育訓練の課程及びその内容は、次表のとおりである。

区 分		内 容
教 育 科	機 関 科	消防用車両等の運行及び消防ポンプの運用に関する知識・技術を修得させる。
幹 部 教 育	上 級 幹 部 科	上級幹部（団長，副団長級）としての責務，事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。
	指 揮 幹 部 科 (現場指揮課程)	消火・救助・避難誘導・災害情報の収集伝達等の現場指揮者として必要な知識・技術を修得させる。
	指 揮 幹 部 科 (分団指揮課程)	分団本部等で指揮を行うために必要な知識・技術を修得させる。
特 別 教 育	訓 練 指 導 員 科 (市町訓練指導員)	消防団員に係る訓練礼式及びポンプ操法の指導者として必要な知識・技術を修得させる。
	訓 練 指 導 員 科 (県訓練指導員)	消防団員の防災技術の向上を図るため，教育訓練の指導に必要な知識・技術を修得させる。
	一 日 入 校	訓練礼式，消防操法等，消防団員に必要な知識・技術を修得させる。

5 教育訓練の実施状況

令和2年度中における消防職員の教育訓練実績は第1表，消防団員の教育訓練実績は第2表のとおりである。

第1表 令和2年度消防本部別入校実績表

(単位:人)

教育種別 本部名	初任教育		専科教育					幹部教育	特別教育					合計
			救急救科		救助科	予防査察科	火災調査科	初級幹部科	救命士教育		ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習	現場指揮者養成教育	上級救助隊員コース	
	(第105期)	(第106期)	(第44期)	(第45期)	(第44期)	(第9期)	(第18期)	(第23期)	救急救科	リーダーシップコース				
広島市消防局	33	17	16	21	16				16	8				127
呉市消防局	7	7	11	10	6	4	1		1	1		1	4	53
三原市消防本部	4		2	2	2	2	2	コロナウイルス感染症対策のため中止	2	2	コロナウイルス感染症対策のため中止	1		19
尾道市消防局	5	5		1	3	4	2		1	2		2	2	27
大竹市消防本部					2	2	2			1				7
東広島市消防局	6	5	7	6	4	3	3		1	1		3	3	42
廿日市市消防本部	4		2	1	2	2	2		2	3		2	2	22
安芸高田市消防本部	4		3		2	1	1		1			1	2	15
江田島市消防本部	2		2		2	1			1	1				9
府中町消防本部			1	1	2	2	1		1			1		9
北広島町消防本部	3		3		1	2	1		1	1		1	1	14
備北地区消防組合消防本部	4	3	3	3	4	2	5		2	2		1	1	30
福山地区消防組合消防局	7	4	12	12	10	6	15		3	3		3	2	77
愛媛県内4消防本部														
高知市消防局														
合 計	79	41	62	57	56	31	35		32	25		16	17	451

第2表 令和2年度消防団員市町別教育訓練実績表

(単位:人)

市町名	機関科	上級幹部科	指揮幹部科		訓練指導員科 (県指導員)	訓練指導員科 (市町指導員)	一日入校	合 計
			分団指揮課程	現場指揮課程				
1 広島市		4		6			49	59
2 呉市	22	1		5			22	50
3 竹原市		3						3
4 三原市								
5 尾道市		1	コロナウイルス感染症対策のため中止		コロナウイルス感染症対策のため中止	コロナウイルス感染症対策のため中止	33	34
6 福山市	8	2						10
7 府中市		2						2
8 三次市	4							4
9 庄原市		5						5
10 大竹市		1		1				2
11 東広島市	14	3		3				20
12 廿日市市	4			1				5
13 安芸高田市		4						4
14 江田島市								
15 府中町		3		1				4
16 海田町								
17 熊野町								
18 坂町		2		1				3
19 安芸太田町		5						5
20 北広島町		5						5
21 大崎上島町		2						2
22 世羅町		3						3
23 神石高原町	3	5		7				15
合 計	55	51		25			104	235

第9 火 災 概 況

火災概況の見かた

この概況は、消防組織法第40条に基づく「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」により、市町から報告された令和2年1月から12月までの火災報告をもとに作成したものである。

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し、若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの又は人の意図に反して発生し、若しくは拡大した爆発現象をいう。

2 対 象

対象は、広島県内において発生したすべての火災とする。

3 火災の種類

火災は、次の6種に分類する。火災が2種以上にわたった場合は、焼き損害額の大きなものの種別による。

(1) 建 物 火 災

建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。

「収容物」とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。

(2) 林 野 火 災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

(3) 車 両 火 災

自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

(4) 船 舶 火 災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

(6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。

4 爆 発

人の意図に反して発生し又は拡大した爆発現象をいう。

5 焼損の程度

建物一棟の焼損程度の区分基準は、次のとおりである。

(1) 全 焼

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の 70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

(2) 半 焼

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の 20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。

(3) 部 分 焼

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の 20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。

(4) ぼ や

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の 10%未満であり焼損床面積が 1 平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前建物評価額の 10%未満であり焼損表面積が 1 平方メートル未満のもの又は収容物のみ焼損したものをいう。

6 建物の焼損面積

(1) 焼損床面積

建物の焼損が立体的に及んだ場合は、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積を平方メートルで表す。

(2) 焼損表面積

建物の焼損が部分的である場合は、内壁、天井、床板等部分的なものを平方メートルで表す。

7 り 災 世 帯

り災世帯は、次のとおり区分する。

(1) 全 損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が火災前建物評価額の 70%以上のものをいう。

(2) 半 損

建物の火災損害額が火災前建物評価額の 20%以上で、全損に該当しないものをいう。

(3) 小 損

建物の火災損害額が火災前建物評価額の 20%未満のものをいう。

8 死 者

火災現場において火災に直接起因して死亡した者（病死者を除く。）又は火災により負傷した後 48 時間以内に死亡した者。

9 そ の 他

(1) 全国数値は、「令和 2 年版 消防白書」による確定数である。

(2) 第 1 表と第 6 表の損害額は集計方法が異なる。

区 分	第 1 表	附 表 第 1
建 物	建物火災による損害額 + 建物火災（爆発）による損害額	建物火災による損害額
林 野	林野火災による損害額 + 林野火災（爆発）による損害額	林野火災による損害額
車 両	車両火災による損害額 + 車両火災（爆発）による損害額	車両火災による損害額
船 舶	船舶火災による損害額 + 船舶火災（爆発）による損害額	船舶火災による損害額
航 空 機	航空機火災による損害額 + 航空機火災（爆発）による損害額	航空機火災による損害額
そ の 他	その他の火災による損害額 + その他の火災（爆発）による損害額	その他の火災による損害額
爆 発		建物，林野，車両，船舶，航空機， その他の火災（爆発）による損害額

(3) 市町別火災発生状況の集計は，令和 2 年中にある行政区域で行った。

第9 火災概況

1 火災概況

令和2年中における広島県内の火災概況は、第1表のとおりである。736件の火災が発生し、損害額13億484万3千円、死者30人、負傷者143人、焼損棟数621棟、建物焼損床面積26,049㎡、建物焼損表面積1,581㎡、林野火災面積702a、り災世帯数420世帯で、出火率は2.6であった。

第1表 令和2年の火災と前年比較

区分	単位	令和2年	令和元年	増減	増減率	全 国		
		A	B	A－B	$\frac{(A-B)}{B} \times 100$	令和2年	増減	増減率
出火件数	件	736	841	△105	△12.5	34,691	△2,992	△7.9
建物	〃	394	432	△38	△8.8	19,365	△1,638	△7.8
林野	〃	57	63	△6	△9.5	1,239	△152	△10.9
車両	〃	69	77	△8	△10.4	3,466	△119	△3.3
船舶	〃	4	5	△1	△20.0	78	9	13.0
航空機	〃	0	0	0	0	0	△1	△100.0
その他	〃	212	264	△52	△19.7	10,543	△1,091	△9.4
焼損棟数	棟	621	661	△40	△6.1	27,476	△3,177	△10.4
全焼	〃	173	157	16	10.2	6,270	△1,134	△15.3
半焼	〃	34	38	△4	△10.5	1,414	△217	△13.3
部分焼	〃	170	183	△13	△7.1	7,118	△735	△9.4
ぼや	〃	244	283	△39	△13.8	12,674	△1,091	△7.9
建物焼損床面積	㎡	26,049	22,946	3,103	13.5	1,015,053	△87,634	△7.9
建物焼損表面積	〃	1,581	2,333	△752	△32.2	108,593	△2,530	△2.3
林野焼損面積	a	702	4,035	△3,333	△82.6	44,885	△38,766	△46.3
死者	人	30	32	△2	△9.4	1,326	△160	△10.8
負傷者	〃	143	136	7	5.1	5,583	△282	△4.8
り災世帯数	棟	420	413	7	1.7	17,931	△433	△2.4
全損	〃	122	92	30	32.6	3,944	△229	△5.5
半損	〃	14	20	△6	△30.0	1,073	△133	△11.0
小損	〃	284	301	△17	△5.6	12,914	△71	△0.5
損害額	千円	1,304,843	1,747,284	△442,441	△25.6	103,739,390	12,939,198	14.3
建物	〃	1,240,596	1,678,537	△437,941	△26.1	97,378,277	13,192,288	15.7
林野	〃	394	4,905	△4,511	△92.0	201,473	△67,232	△25.0
車両	〃	43,852	31,180	12,672	40.6	2,134,428	△124,780	△5.5
船舶	〃	3,776	2,321	1,455	62.7	412,707	158,233	62.2
航空機	〃	0	0	0	0	0	△3,000	100.0
その他	〃	11,759	30,341	△18,152	△59.8	3,612,505	△216,311	△5.6
出火率 (人口1万人当たり)	—	2.6	3.0	△0.4	△13.3	2.7	△0.3	△10.0

2 出火件数

出火件数を火災種類別にみると、全火災に対する構成比は第2表のとおりである。建物火災が全火災の53.5%で全体の半数以上を占めている。

第2表 火災種類別出火件数の構成割合

年 区分	令和2年		令和元年		全国(令和2年)	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
建築物火災	394	53.5%	432	51.4	19,365	55.8%
住 宅	165	22.4%	151	17.9	6,859	19.8%
共同住宅	66	9.0%	68	8.1	3,349	9.7%
複合用途(特定)	21	2.9%	25	2.9	1,777	5.1%
倉 庫	12	1.6%	9	1.1	482	1.4%
工場	38	5.2%	54	6.4	1,599	4.6%
複合用途(非特定)	12	1.6%	19	2.3	767	2.2%
併用住宅	9	1.2%	8	1.0	356	1.0%
飲食店	2	0.3%	5	0.6	443	1.3%
物品店舗	5	0.7%	3	0.4	287	0.8%
その他	64	8.7%	90	10.7	3,446	9.9%
林 野 火 災	57	7.7%	63	7.5	1,239	3.6%
車 両 火 災	69	9.4%	77	9.1	3,466	10.0%
船 舶 火 災	4	0.5%	5	0.6	78	0.2%
航 空 機 火 災	0	0%	0	0	0	0%
そ の 他 火 災	212	28.9%	264	31.4	10,543	30.4%
合 計	736	100%	841	100	34,691	100%

3 出火原因

火災原因別出火件数は、第3表のとおりである。

第3表 出火原因別出火件数

広島県						全国					
令和2年			令和元年			令和2年			令和元年		
原因	件数	構成比	原因	件数	構成比	原因	件数	構成比	原因	件数	構成比
たき火	150	20.4%	たき火	162	19.3%	たばこ	3,104	8.9%	たばこ	3,581	9.5%
たばこ	83	11.3%	たばこ	80	9.5%	たき火	2,824	8.1%	たき火	2,930	7.7%
こんろ	50	6.8%	こんろ	52	6.2%	こんろ	2,792	8.0%	こんろ	2,918	7.7%
火入れ	37	5.0%	放火	49	5.8%	放火	2,497	7.2%	放火	2,757	7.3%
放火	37	5.0%	電灯・電話等の配線	40	4.8%	火入れ	1,684	4.6%	放火の疑い	1,810	4.8%
電灯電話等の配線	24	3.3%	電気機器	27	3.2%	電気機器	1,611	4.6%	火入れ	1,758	4.7%
配線器具	22	3.0%	ストーブ	26	3.1%	放火の疑い	1,555	4.5%	電気機器	1,633	4.3%
電気機器	20	2.7%	火入れ	25	3.0%	電灯電話等の配線	1,398	4.0%	電灯・電話等の配線	1,576	4.2%
放火の疑い	19	2.6%	排気管	25	3.0%	配線器具	1,206	3.5%	配線器具	1,352	3.6%
排気管	17	2.3%	放火の疑い	23	2.7%	ストーブ	1,076	3.1%	ストーブ	1,144	3.1%
その他（不明調査中含む）	277	37.6%	その他（不明調査中含む）	332	39.4%	その他（不明調査中含む）	14,944	43.1%	その他（不明調査中含む）	16,224	43.1%
計	736	100.0%	計	841	100.0%	計	34,691	100.0%	計	37,683	100.0%

4 死者・負傷者

火災による死者の火災種類別及び死因別の区分は、第4表のとおりである。

第4表 火災による死傷者数の推移

（令和2年中）

死因 火災	一酸化炭素中毒窒息	火傷	打骨折撲等	自殺	その他	不明	計	火災種類別構成比(%)
建物	10	9		1	1	3	24	80.0%
林野					1		1	10.3%
車両						1	1	3.3%
船舶								
航空機								
その他		3		1			4	13.3%
計	10	12		2	2	4	30	100.0
死因別構成比(%)	33.3%	40.0%		6.7%	6.7%	13.3%	100.0%	

火災による死者の死に至った経過及び死者の年齢については、第5表のとおりである。

死に至った経過では、逃げ遅れが原因の者が8人で、死者全体の26.7%を占めている。

死者の年齢については、61歳以上による死者が20人と全体の66.7%を占める。

第5表 経過別・年齢別死者の状況

(令和2年中)

死者の発生した経過			年 齢											計	
区分	経過別	理由別	0 ～ 5	6 ～ 10	11 ～ 20	21 ～ 30	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 60	61 ～ 70	71 ～ 80	81 ～	不 明		
殺人・自損行為による死者(心中の道づれ・巻添を含む)以外の死者	A 発見が遅れ、気づいた時は火煙が回りすでに逃げ道がなかったと思われるもの(全く気づかなかった場合を含む)。	(発見が遅れた理由) 熟 睡								1	1			2	3
		泥 酔													
		病 気・身 体 不 自 由													
		そ の 他						1						1	
	B 判断力に欠けあるいは体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるもの。	(判断力・体力的条件の要素) 5 歳 以 下 の 乳 幼 児													1
		泥 酔													
		病 気・身 体 不 自 由													
		老 衰													
		そ の 他									1			1	
	C 延焼拡大が早かった等のため、ほとんど避難できなかったと思われるもの。	(逃げる暇がなかった理由) ガ ス 爆 発 の た め													
		危 険 物 燃 焼 の た め													
		そ の 他													
	D 逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの。	(逃げる機会を失った理由) 狼 狽 し て													4
		持出品・服装に気を取られ													
		火災に触れ回っているうちに													
		消 火 し よ う と し て							1		1	1		3	
		人を救助しようとして													
	E 避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの(一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む)。	そ の 他									1			1	8
		(逃げ切れなかった理由) 身 体 不 自 由 の た め							2			2		4	
		延 焼 拡 大 が 早 く						1				2		3	
		逃 げ 道 を 間 違 え て													
		出 入 口 施 錠 の た め													
	F 一旦屋外避難後再進入したと思われるもの。 G 出火時屋外にいて出火後進入したと思われるもの。	(進入した理由) 救 助 ・ 物 品 搬 出 の た め													
		消 火 の た め													
		そ の 他													
	H 着衣着火、火傷(熱傷)あるいはガス中毒により死亡したと思われるもの。	(着衣着火時の状況) 喫 煙 中													2
		炊 事 中													
		採 暖 中 (たき火を除く)													
		た き 火 中													
		火 あ そ び 中													
		そ の 他 火 気 取 扱 中													
		そ の 他						1	1					2	
殺人・自損	I 放火自殺(心中の道づれを含む)							1		1				2	2
	J 放火自殺の巻添者(心中の道づれを除く)														
	K 放火殺人の犠牲者														
その他	L A～K以外の経過等										1			1	10
	M 不 明 N 調 査 中							1	2	1	4	1		9	
計								5	6	3	9	7	0	30	30

5 令和2年中の火災の特色

過去 10 年間の出火件数と出火率（人口 1 万人当たり）の推移は、第 6 表のとおりである。

また、「放火」及び「放火の疑い」による火災発生推移は、第 7 表のとおりである。

第 6 表 出火件数・出火率の推移

年		23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
区分											
広島県	出火件数	1,230	1,027	1,058	873	859	781	817	881	841	736
	出火率	4.3	3.6	3.7	3.0	3.0	2.7	2.7	3.1	3.0	2.6
全国	出火件数	50,006	44,189	48,095	43,741	39,111	36,831	39,373	37,981	37,683	34,691
	出火率	3.9	3.5	3.8	3.4	3.1	2.9	3.1	3.0	3.0	2.7

第 7 表 「放火」「放火の疑い」による火災発生推移

		23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
広島県	全出火件数	1,230	1,027	1,058	873	859	781	817	881	841	736
	放火	125	100	95	62	91	72	74	54	49	37
	構成比(%)	10.2%	9.7%	9.0%	7.1%	10.6%	9.2%	9.1%	6.1%	5.8%	5.0%
	放火の疑い	79	65	61	49	36	30	29	41	23	19
	構成比(%)	6.4%	6.3%	5.8%	5.6%	4.2%	3.8%	3.5%	4.7%	2.7%	2.6%
全国	全出火件数	50,006	44,189	48,095	43,741	39,111	36,831	39,373	37,981	37,683	34,691
	放火	5,632	5,370	5,093	4,884	4,033	3,586	3,528	2,784	2,757	2,497
	構成比(%)	11.3%	12.2%	10.6%	11.2%	10.3%	9.7%	9.0%	7.3%	7.2%	7.2%
	放火の疑い	3,931	3,220	3,693	3,154	2,469	2,228	2,305	1,977	1,810	1,555
	構成比(%)	7.9%	7.3%	7.7%	7.2%	6.3%	6.0%	5.9%	5.2%	4.8%	4.5%

6 過年度特記火災事例

過去 15 年間に県内で発生した火災のうち 3 名以上死者の発生した火災は、第 8 表のとおりである。

また、20ha 以上焼損した林野火災は、第 9 表のとおりである。

第 8 表 3 名以上死者の出た火災

年月日	出火場所	種別	火災原因	死者
H 2 3 年 2 月 1 8 日	庄原市	建物	不明	4
H 2 4 年 5 月 1 3 日	福山市	建物	不明	7
H 2 6 年 7 月 4 日	広島市安芸区	建物	不明	3
H 2 6 年 1 2 月 2 0 日	広島市佐伯区	建物	放火の疑い	3
H 2 7 年 1 0 月 8 日	広島市中区	建物	不明	3
H 3 0 年 2 月 9 日	江田島市	建物	配線器具	3
H 3 0 年 4 月 1 9 日	江田島市	建物	不明	3

第 9 表 20ha 以上焼損した林野火災

発生年月日	発生場所	焼損面積 (ha)	損害額 (千円)	自衛隊 派遣	空 中 消 火		原 因
					自 衛 隊	消 防	
H18. 1. 11	福山市	100	4,500	有	有	有 (広島県, 広島市 岡山市 愛媛県 徳島県 鳥取県 島根県)	放火の 疑い
H19. 3. 4	東広島市	30	948			有 (広島市)	不 明

第9－1表 火災総括表

(令和2年中)

区分 月	出火件数							焼損棟数					り災世帯数				り災者			損 害 見 積 額 (千円)										焼損面積		
	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	計	全損	半損	小損	計	り災人員	死者	負傷者	爆 発 を 除 く							爆発	計	建物 (㎡)		林野 (a)	
																				建物	収容物	林野	車両	船舶	航空機	その他			床面積	表面積		
1	37	3	6	1		11	58	14	2	18	25	59	7	1	32	40	81	6	10	46,977	19,887		1,000	88		294		68,246	2,013	141	4	
2	41	7	8			22	78	35	5	17	35	92	26	1	37	64	133	3	14	97,127	62,994	1	2,893			81		163,096	4,296	80	152	
3	31	12	4	1		33	81	15	2	11	15	43	15		18	33	83	3	23	44,129	20,616	102	1,718	500		1,900		68,965	1,765	181	225	
4	43	15	8			28	94	11	7	21	23	62	6	2	40	48	104	6	16	124,395	45,304	286	1,119			205		171,309	3,638	180	220	
5	37	7	7			21	72	14	4	17	18	53	10	1	43	54	107	3	18	50,439	15,235		3,142			1,377		70,193	2,315	65	52	
6	30	1	5	1		7	44	10	2	14	16	42	4		14	18	42		7	28,498	5,588		1,301			1,097		36,484	1,042	76	21	
7	15		6			6	27	1	1	5	11	18	1	1	9	11	31	1	3	15,235	3,088		5,228			1,865		25,416	324	12		
8	23	4	8			14	49	8	3	12	15	38	4	2	15	21	39	1	7	23,952	27,013	5	4,548			229		55,747	864	61	2	
9	35	2	2			11	50	16	2	16	18	52	13	1	23	37	79		11	105,458	27,957		2,106			2,374		137,895	2,325	88	7	
10	31	1	6			22	60	20	3	13	23	59	10	1	13	24	50		12	84,329	147,623		17,165			658		249,775	2,956	283	2	
11	35	2	8			19	64	12		9	24	45	17	2	17	36	54	1	10	68,114	26,753		2,936			1,115		98,918	2,022	194	5	
12	36	3	1	1		18	59	17	3	17	21	58	9	2	23	34	78	6	12	104,389	45,496		696	3,188		564		154,333	2,489	220	12	
計	394	57	69	4		212	736	173	34	170	244	621	122	14	284	420	881	30	143	793,042	447,554	394	43,852	3,776		11,759	4,466	1,304,843	26,049	1,581	702	
構成比	53.5%	7.7%	9.4%	0.5%		28.8%	100%	27.9%	5.5%	27.4%	39.3%	100%	29.0%	3.3%	67.6%	100%				60.8%	34.3%	0.0%	3.4%	0.3%		0.9%	0.3%	100%				

第9－2表 出火原因別火災件数の推移

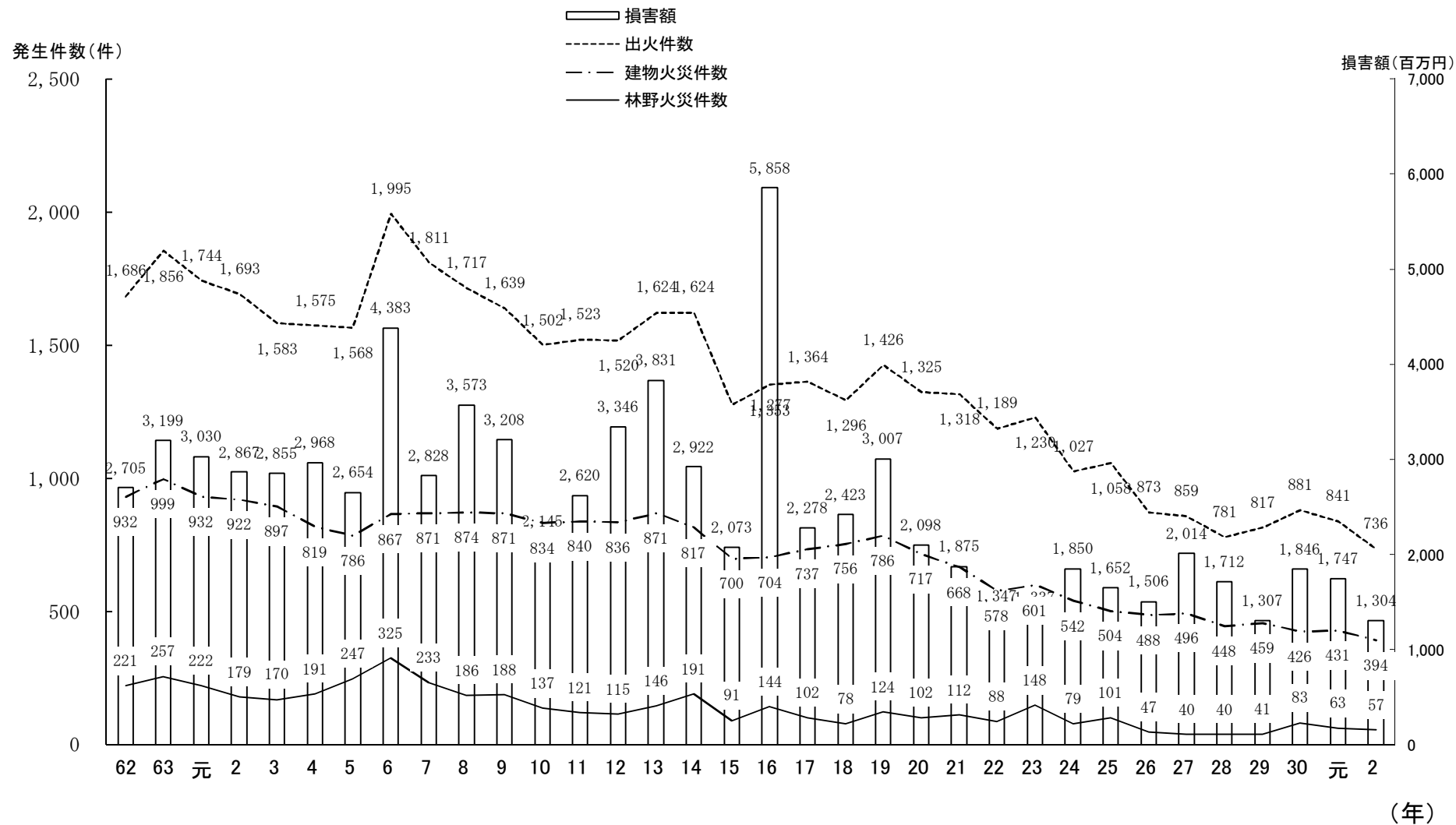
平 成 23 年			平 成 24 年			平 成 25 年			平 成 26 年			平 成 27 年			平 成 28 年			平 成 29 年			平 成 30 年			令 和 元 年			令 和 2 年		
原 因	件 数	割 合	原 因	件 数	割 合	原 因	件 数	割 合	原 因	件 数	割 合	原 因	件 数	割 合	原 因	件 数	割 合	原 因	件 数	割 合	原 因	件 数	割 合	原 因	件 数	割 合	原 因	件 数	割 合
たき火	175	14.2%	たき火	118	11.5%	たき火	183	17.3%	たき火	105	12.0%	たき火	97	11.3%	たき火	104	13.3%	たき火	119	14.6%	たき火	171	19.4%	たき火	162	19.3%	たき火	150	20.4%
放火	125	10.2%	放火	100	9.7%	たばこ	121	11.4%	たばこ	95	10.9%	放火	91	10.6%	たばこ	85	10.9%	たばこ	93	11.4%	たばこ	65	7.4%	たばこ	80	9.5%	たばこ	83	11.3%
たばこ	119	9.7%	たばこ	109	10.6%	放火	95	9.0%	こんろ	72	8.2%	たばこ	86	10.0%	こんろ	74	9.5%	放火	74	9.1%	火入れ	65	7.4%	こんろ	52	6.2%	こんろ	50	6.8%
こんろ	102	8.3%	こんろ	77	7.5%	こんろ	66	6.2%	放火	62	7.1%	こんろ	62	7.2%	放火	72	9.2%	こんろ	64	7.8%	こんろ	61	6.9%	放火	49	5.8%	火入れ	37	5.0%
放火の疑い	79	6.4%	放火の疑い	65	6.3%	放火の疑い	61	5.8%	放火の疑い	49	5.6%	電灯電話等の配線	36	4.2%	放火の疑い	30	3.8%	ストーブ	34	4.2%	放火	54	6.1%	電灯電話等の配線	40	4.8%	放火	37	5.0%
火あそび	70	5.7%	火あそび	41	4.0%	火入れ	50	4.7%	ストーブ	35	4.0%	火あそび	36	4.2%	ストーブ	26	3.3%	電灯・電話等の配線	31	3.8%	放火の疑い	41	4.7%	電気機器	27	3.2%	電灯電話等の配線	24	3.3%
火入れ	43	3.5%	ストーブ	39	3.8%	火遊び	40	3.8%	火入れ	31	3.6%	放火の疑い	36	4.2%	電灯電話等	24	3.1%	放火の疑い	29	3.5%	電灯電話等の配線	34	3.9%	ストーブ	26	3.1%	配線器具	22	3.0%
ストーブ	35	2.8%	配線器具	28	2.7%	ストーブ	39	3.7%	電灯電話等の配線	31	3.6%	火入れ	34	4.0%	火あそび	24	3.1%	火あそび	20	2.4%	配線器具	25	2.8%	排気管	25	3.0%	電気機器	20	2.7%
マッチ・ライター	27	2.2%	電灯電話等の配線	26	2.5%	電灯電話等の配線	32	3.0%	排気管	21	2.4%	ストーブ	27	3.1%	排気管	21	2.7%	火入れ	20	2.4%	電気機器	22	2.5%	火入れ	25	3.0%	放火の疑い	19	2.6%
火入れ	26	2.1%	火入れ	25	2.4%	電気機器	20	1.9%	電気機器	21	2.4%	排気管	20	2.3%	配線器具	21	2.7%	配線器具	19	2.3%	ストーブ	20	2.3%	放火の疑い	23	2.7%	排気管	17	2.3%
電灯電話等の	26	2.1%	排気管	22	2.1%	配線器具	18	1.7%	火あそび	20	2.3%	電気機器	18	2.1%	火入れ	17	2.2%	電気装置	16	2.0%	排気管	17	1.9%	配線器具	22	2.6%	焼却炉	14	1.9%
灯火	22	1.8%	焼却炉	17	1.7%	マッチ・ライター	17	1.6%	取灰	19	2.2%	取灰	15	1.7%	電気機器	15	1.9%	電気機器	15	1.8%	電気装置	16	1.8%	火あそび	12	1.4%	ストーブ	13	1.8%
電気機器	22	1.8%	交通機関内配	16	1.6%	排気管	17	1.6%	配線器具	14	1.6%	配線器具	14	1.6%	マッチ・ライター	13	1.7%	排気管	13	1.6%	火あそび	15	1.7%	焼却炉	12	1.4%	溶接機・切断機	13	1.8%
排気管	22	1.8%	マッチ・ライター	14	1.4%	溶接機・切断機	12	1.1%	灯火	14	1.6%	灯火	13	1.5%	交通機関内配線	13	1.7%	マッチ・ライター	13	1.6%	焼却炉	13	1.5%	取灰	10	1.2%	マッチ・ライター	10	1.4%
交通機関内配線	18	1.5%	電気機器	14	1.4%	灯火	11	1.0%	溶接機・切断機	13	1.5%	溶接機・切断機	11	1.3%	焼却炉	10	1.3%	焼却炉	11	1.3%	取灰	12	1.4%	電気装置	9	1.1%	電気装置	9	1.2%
不明・調査中	78	6.3%	不明・調査中	67	6.5%	不明・調査中	75	7.1%	不明・調査中	84	9.6%	不明・調査中	74	8.6%	不明・調査中	79	10.1%	不明・調査中	75	9.2%	不明・調査中	71	8.1%	不明・調査中	75	8.9%	不明・調査中	70	9.5%
そ の 他	238	19.3%	そ の 他	249	24.2%	そ の 他	201	19.0%	そ の 他	187	21.4%	そ の 他	189	22.0%	そ の 他	153	19.6%	そ の 他	171	20.9%	そ の 他	179	20.3%	そ の 他	192	22.8%	そ の 他	148	20.1%
計	1,230	#####	計	1,027	#####	計	1,058	#####	計	873	#####	計	859	#####	計	781	#####	計	817	#####	計	881	#####	計	841	#####	計	736	#####

第9-3表 市町別火災発生状況

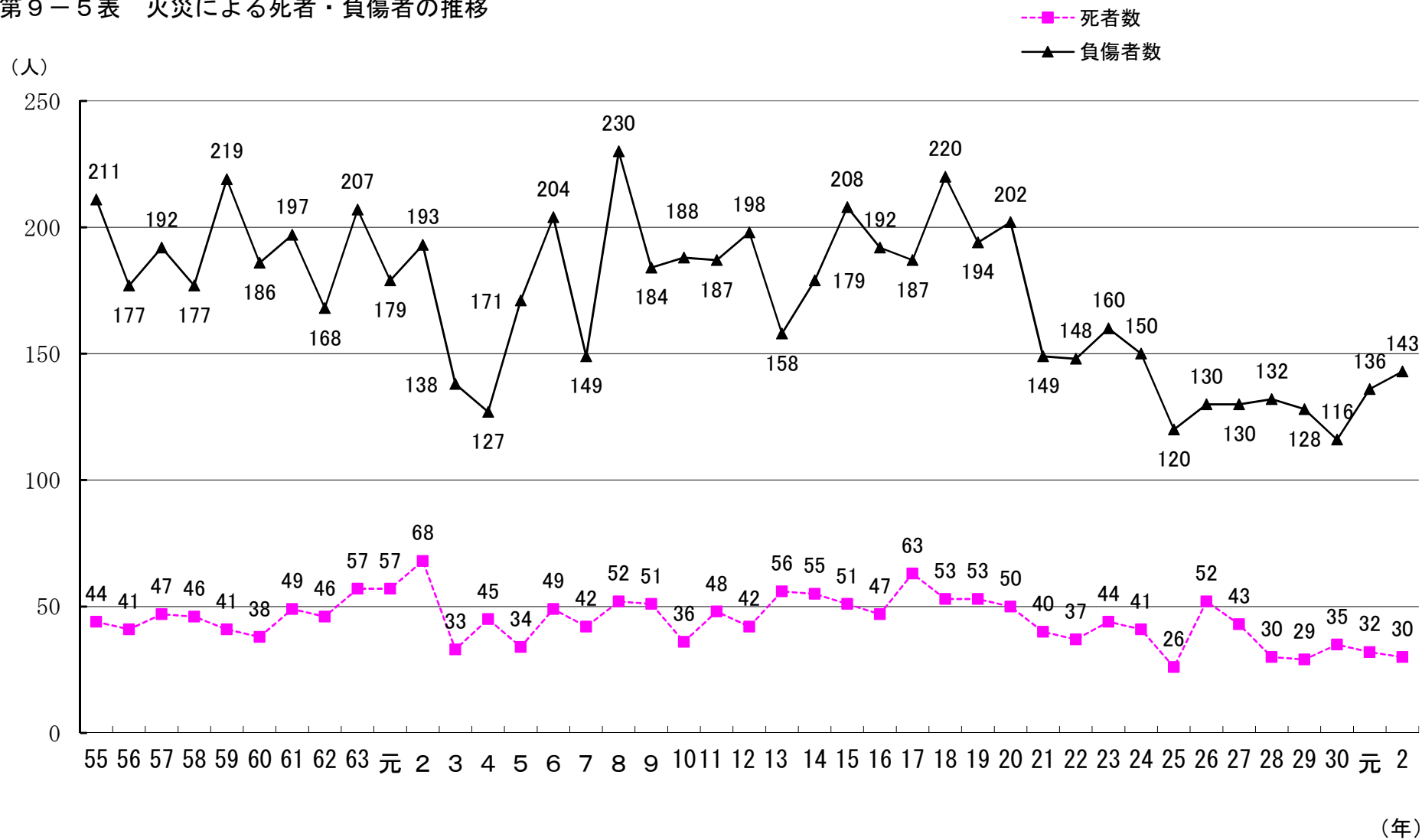
(令和2年中)

区分 市町村名	出火件数							り災 世帯数	損 害 額 (千円)								焼 損 面 積	
	建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	計		爆 発 を 除 く						爆 発 計	建 物(m ²)		
									建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他		床 面 積	表 面 積	
広島市	135	5	14			60	214	143	206,167		4,592		0	2,428	3,240	216,427	2,811	524
(中 区)	27	0	1	0	0	6	34	32	35,349	0	6	0	0	7	0	35,362	159	104
(東 区)	8	0	2	0	0	3	13	5	333	0	8	0	0	11	0	352	0	8
(南 区)	15	0	3	0	0	3	21	17	47,571	0	441	0	0	49	0	48,061	430	185
(西 区)	21	0	1	0	0	9	31	16	4,353	0	1,170	0	0	2,005	0	7,528	31	22
(安佐南区)	25	1	1	0	0	8	35	25	39,207	0	85	0	0	246	0	39,538	514	45
(安佐北区)	17	4	3	0	0	19	43	16	49,960	0	2,652	0	0	34	0	52,646	1,137	51
(安芸区)	7	0	0	0	0	6	13	16	9,653	0	0	0	0	45	3,240	12,938	161	59
(佐伯区)	15	0	3	0	0	6	24	16	19,741	0	230	0	0	31	0	20,002	379	50
呉市	31	2	3	2	0	26	64	42	48,270	0	127	3,688	0	40	0	52,125	1,091	173
竹原市	6	0	1	0	0	3	10	5	7,410	0	11	0	0	4	0	7,425	394	0
三原市	16	5	5	0	0	23	49	18	125,620	0	4,790	0	0	10	0	130,420	3,708	3
尾道市	35	0	5	0	0	5	45	56	259,726	0	1,673	0	0	2,695	0	264,094	4,342	289
福山市	44	3	12	2	0	6	67	73	219,709	0	7,690	88	0	2,553	691	230,731	4,375	351
府中市	5	4	0	0	0	0	9	6	8,137	57	302	0	0	877	0	9,373	633	4
三次市	18	7	1	0	0	9	35	8	46,764	0	1,957	0	0	234	0	48,955	1,112	90
庄原市	7	6	0	0	0	9	22	4	4,470	138	0	0	0	65	0	4,673	467	2
大竹市	5	0	3	0	0	4	12	4	7,449	0	0	0	0	3	0	7,452	164	11
東広島市	35	14	5	0	0	23	77	28	136,528	1	2,549	0	0	942	504	140,524	3,155	21
廿日市市	17	1	8	0	0	8	34	9	5,081	0	16,791	0	0	340	0	22,212	241	35
安芸高田市	8	2	2	0	0	10	22	6	29,172	0	177	0	0	20	0	29,369	712	3
江田島市	3	0	2	0	0	10	15	1	14,718	0	394	0	0	1,363	0	16,475	368	3
府中町	6	0	2	0	0	0	8	2	211	0	396	0	0	0	31	638	2	0
海田町	4	0	0	0	0	2	6	2	2,630	0	0	0	0	0	0	2,630	19	2
熊野町	3	0	1	0	0	1	5	4	13,188	0	671	0	0	19	0	13,878	107	28
坂町	1	0	0	0	0	0	1	0	15	0	0	0	0	0	0	15	0	20
安芸太田町	2	0	1	0	0	0	3	1	36,382	0	604	0	0	99	0	37,085	790	22
北広島町	5	5	1	0	0	1	12	5	50,934	198	604	0	0	47	0	51,783	740	0
大崎上島町	1	0	0	0	0	2	3	0	134	0	0	0	0	0	0	134	5	0
世羅町	3	1	3	0	0	10	17	1	4,005	0	424	0	0	0	0	4,429	340	0
神石高原町	4	2	0	0	0	0	6	2	13,876	0	100	0	0	20	0	13,996	473	0
県 計	394	57	69	4		212	736	420	1,240,596	394	43,852	3,776		11,759	4,466	1,304,843	26,049	1,581

第9－4表 火災件数・損害額の推移



第9-5表 火災による死者・負傷者の推移



第 10 石油コンビナート等防災区域

第 10 石油コンビナート等防災区域

1 位置図(H30.4.1)



2 県の防災対策

- ア 広島県石油コンビナート等防災本部幹事会の開催（毎年度）
- イ 広島県石油コンビナート等防災計画の修正（毎年度）
- ウ 石油コンビナート等総合防災訓練の実施（隔年）

近年の実施状況は次のとおりである。昭和 44 年の訓練開始以来、平成 30 年は第 24 回である。

平成 30 年 11 月 4 日	大竹地区
平成 28 年 10 月 25 日	江田島地区
平成 26 年 10 月 29 日	福山地区
平成 24 年 10 月 30 日	大竹地区
平成 22 年 11 月 26 日	能美地区
平成 20 年 11 月 21 日	福山地区
平成 18 年 10 月 31 日	大竹地区
平成 16 年 10 月 14 日	江田島地区
平成 14 年 10 月 12 日	福山地区
平成 12 年 10 月 12 日	大竹地区

平成 10 年 10 月 13 日 能美地区

平成 8 年 11 月 8 日 福山地区

平成 6 年 10 月 28 日 大竹地区

エ 防災本部の協議会設置

福山・笠岡地区については岡山県と、また、岩国・大竹地区については山口県と防災本部の協議会を設置し、防災計画の修正及びその実施の推進に当たっている。

3 事業所の防災対策

次の 2 地区に特別防災区域協議会が設置され、活発に活動している。

岩国・大竹地区 昭和 53 年 6 月 1 日設置

福山・笠岡地区 昭和 58 年 10 月 5 日設置（昭和 63 年 4 月 1 日に「福山地区」から名称変更）

4 広島県の特別防災区域の概要

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区域名	福山・笠岡 (福山地区のみ)	江田島	能美	岩国・大竹 (大竹地区のみ)	計
指定年月日	昭和 62 年 3 月 27 日	昭和 51 年 7 月 9 日	昭和 51 年 7 月 9 日	昭和 51 年 7 月 9 日	—
消防機関名	福山地区消防組合 消防局	江田島市消防本部	江田島市消防本部	大竹市消防本部	3
市町村名	福山市	江田島市	江田島市	大竹市	3
区域面積 (万㎡)	941	8	39	239	1,227
特定事業所	5	1	1	5	12
レイアウト 事業所	・(株)JFE サンソセンタ ー福山工場 計 1	—	—	・三菱ケミカル(株)広島 事業所 ・(株)ダイセル大竹工場 ・三井化学(株)岩国大竹 工場 計 3	4
第 1 種 事業所	・JFE スチール(株)西日 本製鉄所(福山地区) ・瀬戸内共同火力(株) 福山共同発電所 ・ヤスハラケミカル(株) 福山工場 計 3	・伊藤忠エネクス(株) 江田島ターミナル 計 1	・鹿川ターミナル(株) 計 1	—	5
第 2 種 事業所	・日本化薬(株)福山工場 計 1	—	—	・日本製紙(株)大竹工場 ・大竹明新化学(株) 計 2	3
石油の貯蔵 取 扱 量 (千キロリットル)	69	74	950	172	1265
高圧ガスの 処 理 量 (十萬立方メートル)	710	—	—	106	816
特別防災区域 協議会の有無	有	無	無	有	—

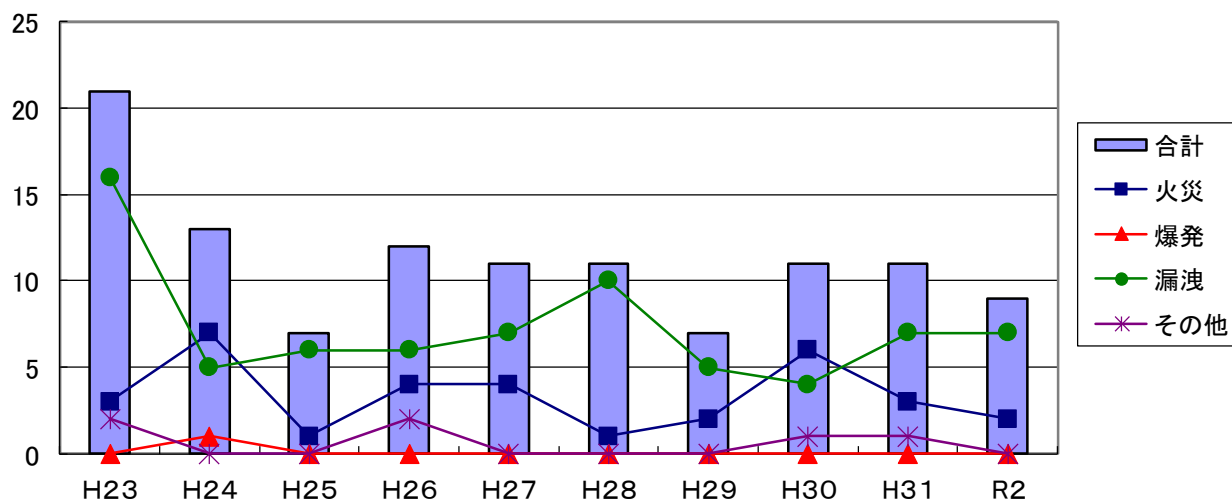
5 石油コンビナート等事故件数

地区名 年		福山・笠岡 (福山地区のみ)	江田島	能美	岩国・大竹 (大竹地区のみ)	合 計	事 故 種 別			
							火 災	爆 発	漏 洩	その他
平成 23 年	件数	1		2	1 8	2 1	3		1 6	2
	死傷									
平成 24 年	件数	3			1 0	1 3	7	1	5	
	死傷				傷 3	傷 3				
平成 25 年	件数				7	7	1		6	
	死傷				傷 1	傷 1				
平成 26 年	件数				1 2	1 2	4		6	2
	死傷									
平成 27 年	件数	1			1 0	1 1	4		7	
	死傷									
平成 28 年	件数				1 1	1 1	1		1 0	
	死傷									
平成 29 年	件数				7	7	2		5	
	死傷									
平成 30 年	件数	4			7	1 1	6		4	1
	死傷				傷 1	傷 1				
平成 31 年	件数				1 1	1 1	3		7	1
	死傷				傷 1	傷 1				
令和 2 年	件数				9	9	2		7	
	死傷									
合計	件数	9	0	2	1 0 2	1 1 3	3 3	1	7 3	6
	死傷	0	0	0	死 0 傷 6	死 0 傷 6				

6 最近の事故の状況

令和 2 年の石油コンビナート等の事故は 11 件である。

平成 23 年から令和 2 年までの最近 10 年間で石油コンビナート等の事故は 113 件発生している。これを事故種別でみると図のとおり、火災及び漏洩事故がそのほとんどを占めている。



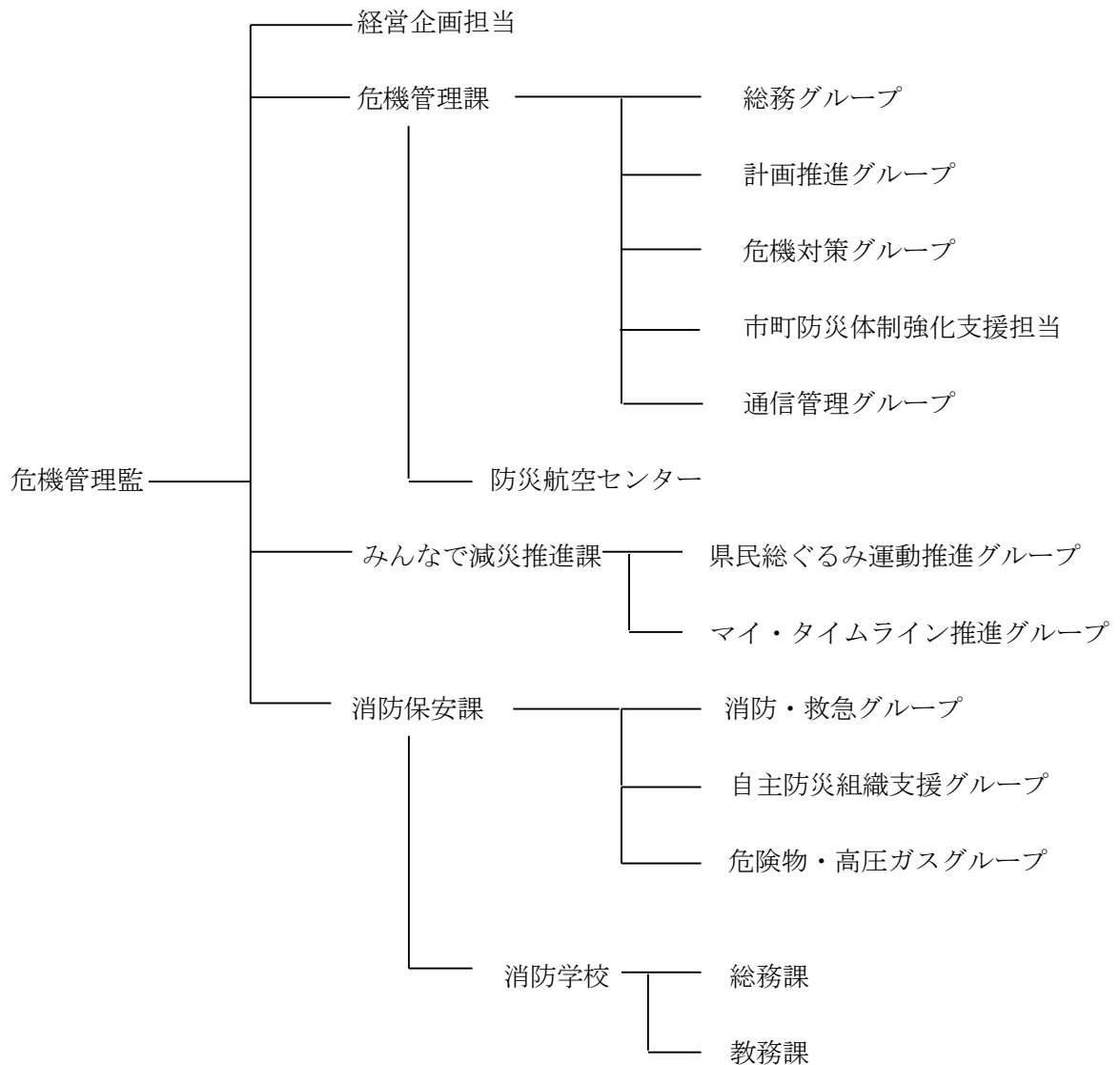
参 考 資 料

広島県危機管理監の組織（令和３年４月１日現在）

広島県危機管理監	〒730-8511	広島市中区基町 10-52	
	電 話	危機管理課	082-513-2784
		減災対策推進担当	082-513-2781
		消防保安課	082-513-2790
	F A X	各課共通	082-227-2122
		消防防災無線電話	34-89
		消防防災無線 F A X	34-84

広島県防災航空センター	〒729-0416	三原市本郷町善入寺 94-22	
	代 表		0848-86-8931
	F A X		0848-86-8933

広島県消防学校	〒739-1743	広島市安佐北区倉掛 2 丁目 33-2	
	代 表		082-843-1117
	F A X		082-843-1001



■ 消防機関の名称及び所在地（その1）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
【広島市消防局】	730-0051	広島市中区大手町5-20-12	082-246-8211	082-247-1645
消防航空隊	733-0036	〃 西区観音新町4-10-127	082-546-3454	082-546-3455
中消防署	730-0051	〃 中区大手町5-20-12	082-541-2700	082-542-7720
白島出張所	730-0003	〃 中区白島九軒町12-20	082-223-3107	082-223-3107
基町出張所	730-0011	〃 中区基町20-8	082-223-3451	082-223-3451
江波出張所	730-0847	〃 中区舟入南6-2-1	082-291-0616	082-291-0616
東消防署	732-0052	〃 東区光町2-12-6	082-263-8401	082-263-7489
福田出張所	732-0029	〃 東区福田7-2-10	082-899-5719	082-899-5719
温品出張所	732-0033	〃 東区温品5-3-1	082-289-2790	082-289-2790
戸坂出張所	732-0016	〃 東区戸坂出江2-9-11	082-229-4067	082-229-4067
南消防署	732-0824	〃 南区の場町2-5-14	082-261-5181	082-261-9025
水上出張所	734-0011	〃 南区宇品海岸2-23-39	082-255-6616	082-255-9372
青崎出張所	734-0053	〃 南区青崎1-7-12	082-281-7999	082-281-7999
東本浦出張所	734-0025	〃 南区東本浦町23-6	082-285-6090	082-285-6090
日宇那出張所	734-0031	〃 南区日宇那町3-6	082-255-7973	082-255-7973
宇品出張所	734-0003	〃 南区宇品東2-1-46	082-255-7493	082-255-7493
似島出張所	734-0017	〃 南区似島町字家下752-74	082-259-2038	082-259-2066
西消防署	733-0023	〃 西区都町43-10	082-232-0381	082-232-3293
三篠出張所	733-0003	〃 西区三篠町3-16-23	082-238-5094	082-238-5094
己斐出張所	733-0813	〃 西区己斐中3-14-2	082-272-0479	082-272-0479
庚午出張所	733-0822	〃 西区庚午中4-21-19	082-272-0463	082-272-0463
井口出張所	733-0833	〃 西区商工センター4-1-1	082-277-9100	082-277-9100
安佐南消防署	731-0103	〃 安佐南区緑井1-10-3	082-877-4101	082-877-9462
上安出張所	731-0154	〃 安佐南区上安5-8-14	082-878-3088	082-878-3088
祇園出張所	731-0138	〃 安佐南区祇園2-48-11	082-874-3511	082-874-3511
沼田出張所	731-3161	〃 安佐南区沼田町伴東4-18-6	082-848-0200	082-848-0200
安佐北消防署	731-0223	〃 安佐北区可部南4-26-13	082-814-4795	082-814-9931
白木出張所	739-1411	〃 安佐北区白木町大字市川1533-5	082-828-0511	082-828-0511
高陽出張所	739-1741	〃 安佐北区真亀1-3-6	082-842-3390	082-842-3390
可部出張所	731-0221	〃 安佐北区可部7-7-16	082-815-5101	082-815-5101
安佐出張所	731-1142	〃 安佐北区安佐町大字飯室3052-1	082-835-0153	082-835-0153
安芸太田出張所	731-3702	山県郡安芸太田町大字中筒賀345-2	0826-32-2011	0826-32-2013
安芸消防署	736-0045	安芸郡海田町堀川町3-12	082-822-4349	082-822-9119
瀬野川出張所	739-0323	広島市安芸区中野東7-14-23	082-892-0100	082-892-0100
矢野出張所	736-0085	〃 安芸区矢野西2-16-1	082-884-2340	082-884-2340
熊野出張所	731-4213	安芸郡熊野町萩原6-26-8	082-854-1103	082-854-1103
坂出張所	731-4323	安芸郡坂町横浜中央1-1-11	082-885-0100	082-885-0100

■ 消防機関の名称及び所在地（その2）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
佐伯消防署	731-5128	広島市佐伯区五日市中央7-25-18	082-921-2235	082-921-5336
八幡出張所	731-5106	〃 佐伯区利松1-5-24	082-928-0239	082-928-0239
海老園出張所	731-5135	〃 佐伯区海老園1-2-54	082-921-2238	082-921-2238
湯来出張所	738-0601	〃 佐伯区湯来町大字和田224	0829-40-4119	0829-40-4121
【呉市消防局】	737-0811	呉市西中央3-1-34	0823-26-0119	0823-26-0308
西消防署	737-0051	〃	0823-22-0119	0823-26-0338
狩留賀出張所	737-0862	呉市狩留賀町3-19	0823-26-0316	0823-26-0316
昭和出張所	737-0935	〃 焼山中央2-8-21	0823-26-0317	0823-26-0317
南出張所	737-0024	〃 宮原13-2-29	0823-26-0319	0823-26-0319
東消防署	737-0112	〃 広古新開2-1-9	0823-74-0119	0823-74-8908
阿賀北出張所	737-0003	〃 阿賀北4-3-27	0823-74-8917	0823-74-8917
仁方出張所	737-0152	〃 仁方本町1-6-18	0823-74-8916	0823-74-8916
郷原出張所	737-0161	〃 郷原町7100	0823-74-8918	0823-74-8918
川尻出張所	729-2603	〃 川尻町西1-1-1	0823-74-8919	0823-74-8919
安浦出張所	729-2516	〃 安浦町中央6-2-1	0823-74-8920	0823-74-8920
大崎下島出張所	734-0102	〃 豊浜町大字大浜311-1	0823-74-8910	0846-67-1191
蒲刈出張所	737-0311	〃 蒲刈町向字小市369-5	0823-74-8921	0823-74-8921
音戸消防署	737-1206	〃 音戸町高須2-1-19	0823-51-0119	0823-26-0339
倉橋出張所	737-1324	〃 倉橋町本浦1771	0823-26-0340	0823-26-0340
【三原市消防本部】	723-0051	三原市宮浦1-22-2	0848-62-2101	0848-62-5119
三原市消防署	723-0015	〃	0848-62-2101	0848-62-5119
糸崎出張所	729-0324	三原市糸崎町7-1-27	0848-62-3218	0848-62-3218
久井出張所	722-1414	〃 久井町坂井原3480-1	0847-32-5222	0847-32-8333
西部分署	729-0414	〃 下北方1-2-1	0848-86-2119	0848-86-6794
大和出張所	729-1492	〃 大和町下徳良125-1	0847-33-0119	0847-35-1017
北部分署	722-1115	世羅郡世羅町大字西神崎878-1	0847-22-3737	0847-22-3792
世羅西出張所	722-1115	〃 大字小国3399-1	0847-37-2717	0847-37-2718
【尾道市消防局】	722-0051	尾道市東尾道18-2	0848-55-9120	0848-55-9132
尾道消防署	722-0051	〃	0848-55-9124	0848-55-9134
向島分署	722-0073	尾道市向島町5931	0848-44-7119	0848-44-1909
御調分署	722-0342	〃 御調町大田26-1	0848-76-3119	0848-76-3100
北出張所	722-0213	〃 美ノ郷町白江507-1	0848-48-6119	0848-48-5610
尾道西消防署	722-0014	〃 新浜1-5-3	0848-22-0119	0848-22-3119
因島消防署	722-2211	〃 因島中庄町1347-1	0845-24-0119	0845-24-1199
瀬戸田分署	722-2414	〃 瀬戸田町鹿田原1-29	0845-27-4119	0845-27-1363

■ 消防機関の名称及び所在地（その3）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
【大竹市消防本部】	739-0605	大竹市立戸1-2-10	0827-54-0119	0827-53-2928
大竹市消防署	739-0605	〃	0827-54-0119	0827-53-2928
【東広島市消防局】	739-0021	東広島市西条町助実1173-1	082-422-0119	082-422-8243
東広島消防署	739-0021	〃	082-422-0119	082-422-5597
西分署	739-0145	東広島市八本松西5-1-6	082-428-0119	082-428-0119
南分署	724-0611	〃 黒瀬町大多田1496-5	0823-82-0119	0823-82-0119
北分署	724-0301	〃 豊栄町乃美1118-3	082-432-2119	082-432-2119
東分署	729-1108	〃 河内町入野2076-1	082-437-0119	082-437-0119
安芸津分署	729-2402	東広島市安芸津町三津4711-1	0846-45-0119	0846-45-3993
竹原消防署	725-0026	竹原市中央4-13-1	0846-23-0119	0846-22-0957
忠海分署	729-2316	〃 忠海中町二丁目25-1	0846-26-0420	0846-26-0420
大崎上島消防署	725-0201	豊田郡大崎上島町東野4154-1	0846-65-2056	0846-65-3519
【廿日市市消防本部】	738-0033	廿日市市串戸1-9-33	0829-32-8111	0829-32-4119
廿日市市消防署	738-0033	〃	0829-32-8111	0829-32-4119
西分署	738-0053	廿日市市阿品台4-1-21	0829-38-4131	0829-38-4130
佐伯分署	738-0222	〃 津田1147-10	0829-72-1312	0829-72-1280
大野消防署	739-0434	〃 大野1-1-6	0829-55-1119	0829-55-1120
宮島消防署	739-0588	〃 宮島381-2	0829-44-2800	0829-44-0460
【安芸高田市消防本部】	731-0501	安芸高田市吉田町吉田751-1	0826-42-0931	0826-47-1191
安芸高田消防署	731-0501	〃	0826-42-0931	0826-47-1191
【江田島市消防本部】	737-2133	江田島市江田島町鷺部2-17-5	0823-40-0119	0823-42-1965
江田島消防署	737-2133	〃	0823-40-0119	0823-42-3164
能美出張所	737-2302	江田島市能美町鹿川1275-3	0823-45-4739	0823-45-5463
【府中町消防本部】	735-0022	安芸郡府中町大通3-5-9	082-286-3119	082-288-6337
府中町消防署	735-0022	〃	082-286-3119	082-288-6337
【北広島町消防本部】	731-1531	山県郡北広島町春木516	0826-72-0119	0826-72-5145
北広島町消防署	731-1531	〃	0826-72-0119	0826-72-5145
豊平出張所	731-1711	山県郡北広島町戸谷1088-1	0826-83-0119	0826-83-0119
大朝出張所	731-2103	〃 新庄921-3	0826-82-1119	0826-82-1119
芸北出張所	731-2323	〃 川小田75	0826-36-3119	0826-36-3121

■ 消防機関の名称及び所在地（その4）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
【備北地区消防組合消防本部】	728-0012	三次市十日市中3-1-21	0824-63-1191	0824-63-3446
三次消防署	728-0012	〃	0824-63-1192	0824-63-1196
甲奴出張所	729-4102	三次市甲奴町西野591-1	0847-67-2282	0847-67-2282
作木出張所	728-0124	〃 作木町下作木1068-1	0824-55-3109	0824-55-3109
吉舎出張所	729-4207	〃 吉舎町敷地795	0824-43-3119	0824-43-3119
三和出張所	729-6615	〃 三和町上板木45-1	0824-52-3119	0824-52-3119
口和出張所	728-0503	庄原市口和町大月576-14	0824-87-2455	0824-87-2455
庄原消防署	727-0004	〃 新庄町396-1	0824-72-9911	0824-72-2200
西城出張所	729-5744	〃 西城町大屋1956-20	0824-82-2193	0824-82-2193
高野出張所	727-0412	〃 高野町下湯川356-4	0824-86-2955	0824-86-2955
東城消防署	729-5121	〃 東城町川東1175	0847-72-4005	0847-72-4037
【福山地区消防組合消防局】	720-0825	福山市沖野上町5-13-8	084-928-1190	084-921-9357
南消防署	720-0825	〃	084-928-1200	084-921-9360
鞆出張所	720-0202	福山市鞆町鞆3458-1	084-983-5119	084-983-5104
瀬戸出張所	720-0836	〃 瀬戸町大字長和246	084-952-0738	084-952-1042
北消防署	720-0022	〃 奈良津町2-1-1	084-923-3993	084-922-6167
駅家分署	720-1131	〃 駅家町大字万能倉567-4	084-976-5119	084-976-7175
東消防署	721-0941	〃 引野町北4-23-9	084-941-3868	084-941-6380
西消防署	729-0104	〃 松永町3-21-77	084-934-1355	084-934-3297
沼隈内海出張所	720-0313	〃 沼隈町大字常石1857-2	084-987-4119	084-987-4188
今津出張所	729-0111	〃 今津町2153-2	084-934-6119	084-934-2886
水上消防署	721-0956	〃 箕沖町135	084-954-0821	084-954-6482
芦品消防署	729-3101	〃 新市町大字戸手780-10	0847-52-4400	0847-52-6879
深安消防署	720-2123	〃 神辺町大字川北1402-1	084-962-1234	084-962-3112
安田出張所	720-1811	神石郡神石高原町安田160-6	0847-82-0119	0847-82-0199
府中消防署	726-0005	府中市府中町堤外119-1	0847-43-7183	0847-43-6661
小塚出張所	729-3401	〃 上下町小塚543-9	0847-62-2119	0847-62-2606